

## 令和元年第5回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 7月26日(金曜日) 会期 1日間  
閉 会 7月26日(金曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
7. 26	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 閉 会

## 令和元年第5回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 7 月 2 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年7月26日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和元年7月26日 午前10時17分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	欠
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		大 城 律 也			
	5 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長		
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 か ほ る		農 林 水 産 課 参 事		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和元年7月26日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第36号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
4	議案第37号	公営墓地進入路整備工事（その1）請負契約について	〃
5	議案第38号	公営墓地進入路整備工事（その2）請負契約について	〃
6	議案第39号	しまぶく学童クラブ建設工事請負契約について	〃
7	議案第40号	学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和元年  
第5回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120  
条の規定によって、大城律也議員及び上間堅治  
議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（名幸利積）

日程第2．会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間  
にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決  
定しました。

日程第3．議案第36号 令和元年度北中城  
村一般会計補正予算（第4号）に  
ついて

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第36号 令和元年度北中城村  
一般会計補正予算（第4号）についてを議題と  
します。

本案について提案理由の説明を求めます。  
村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第36号 令和元年度北中城村  
一般会計補正予算（第4号）について御説明申  
上げます。

議案第36号

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求め  
ます。

令和元年7月26日 提出  
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第4号）

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,218,969千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		376,870	4,818	381,688
	2 基金繰入金	376,869	4,818	381,687
22 諸収入		97,856	300	98,156
	3 雑入	62,506	300	62,806
歳入合計		8,213,851	5,118	8,218,969

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,490,223	4,688	1,494,911
	1 総務管理費	1,339,332	4,688	1,344,020
4 衛生費		991,143	430	991,573
	1 保健衛生費	625,991	430	626,421
歳出合計		8,213,851	5,118	8,218,969

詳細については副村長のほうに説明をさせていただきますと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

では、議案の第36号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

初めに、歳入につきまして、事項別明細書のほうで主な補正について御説明いたします。

5ページをお願いします。

20款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金418万8,000円につきましては、財源

不足を補うための繰り入れでございます。

22款諸収入、3項2目1節雑入の市町村健康づくり運動実践活動助成金30万円につきましては、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団の10分の7の助成金でございます。

次に、歳出につきまして、主な補正についてご説明を申し上げます。

6ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節報償費468万8,000円につきましては、自治会長2名の退職に伴う報償金でございます。

7ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健事業

費の各節におきまして、市町村健康づくり運動実践活動の事業予算を計上してあります。同事業は、人気のある城ヨガに続く新たな健康コンテンツとして、フラダンスによる運動習慣の定着やスポーツ活動の促進、地域経済の活性化を図るための事業です。

私からは以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第36号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第36号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

**日程第4．議案第37号 公営墓地進入路整備工事（その1）請負契約について**

**○議長（名幸利積）**

日程第4．議案第37号 公営墓地進入路整備工事（その1）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、議案第37号 公営墓地進入路整備工事（その1）請負契約についてを御説明申し上げます。

**議案第37号**

**公営墓地進入路整備工事（その1）請負契約について**

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：公営墓地進入路整備工事（その1）

北中城村字 島袋・渡口 地内

2. 契約の方法：指名競争入札

3. 契約金額：¥109,230,000

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥9,930,000

4. 契約の相手方：沖縄市比屋根4丁目29番1号

太田建設株式会社

代表取締役 太田 美 範

令和元年7月26日

北中城村長 新垣 邦 男

別添工事請負契約書並びにその整備工事の概略図というんですかね、それでもって、進入の平面図、そして、入札の結果を添付してございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 公営墓地進入路整備工事（その1）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第37号 公営墓地進入路整備工事（その1）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第38号 公営墓地進入路整備工事（その2）請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第38号 公営墓地進入路整備工事（その2）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

備工事（その2）請負契約についてを御説明申し上げます。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第38号 公営墓地進入路整

議案第38号

公営墓地進入路整備工事（その2）請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：公営墓地進入路整備工事（その2）  
北中城村字 島袋・渡口 地内
2. 契約の方法：指名競争入札
3. 契約金額：¥54,450,000  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥4,950,000
4. 契約の相手方：沖縄市南桃原1-3-16  
有限会社親富祖工業  
代表取締役 親富祖 政 春

令和元年7月26日  
北中城村長 新垣邦男

別添工事請負契約書並びに、これも進入路整備工事の概略図、平面図、そして、入札結果を添付してございます。よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 公営墓地進入路整備工事(その2)請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第38号 公営墓地進入路整備工事(その2)請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第39号 しまぶく学童クラブ建設工事請負契約について

○議長(名幸利積)

日程第6. 議案第39号 しまぶく学童クラブ建設工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

議案第39号 しまぶく学童クラブ建設工事請負契約についてを御説明申し上げます。

議案第39号

しまぶく学童クラブ建設工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例(昭和47年条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的: しまぶく学童クラブ建設工事

北中城村字 島袋 地内

2. 契約の方法: 指名競争入札

3. 契約金額: ¥82,500,000

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ¥7,500,000

4. 契約の相手方: 北中城村字島袋495番地

有限会社美工開発

令和元年7月26日  
北中城村長 新垣邦男

これも別添工事請負契約書、さらには概略図、設計図、そして入札結果書を添付してごさいます。よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 しまぶく学童クラブ建設工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第39号 しまぶく学童クラブ建設工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第40号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について

○議長（名幸利積）

日程第7. 議案第40号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

議案第40号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてを御説明申し上げます。

議案第40号

学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について

北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定に基づき、次のとおり物件供給契約の締結について、議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：学校給食共同調理場厨房機器等備品購入（給食用配送車）
2. 納入場所：北中城村立学校給食共同調理場
3. 契約の方法：指名競争入札
4. 契約金額：¥10,257,900－  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥932,536）
5. 契約の相手方：浦添市宇港川495番地5  
沖縄ふそう自動車株式会社  
代表取締役 與那覇 明

令和元年7月26日 提出  
北中城村長 新垣邦男

別添物件供給契約書並びに入札結果書を添付してございます。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、議案第40号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について質疑をしたと思います。

この給食用の配送車なんですけれども、それを今、何台保有しているのか。それから、今回の車の購入ではあるんですけれども、この給食用配送車の耐用年数は何年になっているのか。

それから、あと1点は、この決裁の公文書なんですけれども、分類とか、それから種別、保存年月日が記載されていないんですけれども、北中城村の文書事務取扱規程においては、文書

の分類、記号及び保存期限を記載しなければならないとあるんですけれども、これが記載されていないんですね。これまでの議案第37号、38号、39号についても分類のほうは記載されていないんですけれども、この40号の特に決裁を受ける際に分類や種別とか保存年月日を記載すべきだと思いますけれども、それについて伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

ただいまの質問にお答えします。

現在、配送車保有台数は2台、耐用年数につきましては、これは減価償却の耐用年数でいきますと、4年でございます。

契約文書の保存年月日、種別に関しましては、すみません、こちらの記入ミスでございます。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これが記入されていないものが添付されましたので、しっかりと、やはり添付して決裁を受けるというのが大事かと思っておりますので、そこら辺はどう考えるでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

まさに御指摘のとおり、記載して添付するのが通常だと思います。今後、気をつけたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

公文書を見ますと、よく分類と種別と保存年月日がかかなりこれまで見受けられましたので、質疑をいたしましたので、どうぞ改善をしていただきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

今後、改善させていただきます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第40号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第5回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長\_\_\_\_\_

署名議員\_\_\_\_\_

署名議員\_\_\_\_\_



## 令和元年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年9月6日 午前10時04分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年9月6日 午前11時46分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	欠	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	6 番 議 員		金 城 高 治			
	7 番 議 員		比 嘉 盛 一			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和元年9月6日(金曜日)

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第41号	北中城村森林整備促進基金条例の制定について	説 明
5	議案第42号	令和元年度北中城村一般会計補正予算(第5号)について	〃
6	議案第43号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	〃
7	議案第44号	令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	〃
8	議案第45号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	〃
9	議案第46号	令和元年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)について	〃
10	認定第1号	平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
11	認定第2号	平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
12	認定第3号	平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
13	認定第4号	平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
14	認定第5号	平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
15	議案第47号	平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分について	〃
16	議案第48号	北中城村役場第一庁舎改築事業契約について	〃
17	報告第4号	平成30年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について	報 告

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	報告第 5号	平成30年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告について	報 告
19	報告第 6号	平成30年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
20	報告第 7号	平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の報告について	〃

## ○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和元年第6回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時04分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時04分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。主なものを報告いたします。

6月4日、村アーサ生産部会によるアーサシーソービーが開催され、出席し、挨拶を述べました。

10日、北中城村公共工事説明会及び意見交換会が開催され、出席し、挨拶を述べました。

11日、第4回6月定例会の議会運営委員会を開催しました。

同日、比嘉太郎ふるさと展、ハワイ2世のチムグクルが開催され、多数の議員とともに出席しました。

14日から21日まで、第4回6月定例議会を開催しました。

16日、第31回ふれあいクリーンアップ大作戦が開催され、多数の議員とともに参加しました。

20日、北中城村観光協会定期総会が開催され、出席しました。

23日、沖縄全戦没者追悼式が糸満市摩文仁で開催され、多数の議員とともに参加しました。

7月1日、第69回社会を明るくする運動総理大臣メッセージ伝達式が開催され、出席しました。

4日から5日の間、中部地区町村議会議長会県内視察研修会が座間味村でPFI事業の取り組みをテーマに開催され、参加しました。

7月5日、青少年育成村民大会が開催され、副議長が出席し、激励の言葉を述べました。

8日、県産品優先使用要請訪問団の要請受け入れを村長部局とともに行いました。

10日、北中城村商工会の地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請受け入れを行いました。

同日、第69回社会を明るくする大会が浦添市で開催され、出席しました。

20日、第23回しまくとぅば語やびら大会が開催され、出席しました。

22日、北中城村育英会理事会が開催され、出席しました。

23日、第5回7月臨時議会の運営委員会を開催しました。

26日、第5回7月臨時議会を開催しました。

27日、J A北中城村の事業報告会が北中城村中央公民館で開催され、出席し、挨拶を述べました。

8月6日、葛巻町青少年姉妹町村訪問研修団歓迎夕食会が開催され、多数の議員と出席し、挨拶を述べました。

23日、中部地区町村議会議員、事務局議員研修会交流会が開催され、多数の議員とともに出席しました。

24日から26日の間、中部広域議会議員、最上広域派遣研修事業視察が山形県で開催され、中部広域市町村の各議会議長とともに参加し、最上広域の議員、事務局と交流を行いました。

30日、北中城村海外移住者指定研修生歓迎会が開催され、多数の議員と出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、9月3日に議会運営委員会を開きましたので、報告します。また、令和元年6月定例会以降に受理しました請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情処理一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年6月から令和元年8月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので、御参照ください。

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

**○議長（名幸利積）**

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、金城高治議員及び比嘉盛一議員を指名します。

**日程第2．会期決定の件**

**○議長（名幸利積）**

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月25日水曜日までの20日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。会期は本日から9月25日までの20日間に決定しました。

なお、11日から13日までの一般質問の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、議会活性化の一環として会議の開始時刻を変更し、午後6時に繰り下げて開くことにします。

**日程第3．行政報告**

**○議長（名幸利積）**

日程第3．行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、令和元年6月から令和元年8月までの行政報告をいたします。

まず、6月10日です。北中城村公共工事の説明会を商工会のほうで開催しております。

翌11日、比嘉太郎展示会オープンセレモニーがありまして、あやかりの杜で開催しております。

6月20日、北中城村観光協会の総会がコストビスタホテルで開催をされております。設立から4年目ですが、順調に観光協会も推移をしているというふうに思っております。

6月23日にことしも沖縄全戦没者追悼式、平和祈念公園で開催をされましたが、参加しております。

7月に入りまして、7月14日から16日、中部振興会クルーズ船の研修ということで、これはうちの議長も一緒ですが、台湾から宮古経由をしてクルーズ船がどんなものであるかをじかに乗って研修をしてまいりました。

7月23日、これは初めての事業ですが、福島交流事業ということで、小学生9人が今度初めて福島県へ行って、福島の子供たちとの交流事業を開催しております。

7月29日、全国高等学校総合体育大会自転車競技の大会の開会式が名護市民会館でありまして、挨拶もやっております。

8月1日、学校法人大庭学園連携協定締結式を村長室で行いました。福祉部門、いろんな部門で大庭学園さんと連携をしていきたいというふうに思っております。

8月21日、北中城村と一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターとの包括連携協力に関する協定書の締結式を行っております。IT関係の事業をいろいろ包括的にやっていきたいと思っております。

8月23日、第1回那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会を那覇市で行っております。この協議会の中で、中城村、北中城村は中部広域に移管したいという旨をはっきり申し上げて、そのこともぜひ協議をしてもらいたいということで提案をしております。

8月29日、これは宜野湾市で行ったんですが、宜野湾市、北谷町、中城村、西原町、北中城村の5市町村で災害時総合応援協定の締結式をとり行っております。

8月29日から30日、2020東京オリンピック・パラリンピック音楽交流イベントを神奈川県でやっております。これはアフリカの国をホストタウンということで、北中城村との交流を今後やっていこうということになっております。

8月30日、ことしの海外移住者子弟研修生の歓迎会を村役場で開催をし、多くの村民の皆さんに参加をいただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第41号 北中城村森林整備

促進基金条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定についてから日程第16．議案第48号 北中城村役場第一庁舎改築事業契約についてまでの13件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案第41号

北中城村森林整備促進基金条例の制定について

北中城村森林整備促進基金条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日 提出

北中城村長 新垣邦男

提案理由

森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、北中城村森林整備促進基金条例を制定し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

北中城村森林整備促進基金条例

（設置）

第1条 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、北中城村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、北中城村森林整備促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 北中城村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号以下「法」という。）第34条第1項の各号に掲げる施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、北中城村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次に、北中城村森林整備促進基金条例が添付をされております。第1条の設置から第7条の委任まで、その条例の中に組み込んでおります。お目通しをお願いしたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日

から施行するというふうになっております。

続きまして、議案第42号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを御説明申し上げます。

議案第42号

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第5号）

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,448,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,343,238	419	2,343,657
	3 軽自動車税	53,572	419	53,991
8 自動車取得税交付金		8,000	△1,600	6,400
	1 自動車取得税交付金	8,000	△1,600	6,400
11 地方特例交付金		5,160	25,936	31,096
	1 地方特例交付金	5,160	6,616	11,776
	4 子ども・子育て支援臨時交付金	0	19,320	19,320
12 地方交付税		1,190,000	△26,651	1,163,349
	1 地方交付税	1,190,000	△26,651	1,163,349
14 分担金及び負担金		138,147	△30,557	107,590
	1 負担金	138,147	△30,557	107,590
15 使用料及び手数料		48,867	△3,533	45,334
	1 使用料	20,989	△3,533	17,456
16 国庫支出金		1,697,276	△53,234	1,644,042

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	779,220	24,608	803,828
	2 国庫補助金	913,039	△77,842	835,197
17 県支出金		1,027,244	20,466	1,047,710
	1 県負担金	384,505	12,304	396,809
	2 県補助金	611,274	8,012	619,286
	3 委託金	31,465	150	31,615
20 繰入金		381,688	△38,358	343,330
	1 特別会計繰入金	1	241	242
	2 基金繰入金	381,687	△38,599	343,088
21 繰越金		20,000	270,895	290,895
	1 繰越金	20,000	270,895	290,895
22 諸収入		98,156	11,191	109,347
	3 雑入	62,806	11,191	73,997
23 村債		552,600	54,458	607,058
	1 村債	552,600	54,458	607,058
歳入合計		8,218,969	229,432	8,448,401

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,110	163	96,273
	1 議会費	96,110	163	96,273
2 総務費		1,494,911	154,067	1,648,978
	1 総務管理費	1,344,020	148,715	1,492,735
	2 徴税費	95,944	4,417	100,361
	3 戸籍住民基本台帳費	43,590	935	44,525
3 民生費		2,837,269	74,014	2,911,283
	1 社会福祉費	1,316,516	45,805	1,362,321
	2 児童福祉費	1,520,753	28,209	1,548,962
4 衛生費		991,573	3,966	995,539
	1 保健衛生費	626,421	3,966	630,387
5 農林水産業費		224,801	22,317	247,118
	1 農業費	220,227	20,417	240,644
	2 林業費	1,778	1,900	3,678
6 商工費		196,219	2,073	198,292
	1 商工費	196,219	2,073	198,292

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土 木 費		648,275	35,218	683,493
	2 道 路 橋 梁 費	182,954	3,400	186,354
	3 都 市 計 画 費	414,843	31,818	446,661
9 教 育 費		1,024,557	△72,386	952,171
	1 教 育 総 務 費	115,940	3,354	119,294
	2 小 学 校 費	270,617	△84,079	186,538
	3 中 学 校 費	126,152	6,557	132,709
	4 幼 稚 園 費	59,297	0	59,297
	5 社 会 教 育 費	187,319	1,282	188,601
	6 保 健 体 育 費	265,232	500	265,732
13 予 備 費		16,110	10,000	26,110
	1 予 備 費	16,110	10,000	26,110
歳 出 合 計		8,218,969	229,432	8,448,401

第2表 債務負担行為補正

## 1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
島袋小学校防音機能復旧事業	令和2年度 ～ 令和2年度	87,171
アワセ地区環境影響評価事後調査業務（7年次）	令和2年度 ～ 令和2年度	6,270

第3表 地方債補正

## 1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般事業債 (渡口地区 雨水排水路 整備工事)	8,800	(借入方法) 証書借入又は 地方証券発行 による。	5%以内(ただ し、利率見直し 方式で借入れる 財政融資資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った	30年以内の償 還、その他借 入先の融資条 件による。た だし、村財政 の都合により 繰上償還また は低利債に借	9,100	変更なし	変更なし	変更なし
臨時財政対 策債	117,000	(借入先) 財 政 融 資 資 金、地方公共			171,158			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		団体金融機構 資金、その他	後においては当 該見直し後の利 率)	換えること ができる。				
計	125,800				180,258			

詳細については副村長のほうに説明をさせていただきます。

### ○議長（名幸利積）

副村長。

### ○副村長（比嘉 聡）

では、議案第42号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明いたします。

5ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正、追加が2件ございます。島袋小学校防音機能復旧事業、期間が令和2年度、限度額が8,717万1,000円、事業内容は、空調の改修事業で、国の要請により、事業を次年度にまたがって行うものです。

続きまして、アワセ地区環境影響評価事後調査業務（7年次）、期間が令和2年度、限度額が627万円です。事業内容は、アワセ土地区画整理事業における環境影響を沖縄県へ報告するための調査業務でございます。

6ページをお願いします。

第3表 地方債補正、変更が2件ございます。一般事業債、渡口地区雨水排水路整備工事、限度額が880万円から910万円へ変更、臨時財政対策債の限度額が1億1,700万円から1億7,115万8,000円へと変更しております。記載の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

9ページをお願いします。

1款村税、3項軽自動車税、2目環境性能割及び8款1項1目自動車取得税交付金につきましては、税制改正により今年度10月から自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されることによる補正です。

11款1項1目地方特例交付金661万6,000円の補正につきましては、個人住民税及び自動車税、軽自動車税の減税を補填する特例交付金の決定通知によるものです。

4項1目子ども・子育て支援臨時交付金1,932万円につきましては、今年度10月よりスタートする幼児教育無償化に伴う臨時交付金の補正でございます。

10ページをお願いします。

12款1項1目地方交付税、普通交付税につきましては交付決定によるものです。特別交付税につきましては、昨年度の実績に合わせた減税補正でございます。

14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料につきましては、幼児教育無償化に伴い、利用料が無料となる部分の減額補正でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,351万3,000円につきましては、幼児教育無償化に伴う費用の2分の1が国負担となることによる増額補正です。

11ページをお願いします。

2項国庫補助金、5目防衛施設周辺障害防止事業費補助金7,845万5,000円の減額補正につきましては、当初予算に計上しました島袋小学校の空調改修事業について、国の要請により、事

業を次年度にまたがって行うためのものです。

7目の特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、説明欄の各事業への充当予算組み替えによるものです。

12ページをお願いします。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1,175万6,000円につきましては、幼児教育無償化に伴う費用の4分の1が県負担となることによる増額補正です。

2項の県補助金、2目民生費県補助金、待機児童対策特別事業補助金149万円につきましては、宇屋宜原に8月に開所した認可外保育施設みらいっぼへの補助金で、県の一括交付金、9割補助でございます。

7目沖縄振興特別推進交付金642万2,000円につきましては、説明欄の各事業の事業計画変更に伴う増額補正でございます。なお、各事業の内容につきましては、歳出で御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

20款繰入金、2項基金繰入金、3目の財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分について3,971万4,000円を減額補正とし、戻し入れるものです。

5目ふるさと応援基金繰入金、111万5,000円につきましては、石平自治会への自主防災組織避難訓練補助金、食育SATシステムの備品購入に充てるための基金取り崩しでございます。

21款1項1目繰越金2億7,089万5,000円を増額補正につきましては、平成30年度決算に伴う補正でございます。

22款の諸収入、3項雑入、2目雑入、アワセ土地区画整理組合清算金116万6,000円につきましては換地前後の村有地の評価額の減少についての清算金でございます。

14ページをお願いします。

23款村債、1項村債、1目総務債、臨時財政対策債5,415万8,000円につきましては、県からの発行可能額確定に伴う補正でございます。

次に、歳出につきまして、主な補正について御説明申し上げます。

なお、歳出につきましては、人件費等の増減につきましては説明を省略させていただきます。

16ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費、13節の委託料におきまして、葛巻町との姉妹町村盟約締結30周年事業に係る経費を計上しております。

2目文書広報費14万6,000円の補正につきましては、宇ライカムの世帯へ広報紙等を全戸配布するための委託料でございます。

8目の電算費429万1,000円の補正につきましては、説明欄にあります各事業のシステム改修等の委託料でございます。

10目防災諸費50万円の補正につきましては、今年度新たに組織した石平自治会への自主防災組織避難訓練補助金でございます。

15目文化振興費50万円の補正につきましては、宇仲順の字誌発行助成補助金でございます。

16目の財政調整基金費1億3,544万8,000円につきましては、地方財政法に基づき、平成30年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものです。積み立て後の残高は4億8,191万1,000円です。

23目のふるさと応援基金費50万3,000円につきましては、ふるさと納税寄附金の実績に合わせた積立金の増額補正でございます。

17ページをお願いします。

33目の特定防衛施設周辺整備調整交付金、事業基金398万9,000円につきましては、学校給食調理場備品購入のための基金積立金です。

20ページをお願いします。

3款の民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、13節委託料の生きがい活動支援通所事業委託料につきましては、デイサービスセンターしおさいの1階部分を車椅子が通れるように土間コンクリート工事等を行うための委託料です。

5目介護保険事業費、18節備品購入費につき

ましては、防衛予算を活用し、福祉車両を購入するための補正です。

8目の障害者自立支援諸費4,063万円の補正につきましては、平成30年度の障害福祉サービス費確定に伴う国・県への還付金です。

21ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料478万4,000円につきましては、平成30年度の子ども・子育て支援交付金等の確定に伴う国への還付金です。

2目の保育所費、19節負担金、補助及び交付金、特定教育・保育施設運営負担金（施設型給付）261万2,000円及び地域型保育施設運営負担金37万8,000円につきましては、幼児教育無償化により認定こども園や広域利用の利用者負担分についての補正です。認可外保育施設整備補助金169万9,000円につきましては、宇屋宜原に8月に開所した認可外保育施設みらいっぼへの補助金でございます。

20節の扶助費、子育てのための施設等利用給付金1,633万7,000円につきましては、幼児教育無償化による認可外保育施設への負担金です。

22ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目の母子保健費250万円の補正につきましては、未熟児養育医療費の見込みによる増額補正です。

4目の保健事業費、18節備品購入費62万7,000円につきましては、ふるさと納税寄附金を活用し、食育S A Tシステムを購入するための補正です。

23ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目の農業振興費、13節委託料につきましては、一括交付金を活用し、再生可能資源を活用した北中城産業の活性化推進業務の委託料を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金におきまして、一括交付金を活用したパイプハウス整備事業補

助金771万円を計上しております。

24ページをお願いします。

5款の農林水産業費、2項の林業費、1目林業振興費、13節委託料で、一括交付金を活用した松くい虫対策の松伐倒駆除業務を計上しております。

25ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、3目の観光費207万3,000円につきましては、一括交付金を活用した観光周遊バス実証実験について、事業実施に当たり事業費を精査した結果、増額補正が必要となったことによるものです。

26ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、13節委託料におきまして、村道の登又・安谷屋線の高速道路をまたぐ赤島橋の老朽化に伴うフェンス復旧設計業務及び点検調査業務を計上しております。

27ページをお願いします。

3項の都市計画費、1目都市計画総務費、28節繰出金におきましては、下水道事業特別会計への繰出金2,600万円を計上しております。

2目土地区画整理費、13節委託料、アワセ地区環境影響評価事後調査業務につきましては、土地区画整理事業における環境影響を調査し、沖縄県へ報告するための業務でございます。

9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明をいたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、引き続きまして、教育予算の主な内容について御説明申し上げます。

28ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、8節の報償費から14節の使用料及び賃借料につきましては、当初予算で計上することができな

かったちむあぐみ塾の事業費ですが、事業の再開の要望が強いため、今回の補正予算として計上してございます。

19節負担金、補助及び交付金並びに20節扶助費につきましては、10月から始まる幼児教育無償化に伴う費用として計上してございます。

29ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費226万2,000円につきましては、北中城小学校の空調設備修繕費及び一部教室の床張りかえ修繕のため増額補正として計上してございます。

13節委託料及び15節工事請負費につきましては、島袋小学校の校舎防音機能復旧事業が令和2年度までの国債事業となり、次年度分を減額補正してございます。

19節負担金、補助及び交付金の60万円につきましては、北中城小学校吹奏楽部の九州大会への派遣費として計上してございます。

30ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費の205万5,000円につきましては、中学校体育館照明設備及び消防設備の修繕費として計上してございます。

19節負担金、補助及び交付金の450万円につきましては、北中城中学校吹奏楽部、女子ソフ

トボール部、卓球部の九州大会への派遣費として計上してございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

9款5項1目19節の負担金、補助及び交付金につきましては、29万5,000円の増となっておりますが、県のコミュニティー活動促進事業の助成を受け、熱田自治会への芝刈り機、草刈り機等の購入補助金となっております。

9款5項2目13節委託料の79万8,000円の増につきましては、建築基準法の改正に伴い、客室が200平方メートル以上の観覧場、ホールですね、を含む施設として、中央公民館の防火設備の検査報告義務があるための補正です。建築士会等へ登録しています事務所に依頼をする必要があります、3年に一度の報告となっております。

33ページ、9款6項1目9節の旅費につきましては、40万5,000円の補正額ですが、全国スポーツ推進委員研究大会三重大会において、功労者表彰授賞式に参加するための費用弁償と特別旅費を計上してございます。

以上です。

#### ○村長（新垣邦男）

それでは、続きまして議案第43号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

#### 議案第43号

#### 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,272,291千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		216,652	15,000	231,652
	2 基金繰入金	1	15,000	15,001
11 繰越金		1	28,397	28,398
	1 繰越金	1	28,397	28,398
12 諸収入		138,053	△28,397	109,656
	4 雑入	138,048	△28,397	109,651
歳入合計		2,257,291	15,000	2,272,291

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金		1	15,000	15,001
	1 基金積立金	1	15,000	15,001
歳出合計		2,257,291	15,000	2,272,291

詳細については保険課長のほうに説明をさせていただきます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、議案第43号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の主なものについて御説明いたします。

事項別明細書で御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、5ページのほうをお開きください。

10款繰入金、2項1目1節基金繰入金1,500万円の増についてでございますが、その経緯につきまして、まず平成30年度の決算の余剰金、いわゆる黒字となった額2,839万7,000円について、次款の11款1項2目1節繰越金として計上

し、その後、地方財政法第7条で、繰り越した金額の2分の1以上を基金に積み立てるということになっていることから、歳出の6ページになります。7款1項1目基金積立金、25節積立金に1,500万円を積み立てております。その積み立てた1,500万円を今回、歳入の10款2項1目1節基金繰入金として直ちに取り崩す形となっております。

続きまして、同5ページの12款諸収入、4項

雑入、9目1節歳入欠かん補填収入につきましては、30年度繰り越した2,839万7,000円がございますので、その額がそのまま減額となっております。

説明は以上でございます。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第44号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

#### 議案第44号

#### 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

#### 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

「平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算」とする。

令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,206千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,038千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		164,604	640	165,244
	1 後期高齢者医療保険料	164,604	640	165,244
6 繰越金		1	2,566	2,567
	1 繰越金	1	2,566	2,567
歳入合計		200,832	3,206	204,038

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		198,128	2,964	201,092
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	198,128	2,964	201,092
3 諸支出金		622	242	864
	2 繰出金	1	242	243
歳出合計		200,832	3,206	204,038

詳細については担当課長のほうに説明させていただきます。

## ○議長（名幸利積）

健康保険課長。

## ○健康保険課長（安里直彦）

それでは、議案第44号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

事項別明細書で御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、5ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料、2節滞納繰越分64万円の増でございますが、これは今年度、平成31年度、令和元年度に徴収しました4月、7月における滞納繰越分の収納額を計上しております。

次に、6款1項1目1節の繰越金256万6,000円の増につきましては、平成30年度決算の剰余

金の計上となっております。

続きまして、歳出のほうを御説明いたします。

6ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金の296万4,000円の増でございますが、こちらは平成30年度の保険料の精算分となっております。

続きまして、7ページをお開きください。

3款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金、28節繰出金の24万2,000円の増でございますが、これは平成30年度の事務費の精算分として一般会計へ繰り出しをするものでございます。

説明は以上でございます。

## ○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第45号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別添のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣 邦男

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,412千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		160,000	26,000	186,000
	1 一般会計繰入金	160,000	26,000	186,000
5 繰越金		60,000	△25,831	34,169
	1 繰越金	60,000	△25,831	34,169
歳入合計		510,243	169	510,412

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		356,952	184	357,136
	1 下水道費	155,510	184	155,694
3 予備費		3,094	△15	3,079

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予 備 費	3,094	△15	3,079
歳 出	合 計	510,243	169	510,412

詳細については上下水道課長のほうに説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、議案第45号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、事項別明細書のほうで御説明いたします。

5ページ、お願いいたします。

歳入でございますが、まず5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,583万1,000円の減額について、これは平成30年度の決算結果によるものでございます。この減額を踏まえまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、こちらのほうで2,600万円を増額いたしまして、先ほどの不足分を補うものでござい

す。

続いて、歳出について御説明いたします。

6ページ、お願いします。

1款公共下水道費、1項下水道費、1目一般管理費18万4,000円の補正増額につきましては、3節職員手当の中の住居手当において、年度途中に変動があったためでございます。

続いて、7ページをお願いします。

3款予備費、1項予備費、1目予備費1万5,000円の減額補正につきましては、先ほどの歳入と歳出の額の調整を図るものでございます。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第46号です。令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第46号

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月6日 提出

北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和元年度北中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	589,747 千円	0 千円	589,747 千円
第1項 営業収益	552,595 千円	0 千円	552,595 千円
第2項 営業外収益	37,150 千円	0 千円	37,150 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	582,284 千円	4,818 千円	587,102 千円
第1項 営業費用	576,987 千円	4,818 千円	581,805 千円
第2項 営業外費用	2,295 千円	0 千円	2,295 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	3,000 千円	0 千円	3,000 千円

令和元年度 北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				582,284	4,818	587,102	
水道事業 費用	1 営業費用			576,987	4,818	581,805	
		2 配水及び 給水費		72,158	4,818	76,976	
			4 委託料	38,234	4,818	43,052	北中城村危機管理マニ アル策定業務委託  4,818

収入は補正はございません。支出ですが、第1項営業費用といたしまして481万8,000円の補正をいたしまして、合計が5億8,180万5,000円と定めたいと思っております。

詳細については、上下水道課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、議案第46号 令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

支出、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、4節委託料において481万8,000円の増額補正を予定しております。これは、内容といたしましては村の水道事業に係る危機管理マニュアルの策定業務を本年度から着

手いたしまして、来年度と2カ年計画で整備を  
したいというふうに考えております。この内容  
につきましては、地震、津波、風水害とかの異  
常時において給水対応をどのようにしていくの  
かというものをきちんとマニュアルとして整備  
をしまして、不測の事態に備えたいというふう

に考えております。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、認定第1号です。平成30年度北  
中城村一般会計歳入歳出決算の認定について御  
説明申し上げます。

認定第1号

平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算を別  
紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

平成30年度 北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 7,748,383,489 円  
歳出決算額 7,410,412,077 円  
歳入歳出差引額 337,971,412 円

平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 村税		2,509,561,000	2,684,487,111	2,617,995,469	5,389,318	61,102,324	108,434,469
	1 村民税	955,556,000	1,036,228,530	1,007,573,291	1,986,290	26,668,949	52,017,291
	2 固定資産税	1,396,614,000	1,457,424,109	1,422,006,388	3,178,728	32,238,993	25,392,388
	3 軽自動車税	52,294,000	63,671,015	61,252,333	224,300	2,194,382	8,958,333
	4 村たばこ税	105,096,000	127,163,457	127,163,457	0	0	22,067,457
	5 特別土地保有税	1,000	0	0	0	0	△1,000

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
2	地方譲与税	34,800,000	35,283,000	35,283,000	0	0	483,000
	1 地方揮発油譲 与税	9,800,000	10,187,000	10,187,000	0	0	387,000
	2 自動車重量譲 与税	25,000,000	25,096,000	25,096,000	0	0	96,000
3	利子割交付金	1,557,000	1,513,000	1,513,000	0	0	△ 44,000
	1 利子割交付金	1,557,000	1,513,000	1,513,000	0	0	△ 44,000
4	配当割交付金	2,508,000	2,508,000	2,508,000	0	0	0
	1 配当割交付金	2,508,000	2,508,000	2,508,000	0	0	0
5	株式等譲渡所 得割交付金	2,163,000	2,163,000	2,163,000	0	0	0
	1 株式等譲渡所 得割交付金	2,163,000	2,163,000	2,163,000	0	0	0
6	地方消費税交 付金	262,166,000	262,166,000	262,166,000	0	0	0
	1 地方消費税交 付金	262,166,000	262,166,000	262,166,000	0	0	0
7	ゴルフ場利用 税交付金	7,610,000	7,578,480	7,578,480	0	0	△ 31,520
	1 ゴルフ場利用 税交付金	7,610,000	7,578,480	7,578,480	0	0	△ 31,520
8	自動車取得税 交付金	10,476,000	10,283,000	10,283,000	0	0	△ 193,000
	1 自動車取得税 交付金	10,476,000	10,283,000	10,283,000	0	0	△ 193,000
9	国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	78,081,000	78,081,000	78,081,000	0	0	0
	1 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	78,081,000	78,081,000	78,081,000	0	0	0
10	施設等所在市 町村調整交付 金	245,932,000	245,932,000	245,932,000	0	0	0
	1 施設等所在市 町村調整交付 金	245,932,000	245,932,000	245,932,000	0	0	0
11	地方特例交付 金	8,817,000	8,817,000	8,817,000	0	0	0
	1 地方特例交付 金	8,817,000	8,817,000	8,817,000	0	0	0
12	地方交付税	898,245,000	876,414,000	876,414,000	0	0	△ 21,831,000
	1 地方交付税	898,245,000	876,414,000	876,414,000	0	0	△ 21,831,000

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
13	交通安全対策	1,830,000	2,676,000	2,676,000	0	0	846,000
	特別交付金						
	1 交通安全対策 特別交付金	1,830,000	2,676,000	2,676,000	0	0	846,000
14	分担金及び負 担金	123,970,000	122,168,967	121,040,717	71,000	1,057,250	△ 2,929,283
	1 負担金	123,970,000	122,168,967	121,040,717	71,000	1,057,250	△ 2,929,283
15	使用料及び手 数料	44,840,000	47,695,661	47,620,961	0	74,700	2,780,961
	1 使用料	17,158,000	20,268,763	20,195,263	0	73,500	3,037,263
	2 手数料	27,682,000	27,426,898	27,425,698	0	1,200	△ 256,302
16	国庫支出金	1,422,036,000	1,323,759,749	1,323,759,749	0	0	△ 98,276,251
	1 国庫負担金	757,379,000	767,646,898	767,646,898	0	0	10,267,898
	2 国庫補助金	658,120,000	549,540,137	549,540,137	0	0	△ 108,579,863
	3 委託金	6,537,000	6,572,714	6,572,714	0	0	35,714
17	県支出金	917,591,000	877,227,664	877,227,664	0	0	△ 40,363,336
	1 県負担金	384,489,000	379,613,762	379,613,762	0	0	△ 4,875,238
	2 県補助金	494,436,000	455,637,666	455,637,666	0	0	△ 38,798,334
	3 委託金	38,666,000	41,976,236	41,976,236	0	0	3,310,236
18	財産収入	50,303,000	50,295,389	47,362,529	0	2,932,860	△ 2,940,471
	1 財産運用収入	43,341,000	43,277,054	40,344,194	0	2,932,860	△ 2,996,806
	2 財産売払収入	6,962,000	7,018,335	7,018,335	0	0	56,335
19	寄附金	18,856,000	21,091,058	21,091,058	0	0	2,235,058
	1 寄附金	18,856,000	21,091,058	21,091,058	0	0	2,235,058
20	繰入金	301,860,000	301,860,902	301,860,902	0	0	902
	1 特別会計繰入 金	300,000	300,902	300,902	0	0	902
	2 基金繰入金	301,560,000	301,560,000	301,560,000	0	0	0
21	繰越金	524,480,000	524,480,955	524,480,955	0	0	955
	1 繰越金	524,480,000	524,480,955	524,480,955	0	0	955
22	諸収入	126,198,000	126,788,435	125,875,005	0	913,430	△ 322,995
	1 延滞金、加算 金及び過料	2,500,000	2,227,213	2,227,213	0	0	△ 272,787
	2 村預金利子	6,000	0	0	0	0	△ 6,000
	3 雑入	90,360,000	91,229,222	90,315,792	0	913,430	△ 44,208

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
	5 貸付金元利収 入	33,332,000	33,332,000	33,332,000	0	0	0
23 村債		218,154,000	206,654,000	206,654,000	0	0	△ 11,500,000
	1 村債	218,154,000	206,654,000	206,654,000	0	0	△ 11,500,000
歳 入 合 計		7,812,034,000	7,819,924,371	7,748,383,489	5,460,318	66,080,564	△ 63,650,511

## 歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1 議会費		96,156,000	94,996,815	0	1,159,185	1,159,185
	1 議会費	96,156,000	94,996,815	0	1,159,185	1,159,185
2 総務費		1,283,717,752	1,262,725,690	0	20,992,062	20,992,062
	1 総務管理費	1,129,652,119	1,116,104,543	0	13,547,576	13,547,576
	2 徴税費	90,834,633	88,418,499	0	2,416,134	2,416,134
	3 戸籍住民基本 台帳費	42,352,000	39,887,414	0	2,464,586	2,464,586
	4 選挙費	18,359,000	15,920,250	0	2,438,750	2,438,750
	5 統計調査費	1,061,000	973,675	0	87,325	87,325
	6 監査委員費	1,459,000	1,421,309	0	37,691	37,691
3 民生費		2,546,788,000	2,439,474,344	0	107,313,656	107,313,656
	1 社会福祉費	1,395,156,000	1,299,843,618	0	95,312,382	95,312,382
	2 児童福祉費	1,151,632,000	1,139,630,726	0	12,001,274	12,001,274
4 衛生費		831,206,000	811,909,185	0	19,296,815	19,296,815
	1 保健衛生費	467,807,000	449,961,166	0	17,845,834	17,845,834
	2 清掃費	363,399,000	361,948,019	0	1,450,981	1,450,981
5 農林水産業費		186,584,000	183,330,870	0	3,253,130	3,253,130
	1 農業費	175,671,000	172,592,307	0	3,078,693	3,078,693
	2 林業費	8,094,000	7,952,063	0	141,937	141,937
	3 水産業費	2,819,000	2,786,500	0	32,500	32,500
6 商工費		187,533,000	181,245,443	0	6,287,557	6,287,557
	1 商工費	187,533,000	181,245,443	0	6,287,557	6,287,557
7 土木費		1,146,517,000	941,121,518	178,978,000	26,417,482	205,395,482
	1 土木管理費	39,090,000	38,157,503	0	932,497	932,497
	2 道路橋梁費	234,277,000	158,523,828	71,905,000	3,848,172	75,753,172

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	3 都市計画費	873,150,000	744,440,187	107,073,000	21,636,813	128,709,813
8 消防費		225,910,000	225,705,040	0	204,960	204,960
	1 消防費	225,910,000	225,705,040	0	204,960	204,960
9 教育費		848,695,567	820,816,881	0	27,878,686	27,878,686
	1 教育総務費	113,120,080	109,169,054	0	3,951,026	3,951,026
	2 小学校費	162,755,627	158,446,715	0	4,308,912	4,308,912
	3 中学校費	116,596,030	113,675,365	0	2,920,665	2,920,665
	4 幼稚園費	56,322,000	54,714,319	0	1,607,681	1,607,681
	5 社会教育費	198,800,000	194,938,172	0	3,861,828	3,861,828
	6 保健体育費	201,101,830	189,873,256	0	11,228,574	11,228,574
10 災害復旧費		18,752,000	16,762,270	0	1,989,730	1,989,730
	2 公共土木施設 災害復旧費	18,752,000	16,762,270	0	1,989,730	1,989,730
11 公債費		433,187,000	432,324,021	0	862,979	862,979
	1 公債費	433,187,000	432,324,021	0	862,979	862,979
12 諸支出金		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 普通財産取得 費	2,000	0	0	2,000	2,000
13 予備費		6,985,681	0	0	6,985,681	6,985,681
	1 予備費	6,985,681	0	0	6,985,681	6,985,681
歳 出 合 計		7,812,034,000	7,410,412,077	178,978,000	222,643,923	401,621,923

歳入歳出差引残額 337,971,412 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 新 垣 邦 男

平成30年度の北中城村一般会計歳入歳出決算  
であります。歳入決算額が77億4,838万3,489  
円、歳出決算額が74億1,041万2,077円、歳入歳  
出差し引き額が3億3,797万1,412円となってお

ります。

詳細については副村長のほうに説明させたい  
と思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聰）

では、認定第1号の平成30年度の北中城村一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

平成30年度決算書の前のほうに平成30年度の主要施策の成果説明書が添付されておりますので御参照くださるようお願いいたします。

なお、金額については1,000円単位で御説明いたします。

1 ページをお願いします。

初めに、決算収支の状況についてですが、一般会計の決算規模は歳入総額が77億4,838万3,000円、歳出総額が74億1,041万2,000円となり、前年度に比べて歳入が11億4,597万2,000円、12.9%、歳出が9億5,946万2,000円、11.5%の減となりました。歳入歳出差し引き額は3億3,797万1,000円となり、実質収支が2億9,089万5,000円、対前年度収支がマイナス1億9,346万2,000円、実質の単年度収支がマイナス1億57万4,000円となっております。

次に、予算の執行状況についてですが、歳入予算の執行率は99.2%で、対前年度比較0.2ポイントの減、歳出予算の執行率は94.9%で対前年度比較1.4ポイントの増となっております。

歳入の状況についてですが、自主財源の柱である村税が前年度に比べて約1億5,009万円、約6.5%の増となりました。これは主に個人住民税の分離譲渡所得の影響によるものです。

一方、村税が増った影響と交付税検査による返還分の影響で地方交付税が減となりました。その他の増減が大きい項目を見ますと、国庫支出金及び村債が中学校の改築事業が完了したことにより減となりました。財産収入は、昨年度の村有地の売却がなくなった影響で減となりました。繰入金は、前年度支出のあったライカムロウワー基金の繰り入れがなくなったことにより減となりました。

2 ページをお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長、お願いします。

○副村長（比嘉 聰）

まず2ページをお願いします。

次に、歳出の状況ですが、目的別の歳出の主な増減については、民生費が昨年度支出のあった臨時福祉給付金がなくなったこと及び国保会計への繰出金が昨年度に比べて減となった影響で、全体としては減となりました。農林水産費は、安谷屋第2地区畑地かんがい施設整備事業の影響で増となっております。土木費は、アワセ土地区画整理組合負担金及び観光宿泊施設耐震補助金等の影響で増となりました。繰出金が減となった影響でこれも減となっております。

性質別の主な増減については、扶助費が認可保育所等への負担金及び障害福祉サービス費等の影響で増となっております。普通建設事業費は、昨年度支出のあった中学校改築事業、ライカムロウワー地区用地取得費、防犯カメラ緊急整備事業がなくなった影響で減となりました。物件費は、中学校の改築事業が終了した影響で減となっております。補助費等は観光宿泊施設耐震補助金の影響で増となりました。繰出金は、国保特別会計への繰出金が減となった影響で全体として減となりました。

次に、自主財源と依存財源の内訳ですが、村税等の自主財源の総額は37億3,463万9,000円、自主財源比率は48.2%で、前年度に比べて1億7,542万5,000円、4.9%の増となりました。また、地方交付税や国庫支出金等の依存財源の総額は40億1,374万4,000円、依存財源比率は51.8%で、前年度と比べて13億2,139万7,000円、24.8%の減となっております。

次に、一般財源と特定財源の状況ですが、一般財源の金額は51億6,168万5,000円、一般財源比率66.6%で、前年度と比べて2億5,257万5,000円、4.7%の減となりました。特定財源の金額が25億8,669万8,000円、特定財源の比率で33.4%で、前年度に比べて8億9,339万7,000円の減となっております。

次に、3ページをお願いします。

次に、将来にわたる財政負担の状況についてですが、平成30年度末の地方債の現在高は48億56万5,000円で、前年度末より1億8,884万円の減となります。これは平成30年度中の償還の額が借入金を上回ったことによるものです。また、平成30年度以降の債務負担行為に係る支出予定額は28億8,639万7,000円となっております。

次に、積立金の現在高の状況についてですが、積立金の平成30年度末現在高は11億7,065万4,000円で、前年度末より1億1,896万円増加しております。その主な要因は、財政調整基金が9,288万8,000円の増、庁舎の整備基金が1億円増、ふるさと基金が3,092万8,000円の減、あやかりの杜整備基金が3,175万8,000円の減などによります。

次に、主な財政の指標についてですが、実質

の収支比率は7.6%で、公債費の負担比率が7.8%、財政力指数が0.64、経常収支比率が91.1%となっております。財政力指数は数値が高いほどよいとされ、0.64は本村では過去最高の数値となっております。経常収支比率は人件費、扶助費、公債費の義務的な経常経費が増となったほか、交付税が返還の影響で減となった影響でふえております。財政健全化法に基づく指標は、実質赤字、連結実質赤字はございません。実質公債費の比率、将来負担比率はともに早期健全化基準を大きく下回り、健全な状態となっております。

また、4ページから10ページには平成30年度の決算資料、11ページから30ページに平成30年度の決算における各課ごとの主要な施策の成果説明書を記載しておりますので、御参照ください。

以上を申し上げて、平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

#### ○村長（新垣邦男）

続いて、認定第2号です。平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

#### 認定第2号

#### 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

平成30年度 北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 2,246,313,504 円  
 歳出決算額 2,217,915,833 円  
 歳入歳出差引額 28,397,671 円

平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 国民健康保険		390,501,000	458,069,292	394,370,559	2,694,400	61,004,333	3,869,559
税	1 国民健康保険 税	390,501,000	458,069,292	394,370,559	2,694,400	61,004,333	3,869,559
2 一部負担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 一部負担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 分担金及び負 担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 使用料及び手 数料		278,000	463,500	463,500	0	0	185,500
	1 手数料	278,000	463,500	463,500	0	0	185,500
5 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 県支出金		1,535,083,000	1,515,564,867	1,515,564,867	0	0	△ 19,518,133
	1 県負担金・補 助金	1,535,082,000	1,515,564,867	1,515,564,867	0	0	△ 19,517,133
	2 財政安定化基 金支出金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
8 財産収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
10 繰入金		316,169,000	284,426,016	284,426,016	0	0	△ 31,742,984
	1 他会計繰入金	296,168,000	264,426,016	264,426,016	0	0	△ 31,741,984
	2 基金繰入金	20,001,000	20,000,000	20,000,000	0	0	△ 1,000
11 繰越金		38,376,000	38,375,829	38,375,829	0	0	△ 171
	1 繰越金	38,376,000	38,375,829	38,375,829	0	0	△ 171
12 諸収入		12,774,000	13,112,733	13,112,733	0	0	338,733
	1 延滞金、加算 金及び過料	654,000	737,149	737,149	0	0	83,149

## 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 雑入	12,118,000	12,375,584	12,375,584	0	0	257,584
13 市町村債		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財政安定化基 金貸付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		2,293,186,000	2,310,012,237	2,246,313,504	2,694,400	61,004,333	△ 46,872,496

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1 総務費		59,567,000	58,057,764	0	1,509,236	1,509,236
	1 総務管理費	48,829,000	47,919,963	0	909,037	909,037
	2 徴税費	10,480,000	9,924,901	0	555,099	555,099
	3 運営協議会費	47,000	18,500	0	28,500	28,500
	4 趣旨普及費	211,000	194,400	0	16,600	16,600
2 保険給付費		1,444,624,000	1,388,386,798	0	56,237,202	56,237,202
	1 療養諸費	1,209,477,000	1,167,986,551	0	41,490,449	41,490,449
	2 高額療養費	213,437,000	202,875,970	0	10,561,030	10,561,030
	3 移送費	110,000	0	0	110,000	110,000
	4 出産育児一時 金	21,000,000	17,164,277	0	3,835,723	3,835,723
	5 葬祭費	600,000	360,000	0	240,000	240,000
3 国民健康保険 事業費納付金		661,922,000	661,862,386	0	59,614	59,614
	1 医療給付費分	476,263,000	476,261,950	0	1,050	1,050
	2 後期高齢者支 援金等分	130,690,000	130,688,328	0	1,672	1,672
	3 介護納付金分	54,969,000	54,912,108	0	56,892	56,892
4 共同事業拠出 金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 共同事業拠出 金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		40,498,000	36,613,254	0	3,884,746	3,884,746
	1 保健事業費	40,498,000	36,613,254	0	3,884,746	3,884,746
7 基金積立金		20,001,000	20,000,000	0	1,000	1,000

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	1 基金積立金	20,001,000	20,000,000	0	1,000	1,000
8 公債費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 広域化等支援 基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 財政安定化基 金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 諸支出金		61,479,000	52,995,631	0	8,483,369	8,483,369
	1 償還金及び還 付加算金	61,479,000	52,995,631	0	8,483,369	8,483,369
10 予備費		5,091,000	0	0	5,091,000	5,091,000
	1 予備費	5,091,000	0	0	5,091,000	5,091,000
歳 出 合 計		2,293,186,000	2,217,915,833	0	75,270,167	75,270,167

歳入歳出差引残額 28,397,671 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は  
 歳入歳出差引歳入不足額 0 円  
 このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 新 垣 邦 男

詳細については、担当課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

なお、御承知のとおり、平成30年度より国保の運営主体が県に移管された国保の制度改正の年であった。そのためこれまでの予算上の款項目節と大幅に変更になる部分もございますので、一部、対前年度比較等につきまして、省略して

御説明させていただきます。

決算額の主な内容について、歳入歳出事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、決算書の222ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税でございますが、歳入総額の17.56%を占めておりまして、調定額4億5,806万9,292円に対しまして収入済み額が3億9,437万559円となっております。対前年度で見ますと、前年度の収入済み額が3億9,923万4,021円に対しましては、486万3,462円の1.22%の減となっております。一方、保険税の収納率につきましては、今年度は現年度分と

滞納繰越分の全体で86.09%となりまして、前年度の84.71%に対し、1.38%の増となっております。また、時効によりまして、269万4,400円について不納欠損処理を行っております。

続きまして、224ページをお開きください。

6款県支出金でございますが、収入済み額が15億1,556万4,867円で、収入総額に占める構成比が67.47%となっております。これまで国や社会保険等からその負担金が直接市町村に交付されるという形式から、30年度より県を通した間接補助に制度改正されたため、対前年度に比べて大幅な増額となっております。

次に、226ページをお開きください。

10款繰入金でございますが、収入済み額が2億8,442万6,016円、歳入総額に占める構成比が12.66%となっております。前年度との比較では、前年度3億6,170万3,428円に対しまして、7,727万7,412円の21.36%の減となっております。

次に、同226ページ、11款繰越金でございますが、これは平成29年度の剰余金、黒字となった金額でございますが、収入済み額が3,837万5,829円、歳入総額に占める構成比が1.71%で、対前年度皆増となっております。

続いて、230ページをお開きください。

歳入合計でございますが、予算現額22億9,318万6,000円に対しまして収入済み額が22億4,631万3,504円、収入率が97.96%となっております。制度改正に伴い、対前年度4億7,613万3,731円の大幅な減となっております。

続きまして、歳出でございます。主なものを御説明いたします。

234ページをお開きください。

2款保険給付費でございますが、支出済み額が13億8,838万6,798円、歳出総額に占める構成比が62.6%となっております。前年度との比較では、前年度13億2,704万2,212円に対しまして6,134万4,586円の増となっております。

次に、238ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、これは制度改正後新設されたもので、主にかかった医療給付費、このうち国や県等からの負担分を差し引いた後、市町村が負担しなければならない県へ納める金額となっております。基本的には単年度ごとの概算額となっております。2カ年後に順次確定、精算となっていきます。30年度の概算での納付金は全体で6億6,186万2,386円で、歳出総額に占める構成比が29.84%となっております。

次に、240ページをお開きください。

6款の保険事業費でございますが、支出済み額が3,661万3,254円、歳出総額に占める構成比が1.65%となっております。前年度との比較では、前年度が3,760万8,775円に対しまして、99万5,521円の減となっております。

次に、244ページをお開きください。

9款諸支出金、1目償還金及び還付加算金、7目その他償還金、23節償還金利子及び割引料でございますが、これは平成29年度に過大交付となっております国庫補助金、その分の返還となっております。合計で5,038万6,031円、歳出総額に占める構成比が2.27%となっております。前年度との比較では、前年度738万9,972円に対しまして4,299万6,059円、率にしますと581.82%の増となっております。

続きまして、歳出合計でございますが、246ページをお開きください。

予算現額が22億9,318万6,000円に対しまして支出済み額が22億1,791万5,833円で、執行率が96.72%となっております。また、前年度の支出済み額26億8,407万1,406円に比べまして、4億6,615万5,573円、17.37%の減となっております。

以上で説明を終わりますが、なお、決算書に添付してあります、先ほど差しかえていただきました平成30年度北中城村国民健康保険事業の

主要施策の成果、その他予算執行の実績に詳しく数字に関して載っておりますので、あわせて御参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 1 1 時 1 2 分 休憩

午前 1 1 時 1 2 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

大変すみません、わかりづらいと思うんですが、もう少しですね、次年度以降わかりやすく、少し資料を整理をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

認定第 3 号です。平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

認定第 3 号

平成 3 0 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和元年 9 月 6 日 提出  
北中城村長 新垣邦男

平成 3 0 年度 北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 204,834,601 円  
歳出決算額 202,267,044 円  
歳入歳出差引額 2,567,557 円

平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 後期高齢者医療保険料		164,011,000	166,457,657	164,829,847	225,320	1,402,490	818,847
	1 後期高齢者医療保険料	164,011,000	166,457,657	164,829,847	225,320	1,402,490	818,847

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
2	使用料及び手数料	33,000	51,700	51,700	0	0	18,700
	1 手数料	33,000	51,700	51,700	0	0	18,700
3	国庫支出金	343,000	343,000	343,000	0	0	0
	1 国庫補助金	343,000	343,000	343,000	0	0	0
4	寄付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5	繰入金	37,855,000	37,855,041	37,855,041	0	0	41
	1 一般会計繰入金	37,855,000	37,855,041	37,855,041	0	0	41
6	繰越金	1,621,000	1,620,168	1,620,168	0	0	△ 832
	1 繰越金	1,621,000	1,620,168	1,620,168	0	0	△ 832
7	諸収入	139,000	134,845	134,845	0	0	△ 4,155
	1 延滞金、加算金及び過料	29,000	28,100	28,100	0	0	△ 900
	2 償還金及び選付加算金	106,000	106,745	106,745	0	0	745
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	5 雑入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
歳 入 合 計		204,003,000	206,462,411	204,834,601	225,320	1,402,490	831,601

## 歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出 済額との比較 A-B
1	総務費	2,326,000	2,132,649	0	193,351	193,351
	1 総務管理費	1,209,000	1,131,924	0	77,076	77,076
	2 徴収費	1,117,000	1,000,725	0	116,275	116,275
2	後期高齢者医療広域連合納付金	200,655,000	199,726,748	0	928,252	928,252
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	200,655,000	199,726,748	0	928,252	928,252
3	諸支出金	922,000	407,647	0	514,353	514,353

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	1 償還金及び還付加算金	621,000	106,745	0	514,255	514,255
	2 繰出金	301,000	300,902	0	98	98
4 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		204,003,000	202,267,044	0	1,735,956	1,735,956

歳入歳出差引残額 2,567,557 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は  
 歳入歳出差引歳入不足額 0 円  
 このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 新 垣 邦 男

詳細については、担当課長に説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算額の主な内容について、歳入歳出事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございます。

決算書の253ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料が収入全体の80.47%を占めておりまして、調定額1億6,645万7,657円に對しまして、収入済み額が1億6,482万9,847円となっております。前年度の収入済み額1億5,520万7,109円に對しまして、962万2,738円、6.2%の増となっております。これは主に75歳到達の新規加入者の方の増によるものでございます。

一方、保険料の収納率につきましては、特別徴収、普通徴収を合わせた現年度の徴収率が99.41%と、前年度の98.99%に比べ0.42%の増になりました。また、滞納繰越分を合わせた全体分についても徴収率が99.02と前年度の98.33に比べ0.69%の増となっております。

続きまして、255ページをお開きください。

5 款繰入金、これは一般会計からの繰入金となっておりまして、収入済み額3,788万5,041円、収入総額に占める構成比は18.48%となっております。前年度に對し99万6,110円の増となっております。

次に、257ページをお開きください。

収入合計でございますが、予算現額2億400万3,000円に對し収入済み額が2億483万4,601円、収入率で100.4%となっております。前年度と比べますと、前年度に比べ1,108万5,007円の増となっております。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

259ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済み額が1億9,972万6,748円で、歳出総額の98.74%を占めております。前年度と比べ1,004万479円の増となっております、これは主に新規加入者の増に伴う保険料増、それに伴う納付金の増となっております。

次に、261ページをお開きください。

合計でございますが、予算現額2億400万3,000円に対しまして、支出済み額が2億226万7,044円で、執行率は99.15%となっております。また、前年度と比べまして1,013万7,618円の増

となっております。

以上でございますが、これも決算書に添付しております平成30年度北中城村後期高齢者医療保険事業の主要施策の成果、その他の予算執行の実績に詳しく載っておりますので、そちらもあわせて御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○村長（新垣邦男）

続きまして、認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

認定第4号

平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

平成30年度 北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 468,471,874 円  
歳出決算額 429,175,340 円  
歳入歳出差引額 39,296,534 円

平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1	使用料及び手	95,001,000	109,584,937	109,233,536	1,888	349,513	14,232,536

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
数料	1 使用料	95,000,000	109,392,337	109,040,936	1,888	349,513	14,040,936
	2 手数料	1,000	192,600	192,600	0	0	191,600
2 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 県支出金		153,300,000	153,300,000	73,479,000	0	79,821,000	△ 79,821,000
	1 県補助金	153,300,000	153,300,000	73,479,000	0	79,821,000	△ 79,821,000
4 繰入金		183,000,000	183,000,000	183,000,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	183,000,000	183,000,000	183,000,000	0	0	0
5 繰越金		36,977,000	36,976,590	36,976,590	0	0	△ 410
	1 繰越金	36,977,000	36,976,590	36,976,590	0	0	△ 410
6 諸収入		2,001,000	2,482,748	2,482,748	0	0	481,748
	1 村預金利子	1,000	800	800	0	0	△ 200
	2 雑入	2,000,000	2,481,948	2,481,948	0	0	481,948
7 村債		117,300,000	63,300,000	63,300,000	0	0	△ 54,000,000
	1 村債	117,300,000	63,300,000	63,300,000	0	0	△ 54,000,000
歳 入 合 計		587,580,000	548,644,275	468,471,874	1,888	80,170,513	△119,108,126

## 歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1 公共下水道費		439,224,000	283,491,408	138,146,000	17,586,592	155,732,592
	1 下水道費	142,116,000	125,085,508	0	17,030,492	17,030,492
	2 下水道事業費	297,108,000	158,405,900	138,146,000	556,100	138,702,100
2 公債費		146,166,000	145,683,932	0	482,068	482,068
	1 公債費	146,166,000	145,683,932	0	482,068	482,068
3 予備費		2,190,000	0	0	2,190,000	2,190,000
	1 予備費	2,190,000	0	0	2,190,000	2,190,000
歳 出 合 計		587,580,000	429,175,340	138,146,000	20,258,660	158,404,660

歳入歳出差引残額 39,296,534 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

北中城村長 新 垣 邦 男

詳細については、上下水道課長のほうに説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その主な点について事項別明細書のほうで御説明いたします。

決算資料の268、269ページをお願いします。

まず、歳入について、1款使用料及び手数料の調定額は1億958万4,937円となっております、前年度に比べて452万1,975円増、率にしましておよそ4.3%増となっております。その主な要因といたしましては、1節下水道使用料の実績によるものでございまして、その内訳として、民間分が7,302万2,519円、前年度に比べて345万5,016円の増、率にしましておよそ5%増となっております。これは新規の接続件数の増加によるものと思われまます。それと、基地分につきましては3,601万8,417円となっております、前年度に比べて104万1,054円の増、率にしましておよそ3%増となっております。

なお、基地分につきましては、年度ごとというか、時期ごとで結構変動がありますけれども、その要因というものはよくわかっておりません。

不納欠損額1,888円、それと収入未済額34万9,513円となっております。不納欠損額は、これは時効としまして5年経過をもって、その処分を行っております。また、収入未済額のうち、年度を明けてからそのほとんどが回収済みであるという状況でございます。

続きまして、3款県支出金の調定額1億5,330万円、そのうち収入済み額が7,347万

9,000円、収入未済額が7,982万1,000円となっておりますけれども、これにつきましては島袋地区浸水対策の3号調整池整備にかかります経費、これを繰り越しにより今年度実施しておりますので、その繰り越し分が未済の扱いとなっております。

続きまして、270ページ、271ページをお願いします。

7款村債の調定額6,330万円、これは前年度に比べて5,830万円減額、率にしまして48%の減となっております。その内訳といたしましては、公共下水道事業債が前年度に比べて4,860万円減となっております。これも先ほどの浸水対策事業の繰り越しによる影響でございまして、新規の借入れが少なくなっているということでございます。

そのほか流域下水道建設負担金事業債が770万円減、公営企業会計適用債が200万円減となっております。

歳入の合計といたしましては、予算現額5億8,758万円に対しまして、調定額が5億4,864万4,275円、その差し引き額が3,893万5,725円の減となっております。

続いて、歳出について御説明いたします。

272ページ、273ページをお願いします。

1款公共下水道費、1項下水道費、1目一般管理費、予算現額が4,155万1,000円、これに対して支出済み額が3,836万6,669円となっております、不用額が318万4,331円となっております。

その主な要因としまして、次のページ、274、275ページをお願いします。

19節負担金、補助及び交付金の不用額、これが236万6,964円となっております、そのうち

接続工事補助制度資金、こちらのほうで130万円が未活用となったこと、それと雨水利用促進補助金としまして100万円計上しておりましたけれども、これが全て活用されていなかったということで、実績として未活用のまま残った金額が多かったということでございます。

続きまして、276ページ、277ページをお願いいたします。

2目維持管理費、19節負担金、補助及び交付金の不用額1,102万6,408円となっております。これは当初の見込みよりも下水道の使用水量が実績として少量にとどまったため、負担金が減となったものでございます。

続いて、2項下水道費、1目下水道事業費、予算現額2億9,710万8,000円に対しまして、支出済み額が1億5,840万5,900円となっております。繰越明許費が1億3,814万6,000円となっております。この繰越明許費の内訳といたしましては、13節委託料のほうで4,544万7,000円、続いて、次のページ、278、279ページをお願いします。15節工事請負費のほうで9,269万9,000円となっております。これはいずれも島袋地区の浸水対策事業に係る繰り越しの分となりま

す。

続いて、280ページ、281ページをお願いします。

歳出の総額ですけれども、予算現額5億8,758万円、これに対して支出済み額が4億2,917万5,340円、繰越明許費が1億3,814万6,000円、不用額が2,025万8,660円となっております。

なお、30年度末における下水道の整備状況についてでございますけれども、30年度は新規の下水道の整備、拡大はございませんでした。なお、人口普及率、これは村全体の人口に対する利用可能区域の中の人口の割合ですけれども、これが61.5%となっております。前年度に比べて0.4%増、水洗化率、これは利用可能区域内の中の人口に対する接続済み人口の割合ですけれども、これが65.4%となっております。前年度に比べて2.8%増となっております。

以上です。

#### ○村長（新垣邦男）

続きまして、認定第5号です。平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

#### 認定第5号

#### 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度北中城村水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

詳細については、上下水道課長に説明させていただきます。

#### ○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

調書のほうは、また先ほどのものとはちょっと、冊子版ではなくて、監査委員の意見書の後の調書になります。横書きのタイプになります。

概要のほうで御説明させていただきます。

12ページをお開き願います。

事業の概況としまして、平成30年度における給水戸数は7,153戸となっております、前年度に比べて154戸の増、給水人口が1万7,360人として、前年度に比べて198人増となっております。普及率は100%でございます。

年間の配水量は266万1,029立方メートル、そのうち民間分が229万7,585立方メートル、基地分が36万3,444立方メートルとなっております。前年度に比べて1万2,879立方メートルの増、内訳としましては、民間分が8,850立方メートル増、基地分が1万3,029立方メートル増となっております。

有収水量は251万8,485立方メートルとなっております、有収率は94.64%、前年度に比べて0.47%減となっております。

財政状況としましては、収益的収入が5億

3,484万2,473円で、前年度に比べて0.52%減、これに対しまして収益的支出のほうは5億1,244万2,636円、前年度に比べて7.3%増となっており、結果としまして2,239万9,837円の純利益を計上してございます。

資本的収支につきましては、資本的収入3,669万7,000円に対しまして資本的支出1億2,379万2,450円、収支不足額8,709万5,450円につきましては、過年度損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、それと減債積立金から補填させていただいております。

補助金事業による工事につきましては、村内の配水管改良工事、管路の更新を行っております。そのほか主な事業としまして、県道宜野湾北中城線道路改良に伴います配水管移設の設計業務委託、これは役場前の区域になります。それと、村の水道事業変更認可申請業務委託を実施、そのほか水質検査を例年と同様に実施しているところでございます。

以上です。

○村長（新垣邦男）

議案第47号 平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分について御説明申し上げます。

議案第47号

平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分の議決を求めます。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

平成30年度 北中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度未残高	1,764,907,604	678,260,686	38,424,416
議会の議決による処分額	9,098,136	0	△ 34,098,136
建設改良積立金の積立	0	0	△ 15,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 10,000,000
資本金への組入れ	9,098,136	0	△ 9,098,136
処分後残高	1,774,005,740	678,260,686	(繰越利益剰余金) 4,326,280

詳細については、上下水道課長に説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、議案第47号 平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分について御説明いたします。表をごらん願います。未処分利益剰余金3,842万4,416円のうち、建

設改良積立金として1,500万円、利益積立金として1,000万円、資本金への組入れとして909万8,136円、翌年度への繰越利益剰余金として432万6,280円として処分したく上程いたします。

以上です。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第48号 北中城村役場第一庁舎改築事業契約について御説明申し上げます。

議案第48号

北中城村役場第一庁舎改築事業契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：北中城村役場第一庁舎改築工事  
北中城村字 喜舎場 地内
2. 契約の方法：随意契約（公募型プロポーザル）

3. 契約金額：¥1,020,900,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥90,900,000-

4. 契約の相手方：沖縄県那覇市おもろまち4丁目19番1号

大和リース株式会社 沖縄支店

氏名 支店長 萩田 一

令和元年9月6日 提出

北中城村長 新垣邦男

別添、事業契約書、そして事業費の支払い、さらには図面を添付しております。お目通しをお願いいたします。

日程第17. 報告第4号 平成30年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第17. 報告第4号 平成30年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第4号 平成30年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

報告第4号

平成30年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和元年9月6日 提出

北中城村長 新垣邦男

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.6	64.5
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結赤字額がないことを表す。

健全化判断比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第18. 報告第5号 平成30年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第18. 報告第5号 平成30年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第5号 平成30年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

報告第5号

平成30年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

資 金 不 足 比 率

比率名	平成30年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

資金不足比率ですが、平成30年度、ございません。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第19．報告第6号 平成30年度決算  
に基づく北中城村水道事業会計

の資金不足比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第19．報告第6号 平成30年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
村長。

○村長（新垣邦男）

報告第6号 平成30年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

報告第6号

平成30年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

資 金 不 足 比 率

比率名	平成30年度	経営健全化基準	備考

資金不足比率	- (%)	20.0 (%)	
--------	-------	----------	--

資金不足比率ですが、平成30年度はございません。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第20．報告第7号 平成30年度沖縄  
県町村土地開発公社事業報告及

び決算報告書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第20．報告第7号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第7号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について御説明申し上げます。

報告第7号

平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告書及び決算報告書を別紙のとおり提出いたします。

令和元年9月6日 提出  
北中城村長 新垣邦男

30年度の事業報告及び決算報告書を添付をしてございます。お目通しをお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ちょっと計算がわからなくて聞きたいんです

けれども、サウスプラザは毎年125万5,000円ふえるわけですね。それから、アワセゴルフ場跡地は190万ふえるんですけども、これは元金にくっつけられてくるんですけども。

○議長（名幸利積）

盛一議員、ページを言ってもらえればわかりやすい。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ごめんなさい、10ページ。北中城支社となっている部分。

これをやると、だからまず前年度繰り越しが、サウスプラザいきますね、4億2,900万余り、そして右にいくと利息分が125万5,000円、それをずっと右にいくと、これつけ加えられて4億3,102万8,000円ということになっていくんだけど、去年のも見ると、サウスプラザ125万5,000円を去年もこの額が元金にくっついているんですね。それから、その下のアワセゴルフ場跡地のものが190万、これも元金にくっついていました。

それで、利息の計算の仕方が、この125万と190万の出し方がちょっとわからないんだけど、元金にくっついているから複利でくっついているのかなと思ったら、計算したら同じ額ということは複利じゃないということですよね。そのちょっとふえ方を教えてほしいんですけれども。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ちょっと手元に詳細な資料がないので、後で取り寄せてお答えします、お渡しします。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これ計算の仕方が別個にあるわけですね。単純に計算したらわからんわけですね、これだけでね。

それとですね、アワセゴルフ場跡地が今5億2,500万残高あるんですけれども、これ当初6億ぐらいあったと思うんですけれども、減った部分は村の一般会計とも関係しますか。結局これはもう公社のものだから、公社が6億余りだったのが5億に下がっているんですけども、1億余りなくなっているわけです。何でなくなったか。これは多分ね、去年か一昨年かなくなっ

ているから、残高からするとなくなっているんですけども、これはどうしてなくなっているかが知りたいんですよ。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

アワセの村民体育館分は買った金額が当時5億2,240万円で買っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、ほとんど変わらんということですかね。すみません、私がちょっと、書いてあったんですけれども、忘れてきてしまって。最初6億はなかったわけですね、6億はね。ということは、ほとんど動いていないと、二、三年前もですね。オーケー、わかりました。これはちょっとこれで結構です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時46分 散会

## 令和元年第6回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和元年9月6日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年9月9日 午前10時00分			議長	名 幸 利 積
	散会	令和元年9月9日 午前11時38分			議長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1番	安 里 道 也	出	8番	喜屋武 すま子	出
	2番	稲 福 恭 秀	出	9番	天 久 朝 誠	出
	3番	伊 集 守 吉	出	10番	比 嘉 義 弘	出
	4番	大 城 律 也	出	11番	山 田 晴 憲	出
	5番	上 間 堅 治	出	12番	比 嘉 義 彦	出
	6番	金 城 高 治	出	13番	比 嘉 次 雄	出
	7番	比 嘉 盛 一	出	14番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	6番議員		金 城 高 治			
	7番議員		比 嘉 盛 一			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和元年9月9日(月曜日)

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第41号	北中城村森林整備促進基金条例の制定について	質疑、委員会付託
2	議案第42号	令和元年度北中城村一般会計補正予算(第5号)について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
3	議案第43号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	〃
4	議案第44号	令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	〃
5	議案第45号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	〃
6	議案第46号	令和元年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)について	〃
7	認定第1号	平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	質疑、委員会付託
8	認定第2号	平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
9	認定第3号	平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
10	認定第4号	平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
11	認定第5号	平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
12	議案第47号	平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分について	〃
13	議案第48号	北中城村役場第一庁舎改築事業契約について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第2．議案第42号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第42号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それではまず、21ページの2款2項2目の19節負担金、補助及び交付金ですけれども、このほうについて、今回やはり3歳から5歳児までの保育の教育の無償化ということがありますので、これをもっと具体的に、施設の数であると

か子供の数であるとか、わかりましたら教えてほしいと思います。いずれもこの19節の項目の施設型給付金、それから地域型保育園、それから認可外保育施設補助金とかですね。今回また屋宜原のほうで新しい事業所内保育所ですかね。屋宜原病院の近くにできたということをお聞きしておりますけれども、これについての御説明もお願いしたいと思います。

それから、24ページですけれども、5款2項1目13節の委託料ですけれども、村内松の伐採、駆除業務が入っておりますけれども、最近、村内のあちこちに非常に松の枯れた状態が目につくようになっておりますけれども、今回予定している箇所というのはどこなのか、件数にして何件なのかお尋ねします。それから、今回終了した場合に、あとどれぐらいのものが残っているのかをお聞きします。

それから、25ページなんですけれども、6款1項3目の委託料と使用料及び賃借料なんですけれども、今回委託料のほうが増になった原因と、それから使用料及び賃借料が46万7,000円計上されておりますけれども、これについての現状と、それからこの増額した課題、それからすみません、11節の需要額が100万円減になっておりますけれども、それについての具体的な御説明をお願いしたいと思います。

それから、27ページなんですけれども、7款3項2目13節の委託料アワセ地区環境評価事後調査業務なんですけれども、今回、今年度でアワセ土地区画整理事業が終了するという事もあるんですけれども、この7次での環境評価事後調査の対象はどういったものなのか、そのあらましについて御説明をお願いしたいと思います。それから、今回、これまでに移管されている一覧表と図面上の表示があれば、資料もいただければなと思っております。

それから、このアワセ土地区画整理事業の解散までには、村との協議事項も多々あると思

ますけれども、その内容等がわかりましたら教えてほしいと思います。それから、今後の終了までのスケジュールがおわかりでしたら教えてほしいと思います。

あと、29ページの3款2項1目15節の工事請負費で島袋小学校の校舎防音工事復旧工事が8,470万7,000円減額になっておりますけれども、現在の島袋小学校の現状と、これから次年度以降のスケジュールについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

21ページ、お願いいたします。

3款2項2目保育所費におけます19節負担金、補助及び交付金についてでございますけれども、まず1つ目の特定教育保育施設運営負担金（施設型給付費）につきましては、10月から実施されます保育無償化に伴うものでございます。これまで保護者の利用負担額、利用負担金、保育料という形で徴収していた部分につきましては、公費で見るとということになります。今回、財源といたしましては、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1ということではございますけれども、今年度に限っては、市町村分については国からの補助がございます。それ以外にもまた認可外施設とかその他もろもろ対象になるものが多数ございますので、そういったものを計上してございます。

2つ目の地域型保育施設運営費負担金につきましても、今回、小規模及び事業所内保育という形で、ゼロから2歳の住民税非課税世帯分を計上しているところでございます。

認可外保育施設につきましては、こちらの当初の算定といたしましては、3歳から5歳の無償化の対象になるお子さんが約30名ぐらい、ゼ

ロから2歳児の非課税世帯としては120名ほどを想定しております。その120名のうちの非課税の割合がおよそ3割強ぐらいかなということと試算して、今回補正を計上してございます。

3点目の認可外保育施設運営費、認可外保育施設補助金につきましては、8月1日付で字屋宜原地区のほうに開園いたしましたみらいっば保育園の運営費補助という形で今回補正計上してございます。

以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

喜屋武すま子議員の村内松伐倒駆除委託業務についてお答えいたします。

昨年、樹幹注入はほぼ完了したため、今年度は伐倒を中心に考えています。今回の補正予算で出している伐倒本数は5本で、うち1本が荻道地区、渡口から島袋に抜ける4本を予定しております。

そして、この事業を終えてどのぐらいの枯れ損木があるかという質問に対しましては、これは機械が入れるところじゃないと、枯れ損木の伐倒ができないため、本数についてはまだ把握していませんが、以前、松マップ作成時点で100本ほどの枯れ損木があるというデータが出ております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

総合調整監。

**○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）**

25ページについてお答えします。

観光周遊バス実証事業、印刷製本費については、13節の委託料のほうで対応するというところで、減額にしております。

一方、観光周遊バス運行委託料及び観光周遊バス賃借料については、当初1月から運行を予定しましたがけれども、一応11月に前倒しをする

予定でありますので、その分、期間がふえたということで増額になっております。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

私のほうからは27ページ、7款3項2目の13節、アワセ地区環境影響評価事後調査業務の7年次の件で御説明いたします。

この調査業務につきましては、昨年度からもともとアワセ土地区画整理組合で行っていただきました環境影響評価ですね、この業務を村のほうで受けまして、現在継続で行っているものでございます。この7年次というふうに表記しておりますのが、これは6年次までに調査したものにつきまして、県のほうから、この環境影響評価についての問い合わせないしは内容確認等がございますので、この7年次で行うものにつきましては、その課題等に対応するような調査を含めて行うものでございます。

あわせて、御質問の中に組合からの移管等の一覧表があればということでございましたので、これは後ほど御提供したいと思っております。

そして、この組合の解散スケジュールにつきましては、とりあえず現在、アワセ土地区画整理組合からは、もともと議員の皆様方にも提示しておりました組合の解散スケジュールにつきましては、変更は今のところないということで聞いております。

大体3月末解散をめどに、組合の解散申請の手続をとれるようなスケジュールで進めているということで、最終的にはこれは組合の総会の承認をもって、組合は最終的に解散するという手続になりますので、そのあたりは御承知おきください。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（喜納克彦）**

29ページの島袋小学校校舎防音機能復旧工事の現状とスケジュールについてでございますが、昨年度、事業内定をいただいております。現在は事業実施に向け、申請業務の協議を今、防衛局と行っているところです。今後の予定なんですけど、許可がおりまして、ことしじゅうにまず入札をしていく。年度末にかけて工事、翌年にまたがっての2年工事で実施する予定でございます。

以上です

**○議長（名幸利積）**

現状どうなっているか、学校の現状はどうなっているか。

教育総務課長。

**○教育総務課長（喜納克彦）**

現在、島袋小学校クーラー故障しつつ、修理しながら稼働させている状況でございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

それでは、21ページのことについて再度お聞きしたいんですけども、この認可外保育施設の補助金なんですけれども、定員は何名なのか。12人ということも聞いているんですけども、実際にそこに入りたいという方がおりまして、しかし、保育士が足りなくて受け入れられないということがあったということをお聞きしておりますけれども、この人数ですけれども、その定数ですね。それから、実際に本当に保育士が見つからないで定員に満たずに営業というんですかね、開所をしているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それから、村内の伐採の件なんですけれども、やはりこれがどんどん広がっていくので、早目に対処していただきたいと思っておりますけれども、特に島袋のライカム地区のあの辺は非常に景観を大事にしないといけないところでもあります

し、観光客もたくさん来るので、ぜひ貫徹してほしいなど考えておりますけれども、またそれについての御意見も伺いたいと思います。やっぱり村内の環境をよくしていくということは、とても観光にも非常に影響してくるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、バスの運行なんですけれども、今後この実証実験が終わりましたら、今、通路が要するにライカムから中城公園あたりまでになっているので、今後どのようにして拡大をしていくのかですね。そこら辺も将来的な考え、そして、やっぱり村民が、観光とはいっても、観光客が今はメインというか、その考え方となっていると思ひますけれども、どうしても高齢社会になりまして、足の非常に不便を感じている高齢者の方もいっぱいいますし、障害の方も、そういう村内にバスが通れば就業も可能になるかなという御意見が社会福祉協議会の身体障害者協会のお話も聞いたんですけれども。やはり障害者にとっても車を持たない方が多いので、早目にそれをできないかということがありましたので、今後どういうスケジュールでいくのか、実証実験をもっと拡大して、場所のですね、このバスが通る路線を多くしていくのか。そういうスケジュールについてもお聞きしたいと思います。もう一度お願ひします。

アワセ地区の環境評価の事後調査なんですけれども、私が聞いているのは、具体的にどういふものが対象になっているかというものを聞いておりますので、再度お願ひしたいと思ひます。

島袋小学校の防音工事について、機能復旧工事についてはわかりましたので、よろしいですので、御答弁をほかのものについてお願ひしたいと思ひます。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

引き続きお答ひいたします。

21ページの負担金、補助金に関連いたしまして、認可外保育施設についての御質問でございますけれども、字屋宜原地区でございますみらいっぼ保育園、8月1日付で開所したということの届け出が村のほうに8月20日付で届け出がございました。定員につきましては68名ということでの届け出がござひます。8月19日現在の入所児童につきましては15名のお子さんがいらっしゃるという届け出がございました。あと、施設職員につきましては11名で、施設長1名、保育従事者7名、その他職員3名ということでの届け出がございました。議員御指摘のような形で、今現在入所されているお子さんについては、その職員で対応できているというふうな認識をしております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

喜屋武すま子議員の再質問にお答ひいたします。

今、喜屋武すま子議員から御指摘の島袋地区ですか。この伐倒業務はですね、どうしても機械が入らないと対応できないもんですから、やはり今、ライカム周辺、結構目立ちます、機械が入るところについては検討していきたいと思ひます。

**○議長（名幸利積）**

総合調整監。

**○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）**

25ページについてお答ひします。

今後の予定なんですけれども、これから1年半は無料で運行します。その後、有料の運行をやって、比較するよふにというのが内閣府からの指導になっていますので、無料を1年半やった後に有料をやると。そして、トータルで利用状況を見てから拡大するかどうかというのは次の段階になると思ひます。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、27ページのアワセ地区環境影響評価についての対象物についてということでお尋ねでしたので。もともとアワセ地区は御存じのとおりゴルフ場でした。この影響評価はこの土地区画整理事業周辺の自然環境への影響がどうなっているかというのを調べるものでございます。この対象につきましては、周辺に生えている植物、もしくは住んでいる動物、こういったものが対象となっております。また、もともと沖縄に在来種といいますか、残っているもので保存すべきものというものが県のほうからある程度名称を指示されておりますので、このあたりの追跡調査を行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

あとはよろしいですので、今のアワセ地区の環境評価事後調査なんですけれども、今回の広報のほうにも希少動物ということでありましたので、私たちはこういう自然を大事にしないといけないと思いますので、ぜひこの評価事後調査をやりましたら公開して、やっぱり村民にここを大事にしましょうという啓蒙啓発活動になると思いますので、公示をよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

環境影響評価の内容につきましては、情報としましては問い合わせ等がございましたら、これは随時開示していております。やはり今後残すべき自然環境というものもございまして、こういった調査結果を含めまして、開示等はやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、10ページです。歳入のほうから10ページ、12款1項1目地方交付税なんですけれども、今まで私のイメージとしては毎年プラスの交付措置があつて、結構補正のほうで有意義に使えるのかなというふうに思っていたんですけれども、今回マイナスになっていますけれども、この地方交付税の算定の仕方は難しいという話なんですけれども、要因とか、わかればよろしくお願ひします。

歳出のほう、16ページです。2款1項2目13節の委託料、ライカム地区広報誌配布業務ですけれども、これは住民からの要請で配布を行うのかお聞かせください。

あと28ページ、9款1項2目8節、12節、14節、続いていますので、よろしくお願ひします。

ちむあぐみ塾関係ですね。3月の予算審議のときに相当議会のほうでも、なぜ削減したのかというふうにありました。今回入ってきていますけれども、3月の時点と今回、どのように環境が変わったのか、それと、このちむあぐみ塾というのは4月から初めてやるような事業だと思ふんですけれども、10月から始めて、またすぐ半年で終わるといふ形なんですけれども、なぜ補正でやったのか。もし重要であれば、来年度からでもよかつたのではないかというふうには思ふますので、その辺のほうを説明をお願ひします。

あと、30ページ、9款3項2目19節負担金、補助金ですけれども、中学校の派遣費ですね、本土のほうに派遣費になっていますけれども。3つの吹奏楽部、また女子ソフトボールと、あとバドミントンでしたかね。その辺の3つの団体に補助金として出すということなんですけれ

ども、人数の内訳と金額ですね。各この団体のですね。よろしくお願ひします。

同じく30ページ、9款3項2目、一緒なんで、31ページ、9款4項1目、財源組み替えですね、補助金から、特定財源から一般財源に組み替えしていますけれども、その理由もお聞かせください。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

総合調整監。

**○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）**

10ページの地方交付税の減額について御説明します。

国の方針で、地方交付税を減らすかわりに、14ページの23款1項村債、1総務債、臨時財政対策債、これをふやすというのが国の方針で、そうなっております。

それと続きまして、16ページですね。ライカム地区広報誌配布業務、これはライカム地区にお住まいの方からの配布してほしいという要望もございました。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（喜納克彦）**

ちむあぐみ塾に関する御質問ですが、今年度初めと状況が変わったのかということなんですが、特に状況自体は変わっていないと認識しております。ただ、各、毎回開催される自治会長会、もしくは直接教育委員会のほうにちむあぐみ塾の再開を要望する自治体がかなりの数、今まで実施していた自治体があります。そのため、一応、年度途中からでもやれるのかということをお今まで実施していた団体あたりに確認して、それでもやってほしい、実施してほしいという件数が多かったものですから、今回補正で対応してございます。

スケジュールに関しましては、約半年間、月4回の24回開催する予定でございますが、その

日程に関してもそれぞれの自治体で開催可能だということを受けまして、今回の補正を計上してございます。

続きまして、派遣費の内訳なんですけど、まず卓球が9名の約80万、続きまして吹奏楽部58名の約600万近い金額、申しわけありません、ソフトボールが今手元に資料がありませんので、ちょっと回答はできないんですけども、後ほど報告したいと思ひます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時34分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

教育総務課長。

**○教育総務課長（喜納克彦）**

30ページの学校建設費の財源組み替えに関しましては、特定防衛施設調整交付金の事業を活用してやる事業でございますが、11ページと関連いたしまして、今年度、各この調整交付金を活用した事業がござひます。当初は外構で予定していた調整交付金を割り振ったために、一般財源を充てて事業をするものでござひます。

続きまして、31ページの財源組み替えについてなんですけど、これは今まで保護者のほうから利用料としていただいたものなんですけど、無償化に伴い、一般財源からの支出になるものでござひます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

副村長。

**○副村長（比嘉 聰）**

11ページ、お願ひします。

特定防衛施設交付金の中で、先ほども説明がありましたけれども、北中城村中学校外構整備工事472万5,000円を減額して、それを学校給食

調理場の備品購入と、それから福祉送迎車両購入事業に充てるために財源を組み替えております。その枠内で配分をもう1回やり直したということです。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それでは、予算のほうからですね、地方交付税は、年度の途中でそういうふうにしなさい、国のほうが財源がないからそういうふうにしなさいということであると思うんですけども、来年度もそういうふうになるのか。もしなるとしたら、また来年度、これから予算編成がありますので、しっかりこの辺も注視しながら予算編成を進めていただきたいなというふうに思っています。

あと、それは回答はよろしいですけども、次の歳出の16ページですね。ライカム地区の広報誌配布ですけども、これ全戸、マンションも結構建っています、アパートもあります、戸建てもあります、全戸に配布する予定なのか聞かせてください。

それとあと、30ページの派遣費の内訳なんですけれども、吹奏楽で600万ですか、600万。何ていうのかな、前のページで小学校の吹奏楽も1件あって、29ページの小学校は60万なんですよね。ちょっと金額が大きいのかな、10倍も人数がいてその金額になっているのか。この辺もちゃんと精査したのかお聞かせください。

あとまた、30ページの中学校の財源組み替えはわかりました。

幼稚園のほうの財源組み替え、無償化となると、これは市町村が出さないといけないのか、一般財源のほうに入ってきているんですよね。市町村がやらんといけないのか。本来、国がやる部分じゃないかな、国がそういう無償化という形で持ってくるんですから。その辺、もし国じゃなくて村で無償化という形でやるというん

でしたら、この辺の説明をお願いします。

**○議長（名幸利積）**

総合調整監。

**○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）**

16ページの広報誌の配布についてお答えいたします。

今、全戸を考えています。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

教育総務課長。

**○教育総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

幼稚園の無償化に関しましては、議員御指摘のとおり、これは県の補助金として入ってくる予定でございます。あと、中学校の吹奏楽部の件ですが、先ほど500万弱と申し上げましたが、申請自体が、申しわけありません、500万、600万近くなんですが、こちらで交付決定した金額が300万、訂正させていただきます。違いますね、382万が交付決定額になります。

あと、小学校との差ということですが、小学校が実は補正した額がそもそも補助金ではなくて、小学校自体も交付決定が290万の事業で交付決定しております。当然持っていた予算から使っていますから、足りない分を補正額として計上してございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

わかりました。

あと、ライカム地区のこの配布なんですけれども、ちょっと今、インターネットでも見れる、こういった広報誌、もちろん議会だよりも見れ

ますし、全戸配布というのはどうかなというふうにちょっと疑問に思って。例えば下にコンビニできましたよね。コンビニあたりにフリーペーパーという形で置かせてもらってやれば、もっと削減できて地域住民も下においてコンビニで買い物とか、そういった部分もできるのかなというふうに思ってちょっと質問しました。これもまた、多分これからの検討課題だと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

**○6番（金城高治議員）**

先ほどとちょっとダブリもありますが、歳入の11ページですね、16款2項5目1節の教育施設等騒音防止対策事業補助金7,845万5,000円の減の理由をお聞かせください。

同じく11ページの7目1節の中学校の外構、備品工事472万5,000円の、これは今、財源を組み替えたというんですけれども外構工事、これが後に回したということですかね。その辺詳しく説明お願いいたします。

歳出の29ページですね、9款2項1目13節島袋小学校の、これも騒音の工事ですね。246万4,000円の減の理由ですね。

その下の15節の工事請負費ですね、8,470万7,000円の島袋小学校のエアコン工事、これも先ほど説明をやったと思うんですが、もう少し詳しくお聞かせください。

それと23ページ、ちょっと戻りますが、すみません。パイプハウスの設備事業金の面積と、何棟建つのか、どの場所にそれを建てているのかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（喜納克彦）**

金城高治議員の御質問にお答えします。

11ページの7,845万5,000円の減額についてでございますが、これ29ページの委託料及び工事請負費と関連しますので、一括して説明申し上げたいと思います。

この事業は、予定では今年度の1年をかけてやる事業として予定してございました。ただ、国の関係で、国の国債事業として予算が確保され、2年にまたがる事業費の確保となりました。令和元年度と令和2年度に向けて、2年またがり国債で工事をしていく。そのため翌年度の工事費を減額したため、補助金及び工事費並びに委託料が翌年度分減額したものでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

金城高治議員の質問にお答えいたします。

パイプハウス整備事業補助金、面積が1,422平方メートルで、渡口地区に2基予定しております。

**○議長（名幸利積）**

金城高治議員。

**○6番（金城高治議員）**

今これ防衛予算のほうで、この7,845万のほうも何ていうんですか、おける予定ということだったと思うんですけれども、これって前もって、この今の説明ですか、国と調整というのはまだできていなかったのかなと思いますけれども、その辺、組み替えがうまくいけばことしじゅうにできたのかなと思うんですけれども、この辺どういうふうに国との話し合いができていたのか。それをわかってやっていたのか。

それと、中学校備品工事の組み替えの財源ですけれども、これ中学校工事は先、何ていうのかな、今やらなくて次にやるということですか。その辺お聞かせください。

あと、23ページの渡口のほうに、これハウス栽培の中身等、この農業者のほうに指導してい

るのか、どこの方がこれから運営していくのか、わかればよろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

現在ですね、2人を予定しております。そして品目がですね、このパイプハウス整備事業については品目が決まっておりますので、今、ゴーヤを予定しております。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

2年にまたがる事業、当初からわかっていなかったのかということなのですが、これ当初予算編成する段階ではわかっていませんでした。防衛の予算の確保の問題で、要望を受けて2年にまたがる事業にさせていただきます。

それと、中学校の外構工事ですが、あと、後ろに持ってくるのかということですが、財源の組み替えのみ行っておりまして、予定する工事の内容が変更するとか、時期が変更になるということとはございません。今年度予定どおり実施します。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

先ほどの上間議員の関連で質問いたします。

30ページをお願いします。

教育振興費ですね、450万補助が組まれていますけれども、各部活によっていろいろ事情等があると思います。例えば吹奏楽に関しては、

県外に派遣するとなると、楽器の運搬とかいろいろ費用が重なります。部活によって余り費用がかさまない部分もあります。そういった点も考慮なさっているのかどうか。

それと、先ほど吹奏が382万円、卓球が80万と答弁がありましたけれども、この何ていうのですかね、配分方法ですかね、基本的な配分方法があるのかどうかお伺ひします。

それと最後に、個人の派遣もあるとは思いますが、この辺はどうなっているのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

まず、額の問題なんですけど、吹奏楽部、特に金額がかなりいきます。派遣費も膨大な金額になります。輸送費なども見ているのかということなんですけど、当然輸送費も見ています。派遣費及び輸送費、輸送費はまた別に予算を計上してございます。

各部活の配分方法なんですけど、これですね、規定に基づいて、最も経済的な費用でもって算出してございますので、特にどちらかに偏って何とかなんかということとはございません。

次に、個人について派遣なんですけど、個人の方も派遣対象としてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

まず24ページ、村内松の件なんですけれども、まだまだ残りますよね。前回の一般質問で課長がちょっと勘違いしているところがあったので、松の木を切り倒して、これは今、外注をするわけなんですけれども、焼却まで含まれているのかね、これが1つです。

それから27ページの3目の11節施設修繕費、

公園の施設修繕費がありますけれども、最近、ゆうな公園のトイレがきれいになりましたけれども、色を塗りかえて。これは周辺の人からね、何でこのベンチの、キノコ形のベンチがあるんですけれども、これ塗りかえしないのかということがあったんですけれども、それも含まれているかどうか聞きたいと思います。

それから28ページ、これも先ほどから質問あったんですけれども、ちむあぐみ塾ですけれども、何自治会が、どここの自治会が対象となっているのかをお願いします。

それから30ページ、これも先ほどから出ているんですけれども、中学校の外構工事、全て仕上がるのはいつになるのか。これは先日、ある父兄から苦情がありまして、いつまでかかるんだということを言っていたんですけれども、1年半ですよ、建物ができて。いつまでに完成するのかをお願いします。

それと最後に、ツルヒヨドリ対策費がこの補正予算に組まれていないんじゃないかと思うんですけれども、組まれているかどうかと、その補助金申請はどうなっているかをお願いします。

○議長（名幸利積）

盛一議員、もう1回、今最後の質問、何を含まれているか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ごめんなさい、これに載っていないんですけども、ツルヒヨドリ対策費が補正計上されていないけれども、どうしてですかというところ。してあるのかしていないのか。私は探したけれども、なかった。いや、補正予算に組まなければ、秋の防除に間に合わないんですよ。だから今聞いているんです。

○議長（名幸利積）

この24ページに今おっしゃるものが含まれているかという御質問でよろしいですか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

24ページとちょっと違いはするんですけど。

○議長（名幸利積）

違いますので、この補正予算についての質疑です。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

だから、この予算に何で組んでいないかは入るんじゃないんですか。

○議長（名幸利積）

入らない。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

入らない。

○議長（名幸利積）

これに含まれているかという質問でよろしいですか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、もうそれでよろしいです。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

村内松伐倒駆除業務についてお答えいたします。

処分委託費もこの予算の中に入っております。

ツルヒヨドリについては、この事業には関係ありませんので、含まれておりません。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

27ページ、7款3項3目の11節需用費の中の施設等修繕費の中で、これは申しわけございません、島袋中央公園のベンチということですが、こういった一公園をペンキを塗る代金としては、これは計上しておりません。これにつきましては、現在さびているフェンスとか、こういったものの修繕として計上したものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

28ページのちむあぐみ塾に関する御質問ですが、現在ですね、確認したところ4自治会が参加、利用したいということで確認がとれています。

30ページの工事に関する御質問ですが、これは前から説明してございますが、3年度をかけた完成する予定でございます。今年度は2年目になりまして、翌年度、令和2年度に全ての工事が完了する予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

先ほどの松の伐倒の件なんですけれども、前回、松の伐倒は、倒すとこれでオーケーということだったんですけれども、倒してオーケーであれば、予算をもっと組んでね、予算、多分これは感じていますよね、予算後、5本分だけ要求したのか、それとも、今二十七、八本ぐらいあるでしょう、枯れているのがこのライカム地区に。その分、全部予算請求したらどうでしょうか。

それと、ちむあぐみ塾、どこどこか教えてもらえますか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

この村内松伐倒駆除業務は、一括交付金を活用してまして、この予算内での要求ということで、今回この5本の要求となっております。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

希望している自治会ですが、喜舎場、熱田、荻道、大城、北中城団地の4自治会がございませぬ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

島袋入っていなかったですね。

先ほどの松の伐倒の件なんですけれども、なるべく、もうこれ5本ずつやっていると、あと何カ年かかるかわかりませんから、とにかくできるだけたくさんできるような予算の組み方をしてほしいなと思います。

あとは、ツルヒヨドリ、今対策しないと間に合いません。だから、ぜひ12月には補正予算を組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

歳出16ページをお願いします。

2款1項1目の13節委託料で葛巻町姉妹町村盟約締結30周年事業委託料とあります。これは、委託先とその事業の期間ですね。そしてあと、事業の詳細をどのように行っていくか教えてください。

続いて、その下、2目の13節ライカム地区の広報誌配布業務、こちらは何か月分で戸数は何戸なのか、そして、前回、前回というか、何年か前に私は村内の広報誌を全ての家庭に届けましょうという趣旨で質問をしたときには、ライカム地区も何らかの形で広報誌を配っていきとありました。これまでは、その期間ですね、これまで広報誌の取り扱いは、この地域はどうなっていたのか教えてください。

あと、この地域への配布の金額ですね。これは他地域と比べて、やはりどうしても配る人が

いないから高いとは思うんですけども、どれぐらいの単価の差があるのかわかれば教えてください。

あと、23ページ、これは6款1項3目の再生可能資源を活用した北中城産業の活性化推進業務、この財源、一括交付金を使うのか等々と、あと、この中身をもう少し詳しく説明してください。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

天久議員の質問にお答えします。

私は16ページ、2款1項1目13節の葛巻町の30周年事業の委託料ですが、委託先についてはまだ決まっておられません。この補正予算が決まりましたら委託先を決めていきたいなと思っています。

期間は、祝賀会、11月8日を予定しております、それに向けての委託でございます。一応、内容といたしましては、会場の設営から映像、印刷費のパンフレット、食事代、記念品等含めて、もろもろかかる事業を委託したいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

14ページの広報の配布についてですけども、計上している金額は今年度分になります。それと、今まではイオンモールなどに置いていたということになります。あと、費用の比較については、ほかには自治会さんが配布しているので、ちょっと比較はできないかと思えます。

○議長（名幸利積）

世帯数はわかりますか。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現在、約200世帯となっています。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

23ページの委託費、再生可能資源を活用した北中城産業の活性化推進事業、これの予算なんですが、一括交付金を活用いたします。内容につきましては、前年度実施しました詳細調査、現在この再生可能資源として活用できる残渣、これの品質、成分、それによってどの程度のバイオガスが発生するかとか、メタン濃度、これについて事業化のめどが立つラインの数値が前年度の調査で出てきましたので、今年度の調査におきましては、事業化に向けての実施検討と、あと導入に適した設備の選定、検討を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第42号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第43号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第43号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第43号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第44号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第44号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第44号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第45号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第45号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第45号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第46号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第6. 議案第46号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第46号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

#### 日程第7. 認定第1号 平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第7. 認定第1号 平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く13人の委員で構成する平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、本案は議

長を除く13人の委員で構成する平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員はお手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

#### 日程第8. 認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第8. 認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については総務厚生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第9. 認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳

## 出決算の認定について

### ○議長（名幸利積）

日程第9. 認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については総務厚生常任委員会に付託いたします。

## 日程第10. 認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

### ○議長（名幸利積）

日程第10. 認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については建設文教常任委員会に付託いたします。

## 日程第11. 認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定につ

## いて

### ○議長（名幸利積）

日程第11. 認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定については建設文教常任委員会に付託いたします。

## 日程第12. 議案第47号 平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分について

### ○議長（名幸利積）

日程第12. 議案第47号 平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号 平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分については建設文教常任委員会に付託いたします。

## 日程第13. 議案第48号 北中城村役場第一庁舎改築事業契約について

### ○議長（名幸利積）

日程第13. 議案第48号 北中城村役場第一庁

舎改築事業契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

まず、その契約書を見ますと、一括払いが7億1,400万余りあるんですけれども、その資金の調達方法を教えてください。

それから、その7億1,400万余りの支払い日を教えてください。それから、最終的な地方債の額と補助金の額を教えてください。

それから、庁舎の引き渡し日はいつなのか教えてください。

それから、残額が3億余りあるんですけれども、この分割払いは、金額が入っていないんですけれども、どういう分割払いにするのか教えてください。

それから、別紙5はついているんですけれども、そのほかの別紙がついていないですね。何で別紙、ほかのものをつけていないのかどうかを教えてください。

それから、この契約書に普通、議会上程されるときに日付も入って印鑑も押されているんですけれども、今回のは日付も入っていない、印鑑も押されていないですよ。これはなぜか。

以上、お願いします。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

比嘉盛一議員の御質問にお答えします。

まず7億幾らかの調達方法ですが、これは起債、銀行借入れを予定しております。

支払い日は工事完了後、検査終了後に払う予

定となっております。

あと、事業費の別紙をつけていないという、分割払いの別紙ですね。別個の契約書にはついてはおりますが、枚数が多かったもので、今回省いております。必要であればまた別個に示したいと思っております。

契約書に日付と印鑑等入っていないということですが、プロポーザル終わって、今仮契約の段階でありまして、その基本協定の中で、金額もまだ、まずは債務負担行為をやった金額でプロポーザルをして、今いろんな設計等を含めて、今の金額になっております。その中で議会の議決を得た後に契約という、基本方針の中でそううたわれておりますので、基本的にこの契約が議決された日が契約日となって、その後、お互いの公印という流れとなっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

引き渡し予定日は令和2年9月30日を予定しております。

それと、補助金は、詳細はあれなんですけれども、約22.5%を今予定しております。額についてはすみません、まだ計算をしておりませんが、前回の資料でいきますと5億6,250万を起債を受ける予定となっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

今回かかる経費が、前回の資料ですみませんけれども、10億2,840万として、起債額が5億6,250万、普通交付税で約22.5%入ってくるんですが、その額が1億4,062万5,000円になって、回数が20年間の返済となっております。メニューとしましては、市町村役場緊急保全事業というメニューを今使ったの補助内容であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

あと、残る残額の支払い方法とかあるんですけども、これは別紙があるのであれば、別紙というのは何枚ぐらいになるんですか、多いんですか。これを全部つけてもらったほうが、私にとってはこの平面図なんか出されても、平面図見切れないんですよ。かえって別紙を見たら中身がわかったんだろうと。それから、契約書の要件からすると、分割払いにする場合、金額と支払いを確実に入れないと、結局成り立たないですよ。これは債権債務は、いついつどうこう払いますというので、期限の利益とかがありますので、それは必ず入れないといけないから、多分別紙があるだろうと思ったんですけども、よく見てみると別紙5だけがついていますから。別紙をぜひみんなに配ってください。相当あるのかな、じゃ、私には配ってください。余り多くなければ全員に配ってほしいと思います。

それから、契約日と押印がないのは、できてからやる、やるとしたら、この契約書は議決事項でしょう。とすると、後でやるとしたら、後でもう1回議案提出するんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

まず別紙ですけれども、8ページございます。それと別個に契約関係も51条までありますので、その分はまた改めて渡したいと思います。

それと契約方法ですけれども、議決されなかった場合は、もう再提案です。契約はなかったものとして取り扱うことになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

いえ、議決が通ればもうこのとおりなんで、再度議会上げるということはありません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

通常の請負契約なんかは日付と印鑑押して、議案が通ると本契約になりますと書かれていますよね。今回書かれていないということは、今出ているものがいざ契約するときに議案、議決事項でありながら中身が変わる可能性があるわけですよ。だから、本来であればもう契約をしてね、いついつから有効になりますよということを書いたほうが、書くべきではないかと思います。これはもう1回答弁をお願いします。

それともう一つ、この契約書、全部コピーできたら私は欲しいと思います。この何でしたか、別紙はですね、少ないのであれば、もう全員に配ったほうがいいんじゃないかなと思います。もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

コピーの件は、議会事務局と少し調整して、全部配るなり、抜粋して配るなり考えたいと思います。

それと、今契約の方法ですけれども、まず債務負担行為を議決をいただいて、その後にプロポーザルで業者は選定してあります。この業者選定する場合に金額等がですね、基本設計、実施設計を通さないと金額が固まらない。今回、金額が固まっているので、議会の議決を得たいということで。これがまた変わるということは絶対あり得ませんので、この内容でよければ議決をいただいて、議決後に契約という流れとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

この庁舎建設は単独ですか、それとも企業体になっていきますか。建設新聞を確認しましたらですね、4社JVというふうに私理解しているんですが。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

JVで組まれております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

そうであれば、この契約先ですよ、4社JVの社名を入れるべきじゃありませんか。

それと、このプロポーザルなんですけれども、何社が参加して、この大和リースですか、ダイワというんですか、株式会社に確定しているんですね。これ契約率が99%なんですよね、上限

10億2,840万ですか。それに対して99%の契約なんですけれどもね。普通一般的に競争入札ということになると、なかなかこの99%というのは理解しにくいような金額なんですよね。その2点を確認したいというふうに思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

まず、プロポーザルをやった事業主が大和リースさんでありまして、その中の提案の一つで、こういう3社と一緒にやりますということがありますので、契約先はもともと事業主である大和リースさんとやるのが望ましいと思います。例えばJVの中で一緒に提案という、もともとJVの中の入札であればおのおの名前が載ると思いますけれども、あくまで提案社は事業主の大和リースさんなんで、お互いは大和リースさんと契約。

次、金額は九十何%という話でありましたけれども、これはあくまで債務負担行為の額をまず決めて、本調査に係る金額、金額勝負より提案勝負なものですから、この提案ぎりぎりの金額でどのような中身ができるのかという提案でありますので、この上回っていないということがありますので、それは別に九十何%であろうと、それは正しいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ただ、この契約は最終的には4社になるわけですか、JVという感じになるわけですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 27 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

今回の庁舎建設は、一般の入札とは異なります。あくまでも村役場が大和リースさんと委託契約をするという、リース事業です。ですから、契約をすると、我々は公募をしました、大和リースさん1社がこういう形で提案型の公募に応募してきて、そこで決まっております。ですから、内容については、JVでやるんですが、それは大和リースさんが決めてもらうということになっておりますので、その要望はこちらからもいっておりますけれども、そういう契約の内容になっておりますので、ぜひそれを理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

3点ほど質問したいと思いますけれども、PFI方式をとられておりますけれども、いわゆる新庁舎の建設と、あるいは以前の議題の中で村民体育館、村民体育館は議決を経ないで、そして今回は議決を経ているということ、その違いを説明していただきたいと思います。

それから、プロポーザル公募型ということで募集していますけれども、この大和リースさんに決まった大きな特徴というか、こういったところがよかったということが示せば説明をしてください。

そして3点目は、県内企業を我々は優先するというふうに毎年毎年議決しておりますけれども、今回、本土の大手に決まったんですが、そ

れはどういうわけか説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 31 分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

最初の受注の件です。今回工事費が含まれておりまして、この工事費があるものですから、委託契約の中の議決ということになります。多分、村民体育館のほうは賃借なものですから、議決は要らなかっただろうという認識でございます。

次に、プロポーザルで大和リースに決まった理由なんです、選定委員会の中で点数化して、提案がよかったということで決めております。また、県内企業がなぜいなかったのかということですが、提案がなかったということ。興味は示したんですけども、最終的な提案はなかったということで大和リースさんに決まったということでもあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

これだけぐらいの規模であれば、県内企業でも僕はできるんじゃないかなと思ってはいますけれども、希望を示さなかったというのは、例えば公募のスタートから結論が出るまでの期間が短いということではなかったのかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

一番大きな要因はBTO方式、今回、建築後所有権をこちらに移してもらってのリース契約というような形は県内では初であります。これを市町村の起債の補助金を使ったのが鹿児島が1件目で我々2件目ということなんで、その分の経験値の差じゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号北中城村役場第一庁舎改築事業契約については総務厚生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時38分 散会

## 令和元年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年9月11日 午後6時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年9月11日 午後8時16分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	6 番 議 員		金 城 高 治			
	7 番 議 員		比 嘉 盛 一			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和元年9月11日(水曜日)

1. 開議 午後6時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 盛 一	1. 高齢ドライバー対策について 2. 福祉政策の充実について
2	比 嘉 義 彦	1. 児童・生徒をSNS被害から守る対策について 2. 北中城村景観形成助成金について
3	比 嘉 次 雄	1. 資源ゴミ回収公平さについて 2. 耕作放棄地解消について 3. 幼保無償化について

○議長（名幸利積）

皆さん、こんばんは。

本日から13日までの3日間の一般質問の本会議は夜間議会となります。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午後 6時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

では、通告に従い質問をいたします。

今や高齢ドライバーの交通事故防止対策については避けては通れない緊急な課題の1つになりました。ことしの4月に東京池袋で高齢者による死亡事故が発生いたしました。その事故で亡くなられたのは、沖縄県出身の女性とその娘です。

事故原因について、当人はアクセルが戻らなくなったと言っているようですが、実際は車に不具合はなく、アクセルとブレーキの踏み間違いだとされています。この事故を起こした87歳の男性は、テレビニュースで見ると限りでは、杖をついて足もともおぼつかない、いかにも健康上問題のありそうな高齢者でした。このような体力で、あえて車を運転する必要があったのかどうか疑問が残ります。本人は当然のことながら、家族も周辺の人たちにも責任の一端はあるのではないかと思います。事故以来、交通の便のよい東京だけでなく、沖縄県内でも免許証返納者がふえてきています。

高齢者の交通事故原因で最も多いのがアクセルとブレーキの踏み間違いであると言われていますが、警察庁は、これは高齢による体力や認知機能の衰えとして捉え、高齢者の運転免許の自

主返納を勧めています。しかし、これまで自分の車で買い物など用事をしてきた人にとって、車がなければ生活に不便さが出てきます。そこで、警察庁は自主返納者に特典をつけ、少しでも不便さを軽くしようとしています。

このような社会情勢の中、我が北中城村でも高齢者ドライバーによる事故などから村民を守る対策を考えるべきではないかと、2年前に引き続き、再度一般質問として取り上げることにしました。

2年前の一般質問において、高齢者を交通事故から守る手だての1つとして、運転免許証の自主返納は効果的だと考える。今後は沖縄警察署と連携して推進していきたいという答弁がありました。

そこで質問ですが、警察と連携して推進するとの答弁から2年がたちましたが、その間に本村が実施した推進施策とその効果を問います。

2番目に、運転免許自主返納者に対する沖縄県内での特典にはどのようなものがあるのか問います。

3番目に、村独自の特典はあるのか、また、どのような特典を検討し、結果はどうだったのかを問います。

4番目に、全国的にはどのような特典が設けられているのかを問います。

5番目に、全国で付与されている特典の中で本村でも取り入れられそうなものはないか。

次に、交通事故対策車について質問いたします。

4月の交通事故を受けて、東京都はすぐに反応いたしました。その1つが、高齢ドライバーが身近に参加できる高齢ドライバー向けの交通安全セミナーであり、もう一つが高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の創設であります。

制度の概要は、都内在住の高齢者がペダル踏み間違いによる加速抑制装置としての機能を有す

る安全運転支援装置を1割の負担で購入、設置できるものであります。現在新車で国産車を購入すると7割程度が安全運転対策車と言われております。しかし、日常見かける車は安全運転対策車の新型車より対策が施されていない旧型車がほとんどです。早急に対策を立てるべきだと思います。

本村の財政はここ2年間は逼迫しており、今後どうなるのか予想はつきませんが、高齢ドライバーの安全運転対策は優先的に実施すべきではないでしょうか。

そこで質問です。安全運転装置の補助制度創設について村長の考えを伺います。

次に、福祉政策の充実に伴う人口流入、人口増加について質問いたします。

十数年前、近所に住む体に障害のある方が、北中城村は身障者対策が充実しているので引越してきましたと話している方がいらっしゃいました。先ほどの高齢者の交通安全対策もそうですが、高齢者対策、身障者対策、子育て支援対策など福祉政策が他市町村に比べて抜きん出ていけば、間違いなく人口はふえてきます。一般的に人口がふえれば税収がふえると言われております。

そこで質問ですが、人口がふえれば税収がふえる、そのメカニズムを教えてください。

また、本村が中部地区他市町村に比べて、より充実した福祉政策があるのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

#### ○議長（名幸利積）

村長。

#### ○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、高齢ドライバー対策についてということで、議員がご指摘のとおり、最近高齢者ドライバーの交通事故が非常にふえているということで大変憂慮しているところで

あります。これは加害者も被害者も非常に悲惨な状況だなということで思っております。確かにこの対策をどうするかということは非常に重要な課題だなと思っております。

ただ、議員からいろいろ御質問がある中で、細かい話は総務課長に答弁させたいと思っておりますが、なかなか村単独で具体的に対策を講じるというのは難しいなというふうに思っております。高齢者ドライバーが返納した場合だけでいいのかどうなのか。あるいは高齢者全般を見てどう対応をしていくのかということ踏まえて検討していかなければならぬかなと思っております。じゃ、高齢者のドライバーじゃなければ、それは返納しなければ、免許持っていない人も困っているんだという話になると、またいろんな角度から検討していかなければならない課題もあろうかと思っております。

とりあえず高齢者ドライバーの対策ということですから、なかなか具体的な取り組みは難しいなと思っておりますが、担当課のほうでやっている取り組み等々については答弁させたいと思っております。

2点目の交通事故の対策車についての質問ということですが、安全運転装置の補助制度創設ということですが、確かに安全運転装置は有効だと思います。ただ、本村独自の一般財源では全て対応するという事はなかなか今の状況で厳しいなと。国・県からの補助がそれだけ特化した補助制度があれば非常にありがたいなとは思っておりますが、ただ、時代ですから、そういう努力をしないといけないという状況に国全体で考えていく必要もあるだろうと思っております。できないというわけじゃないんですが、対策としてどうするかということは今後検討しなければならぬだろうと思っております。

3点目の福祉政策の充実についてです。本村が他市町村に比べて抜きん出ているというわけでは必ずしもないと思っております。それぞれ市町村

独自の取り組みをやっているわけですから、後ほど福祉課長のほうに本村の取り組み状況については答弁をさせたいと思います。

1点目の人口がふえれば税収がふえる、そのメカニズムを教えてくださいということですが、必ずしも人口がふえると税収がふえると一概には言えません。所得の多い方がふえると税収入はふえていくというふうに理解をしておりますが、必ずしも人口増であれば全て税収がふえるということにはならないと思っております。

詳細については、2点目については福祉課長のほうに答弁させたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

比嘉盛一議員の質問にお答えします。

まず、私のほうから高齢者ドライバー対策についての答弁をいたします。

まず、1点目ですが、村独自の取り組みとしてはございませんでした。警察署からの福祉関連研修での講話やチラシでの周知等がございました。

次に、2点目の沖縄県内の主な特典といたしましてバス、タクシー、モノレールの交通機関の運賃割引、ガソリン店での割引、飲食店、天然温泉での割引、眼鏡関連割引等がございます。

次に、3点目の村独自の特典と5点目の本村の取り入れられそうなものはないかという御質問ですが、村独自の取り組みに関しては継続検討いたしますが、村独自の取り組みよりは沖縄県全体での取り組みの中で、沖縄署等が村内企業へのお願いすることがあれば、一緒に取り組んで行きたいと思っております。

次に、全国的にどのような特典があるかということですが、全国的に見ても交通機関及び運転経歴証明書の補助、または入場料の割引等がございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

引き続きまして、比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

2番目の福祉政策の充実についての②番のところですね。中部地区市町村に比べてより充実した福祉政策についてということ、各市町村のおおのの状況に応じて福祉政策に取り組まれており、単純な比較は難しいと考えております。

本村で特徴的な事業を挙げますと、高齢者・障害者福祉につきましては、介護予防事業やデイサービスしおさい事業あるいは地域活動支援センターあざみほか外出支援事業や配食サービス等が特徴的ではございます。また、権利擁護支援センターの設置等につきましても充実していると考えております。児童福祉につきましては、子ども医療費助成や児童館の設置等が特徴的であるとと考えております。

また、社会福祉協議会を中心に各種施策では対応できない事案への個別の対応にも取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

じゃ、また1つずつ再質問していきたいと思えます。

村独自の取り組みはありましたかということ、取り組みはなかったということなんです、警察署から福祉関連研修での講話やチラシでの周知等があったということですが、この福祉関連研修講話の対象者はどなたが受けたのか。それとチラシはどんなチラシで、どのように村民に周知したのか聞きたいと思えます。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

福祉関連の研修と言いまして、介護保険を受けていらっしゃる方に対するケアプランをつくるケアマネージャーという方たちが村内にも多数いらっしゃいます。その方たちを招いて、沖縄署のほうから昨今の免許返納制度についての周知を研修したところでございます。チラシにつきましても、沖縄署からのチラシをご家族等に配付していただくようなそういった形で事業所なりに配付をしているところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

ケアマネージャーの研修というのは2年前にもそう答えているんですよ。この2年間にもありましたか。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

はい、今回答えたしましたのは2年前の研修ということでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

最近の2年間は何にもやっていないと考えていいんですか。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

そのとおりでございます。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

今回は多分進んでいるだろうと思っていたんですけども、ケアマネージャーが研修を受けますよね。当然チラシももらいますよね。そう

すると、こういうものについての相談があったのかなど。私、結構立場がこういう議員の今立場であるんですけども、自治会長も長かったということもあってかわかりませんが、ここ半年で5名ほどから相談を受けているんですよ。どうしたらいいのかなど相談を受けているので、ケアマネージャーだったらたくさん相談があるだろうと思いましたが、相談は受けてますか。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

免許返納に対する個別の相談というのは日々上がってきている状況でございます。特に我々が主に喫緊でかかわる課題といたしましては、既に認知症の疑いのある方、もう御病気を発症されている方の免許返納に対しては早急に取り組む必要がございますので、その点につきましては、村内にあります認知症疾患センターと言いまして、若松病院が県の認知症疾患センターをやっておりますので、そういった専門医療機関との連携とか、そういう形で御家族へのアプローチをしたりとか、そういう形での個別の支援については日々取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

介護を受けている方というのはもうほとんど免許証を返しているか、もともと持ってないかという方だと思えるんですけども、まず、思っただけのことは、この免許証を返納を勧めるのは高齢者の自由を奪うんじゃないかと、やはりあなたの命を守るという気持ちを常に持っていたきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

そこで最近の高齢ドライバーの事故の状況を

ちょっと説明しておきますと、これ新聞からのものなのですが、沖縄県警によると、2019年上半期で県内で起きた交通人身事故のうち、65歳以上の高齢者が第1当事者となった事故は20.2%だったと。過去最大だった2018年の18.9%を上回っているということです。また人身事故に占める高齢者の割合は2009年に11.8%だったが、2014年から急上昇し、2018年は2009年の1.6倍までいったという実態があります。このような状況の中、高齢ドライバーは個人の問題だと放っておくわけにはいきませんので、家族のみならず地域自治体の協力は絶対必要だと思っております。

北谷町は、テレビニュースでやっていたんですけれども、7月29日に高齢ドライバーを守るために運転免許自主返納で警察と覚書を締結いたしました。やはりこれを見ると、北谷町は高齢者のことをよく考えているのかなと。単純でありますけれども、そう思います。

それと今度運転免許の自主返納者に対する沖縄県での特典にはどのようなものがありますかというのは、私、知らなかったですけれども、前回出たのがバス、タクシー、モノレールと、天然温泉でしたけれども、そのほかにこのガソリン店、飲食店、眼鏡関連が出ておりますけれども、そういう特典ができてますよというのは、例えば1年終わって、こういうものはケアマネージャーに上げるなりして宣伝していますか。

#### ○議長（名幸利積）

福祉課長。

#### ○福祉課長（喜納啓二）

こういった特典につきまして、どちらかといいますと御自身で返納される方、まだ介護保険に乗っていない方たちに対する周知が必要だと思っております。今年度は老人クラブの役員会に対してこういったチラシの配布等を行っております。

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

#### ○7番（比嘉盛一議員）

それと、次の質問は、独自に取り組んでないけれども、沖縄警察署が村内企業へお願いすることがあれば一緒に取り組んでいきたいという答弁があったんですけれども、これはある意味では非常にショックな答弁だと私は思います。なぜかという、交通事故を防ぐための対策は警察の役目ですよね。だけど、住民の命を守るというのはやっぱり行政の役目だと思っております。だから沖縄署が動けば私たちも動きまじやなくて、ぜひ動ける分は自分たちから動くという方向性を持ってくれないかなと思いますけれども、どう思いますか。動ける者はみずから動く。例えば村長さんが動くと。動いて感触を得たら警察へ連れていけばいいと。

#### ○議長（名幸利積）

村長。

#### ○村長（新垣邦男）

盛一議員の質問としては十分よく理解をしています。当然各市町村、非常にそれで悩んでいるという状況があるかと思うんですね。今福祉課長が言うように、認知症の疑いがあるんじゃないかという方は非常にやりやすいです、そういう対応は。ただ、自主返納していただきたいという呼びかけはしたとしても、いや、自分は大丈夫だと。何であんたに言われなければいけないんだというようなこともあります。ですから、こういう方々をどういう形でやるかというのは非常に今対策として難しいなど、村独自でやるにはですよ。

ただ、私は免許持ってないんですけども、私もそういう恩典を受けたいという話になると、じゃ高齢者ドライバー返納者だけでいいのかとかいうのが非常に行政としてやりづらい部分があるんです。当然我々も他の自治体が行っていることも非常に検討しながらやっていきたいな

とは思っておりますが、より有効な形のをぜひ取り組んでいきたいということで、今担当課としてはいろんな情報を収集しながら本村でできるものやっしていきたいというふうに思っているところであります。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

今、私の質問が悪かったのかもしれませんが、個人個人に当たって運転免許証の返納してくださいということの問題じゃなくて、特典を与えてくれる企業を探すのは、これは警察が探すというのは非常に難しいと思うんですよ。だから、例えば村が何かのときに企業にこういうのがありますけれども、やってもらえませんかと言ったら、感触があれば警察と一緒に連れていくと。そのほうがいいんじゃないかと。警察がこっちの企業に当たるから、誰か総務課長、行ってくれ、村長行ってくれと言うよりは、やっぱり企業へ当たるときは村から動いたほうがいいんじゃないかなということを私言ったわけです。企業に当たるときに警察へ行くんじゃないかと、村が当たって、感触を得たら警察へ連れていくと。その方法が特典というのはふえるんじゃないかなという意味です。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

ですから、警察署と一緒にやるというのは全県的な話であって、村独自でやるとしても、さっき言ったように自主返納者だけなのと必ず言われるはずですよ。当然自主返納者だけですよという話に限っていくと、企業さんも非常にやりづらいだろうと思うわけですね。ですから、じゃその自主返納者に対する例えば割引とか何とかというのは村が提案されているので、村はその辺のフォローもやってもらえるのかという話になろうかと思えます。ですから、警察署と一

緒にやるというのはそういう意味ではある意味サービスの一環として、その意識づけとして全県的な取り組みですよと言ったら非常にやりやすいなと思うわけですね。当然村も財政的に余裕があって、その分だけは投資をしようということが今できれば、当然そういうことは村独自で、何も警察と協力しなくても村独自の対応でできますよというぐらいあればいいのかなと思っていますが、なかなか今の現状ではそこまで、単独で高齢者ドライバー返納だけに予算を投入するということは今の段階で厳しいのかなというふうに思っています。

ですから、高齢者ドライバーの返納だけじゃなくて、例えば70歳以上の皆さんには対象的に全部こうやりますよとか、そういう形で村独自で、行政独自でやるには、そういう対応も必要というか、対策としてはどうしてもこれが出てくるだろうということがあるものですから、じゃそれをどこまで我々はカバーすればいいのかということ踏まえて検討しないと、なかなか今の段階では厳しいのかなというのが本音であります。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

今の村長がおっしゃったことは、私、後で書いてあるんですけども、これ飛ばしますとまたいろいろ漏れてしまいますので、一応これ後でもう1回話しします。

じゃ、全国的な特典について、この答弁書にある4番ね、全国的に見ても交通機関及び運転経歴証明書の補助というのはどういう意味ですか。意味がわかりにくいですね、この文章ね。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

交通機関というのはタクシー、バスの割引で

すね。運転経歴証明書の補助というのは、この運転免許証明書をとるために1,100円ぐらいかかるんですよ。返納する人にはその分市町村が持ちましょうということの意味でお書きいたしました。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

今の件わかりました。ちょっと意味がわかりにくかったんで。ネットで調べたら、愛知県がとても進んでいるようです。それで、愛知県の特典を付与した施設、店舗を数えてみたら、このネットに出ているものだけで200店舗近くあるんです。そしてまた、この愛知県とは別に名古屋市独自でやっているのが100件近くありました、全国的にはタクシー運賃の割引や銭湯、温泉の割引はほとんどの都道府県で、沖縄にはありませんけれども、やっております。そのほかにはテーマパークの入場料の無料やスポーツクラブの入会金の無料、そのほか宿泊の割引料、眼鏡、コンタクト、美容室、マッサージ、クリーニング、ヨシケイ、ファミマ、ツルヤ、飲食店等の優遇がありました。また、信用金庫で預金金利の上乗せもありました。

それで、全国で付与されている特典の中で本村で取り入れられそうなのがあると思うんですけども、これはまだ検討してないわけですよ。具体的にはね。それで、先ほど村長からありました村として最も心配なのが、じゃ言うのは簡単だけれども、予算をどうするのということだったんですけども、今のこの特典については予算は要りません。全国的な例を見ても、予算は何で要らんかというのは、これ全部企業訪問やっているわけです。企業が割引したから、この割引分を村が補填するんじゃなくて、これはなぜ企業が持つかということ、企業にとっては社会貢献です。結局地域に対する恩返し、地域

とともに歩む地域密着型、そして最大なものは企業のイメージアップにつながるということでやっているみたいなんですよ。金かからなければ推進しやすいんじゃないですか、村長。予算かかりません。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

予算がかからなければ、それはもうお願いをしたいところであります。当然それは企業の独自の社会貢献だという認識がある企業であれば非常に私はうれしいなと思っております。

ただ、今現状で村内の企業さんでやるよというところはなかなかないものですから、自主的にやっていただければ非常に村としてもありがたいですね。村も協力してくれればやりますよということが言えるんですが、村からやってくださいと言うと、なかなかこれは企業も厳しいのに、村から言われたらやらなければならないのかと。じゃ、その企業にとって何のメリットがあるんだと言われたら返す言葉がないものですから、今の段階でなかなか言えないというのが現状であります。

ですから、当然企業さんがこれはもう社会貢献だと。どうしても我々はやるんだという意気込みで来られると村としてもありがたいことでありまして、ぜひお願いしますということで行って、お願いしには当然行きますし、そしてまた連携協定が、いろいろ協力関係が結ばれば、率先してやっていきたいと思っております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

積極的に向こうからやりたいと言うならば協力しましょうということじゃなくて、やはり企業でその辺のことは特典があるかどうかかわらんということがたくさんあると思うんですよ。私が北中城村でこういうものができるんじゃないな

いかとちょっと挙げたのがあります。ぜひ後でできたらアプローチしてほしいんですけども、まず1つが農協の1年定期預金の金利を倍にしましょうと、1回だけ。これ返したとき、年の1回だけは定期預金倍にしましょうということにしたとします。倍にするとインパクト強いですよね。今1年定期預金の金利わかりますか、村長。わからないですよね。これやったら1年定期預金したら金利を倍にしますよと。そのインパクト相当強いわけですよ。農協さんやりますねと言うはずだけれども、幾らかというと100万円を1年預けて利息幾らかといたら100円です。税金引かれて手取り80円です。0.01ですから、だから倍にしますよといたら0.02ですよ。利息200円になります。だから100円ぐらい余計に上乘せしても農協の経営に私、支障はないと思うんですよ。これが何百人、何千人、何万人と来るんだったら別ですよ。運転免許をこの1年で返した人たちが幾ら来たとしてもそんなに影響がないと。もし影響ありそうだったら100万円に限るとか、そういうことをやれば全然影響しないんじゃないかなと思います。

それから、農協で言えば、もう一つは、農協給油所、これも証明書持ってきたら1リッター当たり2円割引しましょうということもできると思うんです。できそうじゃないですか。単純に考えて。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

大変いい意見だと思います。まずは盛一議員がお願いしてみて、できそうだったら、私、お願いに行きますから、ぜひそれを連携してやっていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今私が行ってできそうだったら行きますよね。実は約束してきたんです、支店長と。農協の場合は今支店単位でできるかどうかのちょっとこれがハードルがありますので、どうするかというのは相談しないといけないんですけども、0.01するぐらいは何でもない。それから、農協の給油所での2円の割引も問題ないと。何ら問題ないと即答したんです。何で即答したかという、今農業者割引として1リッター2円は割引しているらしいんですね。だからこのカード持ってきた人に4円割引するのか、あるいは農業以外の人たちだけ該当するのか、二重の割引は与えませんというのがありますから、そういうものであれば支店長さんオーケーしておりますから、ぜひお願いします、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

すでに全県でやっています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

だからあれでしょう。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時28分 休憩

午後 6時29分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

今提案で給油所は全県やっているということの情報があります。ほかにもし北中城支店独自でやれるというのがあれば、盛一さんがやれるよということで私が一緒に行ってお礼を言いたいなど。ぜひお願いしますと言いにいきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私の勉強不足で大変失礼いたしました。2円引きはいいのかなと思ったら、5円引きしているということで驚いておりますけれども、じゃ、金利の問題は自分でできるかどうかこれ相談してもらって、できるのであればぜひお願いしたいなと思います。

そのほかに理容館とか美容室、これは1,800円ぐらい、安いところで1,000円、高いところで1,800円。美容室だったらもうちょっと高いと思うんですけども、1回100円割引しましょうと。100円の割引がどのくらいのものかわかりませんが、島袋だけでダンパチャーは私の知っている限りで5軒あるんですよ。こういうところをやれば1軒はやった、あと4軒やらなかったら、もしかしたらそこに集中をする可能性もあるし、企業ですからモウキジクできるのであればやるかもしれません。

それから、中城城跡は、これは持っているば入場無料にしましょうと。これもやっているんじゃないかと思って確認してみました。インターネットでは試行をやっているとあったんですけども、実際に電話してみたらやっておりませんということでしたので、中城城跡には北中城村と中城村のこの返納者に対しては無料にしたらどうだろうか。じゃ無料にしたら向こうは損するかと思ったら、65歳以上の高齢者はほとんどがもう中城城跡には行きなれて、もう別にわざわざ行く必要ないと思っている人がたくさんいるんですけども、割引あるのであれば、もう一度行こうとなるかもしれません。これも私は村はこういうこともありますよというPRのためにいいんじゃないかなと思います。

それから、イオンモールの沖縄ライカムの映画館、映画館の値段わかりますかね。一般1,800円で、高齢者割引して1,100円なんです。これは返納カードを持っていたらあと100円割

引して1,800円が一般、1100円が高齢者、これを持っている人は1,000円にすると。これもインパクト強いんじゃないかなと。1,100円と1,000円大分違いますよ。1,000円だと1枚で済みますからね。

それから、イオンモール沖縄ライカムのテナント、テナントはいろいろ店とかありますから、一概に何%引きというのはできないんですけども、その内容によって5%ないし10%割引できないかなと。だからこれをテナント行って、1件1件交渉するんじゃなくて、トップの人と村長が交渉すると、相談すると。そうであれば何かの集まりがあるときに、こういうものをやらないかということで北中城村からも来てます、沖縄署からも来てます、皆さん、じゃどうですかということでやればできるんじゃないかなという気がいたします。

それから、同じくイオンモール沖縄ライカムの飲食店、飲食店ももうけというのは余りないですよ。それでどうするかと思ったら、1,000円以上の飲食に対して100円割引するとか、飲み物を1杯割引するとか、そういうぐらいだったらできるんじゃないかなと。だから件数をだすという意味なんです、私は。北中城村はこんなこともしてますよと。村独自でやってますよというのをぜひやりたいんですよ。

それから、コストバスタバイキング、食べ放題、今高齢者は200円引きです。だからこれをカードを持っていけば、あと100円プラスして300円引きにすると。これもわずか100円ではありますけれども、高齢者は余りたくさん食べないから200円引きにしていると思うんですけども、さらに運転できないぐらいの高齢者であれば、さらに100円割引しても損はないのかなという気がいたします。

それから、ルネサンスのスポーツクラブ、先ほども全国的な問題もありましたけれども、入会金無料にしたらどうだろうか。高齢者とい

うのはもう行く人は多いけれども、行かん人は全然行かんですよね。今入れば入会金要りませんよということであれば、お客さんもふえる可能性があるわけです。会員がふえる可能性があるわけです。だからそういうものも交渉するに値するんじゃないかなということがあります。

以上のことを聞いて、村長、これから積極的にやるのか、それともただ1議員のたわごとということにするのかどうですか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

大変貴重な提案だと思います。ただ、今議員から提案受けたことは、これは議会の提案だということ村長が言うてみるということはある得るのかなと。これが村長が言ったら、村長が何か権力で持って、圧力で持って来たと言われたら困るんで、あくまでも比嘉盛一議員の提案ですがどうですかということではできると思います。ですから、後でその資料をいただけたら、これは議員さんの提案だけ検討してみないかということをお願いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

当然今私が言ったのは議会で決めたことではありませんから、1議員の提案ということで構わんと思います。ぜひよろしくお願ひします。

続いて、交通事故対策車について再質問いたします。

先ほども申し上げましたが、一口に高齢者と言っても体力にも認知機能にも個人差があります。しかし、また若いころに比べて衰えていくのも事実です。そこで、高齢者でも車を持ち続ける人のために行政がすべきことは何か。高齢者の車は安全対策車にすることだと思っております。

先ほどの質問でも申し上げましたけれども、

現在新車で国産車を購入すると7割程度が対策車らしいんですよ。しかし、現在見かける車というのはほとんどが旧型車ですから、新車持っている方は旧型が多いわけですから、やっぱり早急に対策を立てるべきことじゃないかなと思います。

東京都のように本村も補助金制度を創設すべきではないかと思ひますけれども、でも、当然補助金制度はお金かかります。非常に苦しい状態のときに補助金制度つくれだなんてとんでもないと言われるかもしれませんけれども、それで高齢ドライバーも守る、そして高齢ドライバーから村民を守る。両方守られるわけですが、そのためにはやはりこれをやってほしいなと思うわけです。東京都は9割補助を決定しています。もうスタートしておりますけれども、これは平均したら10万円ぐらいらしいんですけども、9割補助といたら9万円補助です。やっぱり大きいですよ。じゃどうするかといたら、北中城村は9割というのはできないから、せめて1割補助ができないか。1割補助であれば、たくさん来るわけではないし、10名来て10万円ですよ。100名来て100万円。そんなに来るはずはないんですけども、こういうことができないかなと思ひますけれども、1割補助だったらいかがですか、村長、補助金、考えられますかね。検討できますか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

今担当課の資料では約50名ぐらいの方が返納というのがあるそうです。ですから、恐らくこれをやるともっとふえるだろうと思ひます。非常に効果としてあるのかなと思ひますが、あと財政的な問題で、じゃどこまでそれができるのかということは今後検討していきたいと思ひます。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

今のはやらないんじゃないじゃなくて検討していきますだから、ぜひ検討してほしいと思います。

次に、福祉政策の充実に伴う人口増加、まちの活性化について再質問いたします。

先ほどの高齢ドライバー対策をやったのは、これ一緒に続いているわけですが、老人福祉の政策の1つと私、捉えているわけです。これが愛知県みたいに100件ぐらいやりますと、北中城村すごいということで、人口ふえる可能性はあるわけです。

それで、昨年先進地である兵庫県明石市を視察いたしました。御存じと思うんですけども、明石市は減少を続ける人口を福祉政策によって無事回復させました。人口増によって町は活性化し、税収も増加いたしました。明石市の政策は何かというと、全ての子供が大切にされ、元気に伸び伸びと安心して育つことができる明石市こども総合支援条例の制定です。基本理念としては、子供の定義を二十歳まで拡大して、全ての子供に対してその状況に応じた適切な支援を行うと。貧困家庭とか、そういう限定じゃないということなんです。その影響で近隣市町村からはどんどん人口が入ってきたそうです。それで明石市の税収は363億円、2017年から5年で21億円増加しました。これはパーセンテージとして5.8%ですけども、住宅着工件数は4年前より785戸ふえました。商店街来訪者は4割増加しました。店舗は1年で24店舗増加しました。

北中城村は今現在アワセ開発で相当税収を得てますけれども、5年間で30%伸びてますよね。アワセ開発で30%ぐらい伸びてますけれども、さらに老人福祉が充実することで、さらに見込めないかなということで質問いたしました。当然人口がふえて明石市は若者を呼び寄せていますから、子育て世代ね。だから当然これからす

ると私が今言っているのは何で年寄りだけ集めるのかということはあるかもしれません。お年寄りがふえれば民生費は当然増加していきます。だからまちの活性化、税収アップにつながるかどうかというのは検討しないといけません。

ただ、一般的に高齢者は若者にはない大きなものがあります。それは何かというと、これまでの経験で培った知恵があります。それから財産があります。こういうものを生かせないかということで私は入れたんです。この今まで培った知恵で地域を活性化する人が出てくるかもしれないんです。いい知恵を持っている人が来るかもしれない、高齢者の中にね。それでこれを入れました。それから、これまでためた財産を村内に投資するかもしれない。やっぱりこれも活性化につながるんじゃないかなということです。

きょうの質問は高齢ドライバー対策を充実することによって村民の命を守るのが第一、そしてこれによって人口増加を促し、まちを活性化させ、あるいは税収アップにつながるのではないかとことでの質問、自分も考えながらということも村にも考えていただくことでの質問でした。

以上、終わります。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

通告に従いまして一般質問を2点いたします。まず、本村の児童・生徒をSNS犯罪被害から守る対策について質問いたします。

昨今スマホやタブレットは急速に普及し、児童・生徒初め、若者から高齢者に至るまで所持人口がふえ、日々の生活をする上で欠かせないものになっています。ボタンを操作することでいろんな情報がすぐに得ることができ、便利な社会になっていることは言うまでもありません。

しかし、この便利なスマホやタブレットは使い方を誤ると一生取り返しのつかないことにな

りかねません。特に近年は出会い系サイトやコミュニティサイトを利用する児童・生徒がふえ、犯罪に巻き込まれる事案が年々増加し、社会問題となっておりますが、児童買春の被害を受けた約7割が非行歴や補導歴のないまじめな児童であります。

このような犯罪被害がふえ続けるようになってきているのはネットを悪用する大人の存在やインターネット上に潜む危険性を認識していない児童・生徒、保護者が多いことではないでしょうか。サイバー犯罪から児童・生徒を守るための対策が急務と思うが、本村ではどのような対策がなされているか当局の見解を伺います。

次、2点目に北中城村景観形成助成金について質問いたします。

昨今全国的に城下町周辺や昔ながらの情緒あふれる集落、新しいまちづくりにおいて景観条例を制定し、地域の景観を守る取り組みに力を入れる自治体がふえてきたことはすばらしいことと思います。長年の歳月を経て大きくなった木々や古き屋敷囲いの石積み、集落の井戸、石畳道などは大きな財産であり、観光産業においても大きく寄与されることがあり、大切にしなければなりません。このように情緒あふれる荻道・大城地区は中城城跡が世界遺産登録を受けた後、古城周辺の歴史景観を融合する観点から景観形成条例を制定し、建物の屋根に赤瓦を乗せる人に対し助成金を交付する制度ができました。よって、次の3点についてお伺いいたします。

1つは助成事業の目的は、2つ目に助成制度後の新築件数と赤瓦を使用し助成金を交付した件数、3つ目に情報周知について伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉義彦議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目です。児童・生徒をSNSの犯罪被害から守る対策ということで、議員御指摘のとおり、昨今子供たちを取り巻く環境が大変厳しいものがあります。特にSNSの犯罪被害というのは拡大するばかりであります。大変懸案事項だなというふうな認識を持っております。当然教育委員会でもその対策等々、そして学校現場での情報収集等々には力を入れているところではありますが、詳細については教育委員会のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目の北中城村景観形成の助成金についてということであります。1点目の助成事業の目的ですが、この制度は平成14年に制定をされております。世界遺産に指定をされている中城城跡と、その周辺地域を含んだ古城周辺における歴史景観を守り育てるために景観形成への住民の理解と意識向上を促す目的で制定をされております。景観協定地区になっている荻道・大城地区を対象に北中城村景観形成助成金交付要綱、これは平成14年7月1日に制定されておりますが、助成金制度を創設をして、今交付を行っているところであります。

2点目の件数と情報周知については担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

比嘉義彦議員の質問にお答えいたします。

指摘なさっておりますように、昨今この情報機器、スマホやタブレット等かなり社会的に普及して、そしてその活用がどんどん広がっている。そして低年齢化も進んでおります。

教育委員会の対応といたしましては、月1回開催される校長会や教頭会及び生徒指導主任会、こちらは幼稚園の副園長、それから各学校の校長、教頭、生徒指導部会がそれぞれ別々に開かれていますけれども、そちらの会議のほうで県内における具体的な例などをもとに話し合いを

行い、対策を講ずるよう指示をしております。それを受けまして学級や学年、学校でサイバー犯罪対応を専門とする警察官の講演などを行っております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉義彦議員の御質問の2番、北中城村景観形成助成金についての2と3について私のほうから御説明いたします。

2の2の助成制度後の新築件数と赤瓦を使用し助成金を交付した件数につきましては、制度がつくられましたのは平成14年度より昨年度まで、平成30年度までの新築のみという把握はできておりませんので、新築及び改築等、これの合計数にはなるんですけれども、私どもが把握している限りでは、この約16年ですかね、この間に72件、このうち助成金の交付実績につきましては19件となっております。

また、この助成金制度の情報周知につきましては、この助成金制度の対象となっております荻道・大城地区につきましては、市街化調整区域となっております。このために新築及び改築等の手続をとる際には建築確認という手続をやらせないといけないんですけれども、このときに村の建設課のほうに御相談に来ていただきます。この際に当課の担当者からこういった赤瓦を乗せる予定はあるのか、もしあるのであればこういった助成金制度があるよということを御説明しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

では、1点目の質問から再質問したいと思います。

現在、本村の児童・生徒のスマホやタブレットの所持状況、それでこれまでに被害やトラブ

ルに遭われた児童・生徒がいないのか、そういう調査をし、状況の把握をしているかどうか伺います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

学校からは大きなそういったトラブルに巻き込まれたという報告はないということで聞いております。

それから、スマホ等についての保有に関しては、学校もいろいろ調査をしておりますけれども、確実な数字は難しいところがありまして、約7割ぐらいというふうに中学校の場合は回答を得ています。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

中学校の生徒の所持状況が7割ということですが、小学校についてはどうなっているのか調査されてないのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

御質問にお答えいたします。

小学校においては非常にこの辺もまた難しいところがございます、学校の調査も本村内で3校ともスマホに関して学校に持ってきてはいけないということで決まりをつくっていますので、その点について学校のほうで確実な台数というのを把握してございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

小学校では学校に持ってきてはいけないというそういう規則があると。中学校としてはそれ

は学校に持ってきてもよろしいということでもありますか。その件と、そして小学校、これは学校に持ってこなくても、その家庭であったり、そういう自分のスマホやタブレットがあり、そういうのを使用しているという調査はできると思いますが、それはなさってないんですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

中学校においても同じように統一して、学校のほうにはスマホは持ってこないというような決まりがあります。それから、小学校の保有に関してははっきりした調査は行ってございません。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今の県内の児童・生徒の7割から8割がスマホの機器を使用し、被害相談を受けた児童・生徒の9割は有害情報の閲覧を制限するフィルタリングの設定がされてないことがわかっています。そこで、こういうフィルタリングの設定がされてないことでいろんな事件に巻き込まれるわけですが、保護者は日ごろからどんなアプリを使用しているのか、どんなサイトにアクセスしているのか、中身にもっと関心を持ってほしいと。そして、この請求書の中身等々、その確認をしてほしいというのが、そういう専門的な方の意見でございますが、先ほどの答弁の中で学級や学年、学校でサイバー犯罪の対応の警察官を招いて講演を行ったということではありますが、この講演内容はいつ行ったのか、これをお聞きします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

今年度はそれぞれ小中学校で2回ずつ警察や

教育関係機関、サイバー犯罪防止の専門講師を招聘し、授業や講演会等を行っております。

また、保護者向けの講演会、教職員の研修会、学年学級においてもネットモラルに関して、授業を学年等で行っております。具体的に申しますと、島袋小では6月にサイバー犯罪の被害防止教室、4年以上でございます。それから、7月にサイバー犯罪についての教職員の研修を行っております。それから、北中城小学校においてはスマホの使い方について教育機関の専門の講師を招いて勉強しております。それから、4月には各学年のネットモラルについての授業、それから、各学年で道徳においても授業を実施しております。

それから、中学校においては日曜参観に保護者と生徒両者に講演会を行っております。4月です。それから、5月には各学年の集会を持って注意喚起を行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今各学校でそういう対策と言うんですかね、講演会、そういうことをやっておられますが、そのときに保護者も同伴ということでございますが、そこに保護者は何名ぐらいの方が参加をされておりますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

そのときの保護者の人数等はこちらで把握しておりません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

その児童・生徒の犯罪に巻き込まれるケースというのは、やはり保護者がしっかりそういう

怖さを知らないことから起きているのが実情であります。ですから、その保護者に対してもっと力を入れているような講演であったり指導体制をやるべきと思うんですが、これから保護者を対象にしたそういう全体的な講演であったり、その他勉強会、それをやっていくお考えはないのか伺います。

**○議長（名幸利積）**

学校教育指導主事。

**○学校教育指導主事（玉城 有）**

昨年度2月には新入生の説明会がございますので、そこではほとんどの保護者さんが参加する予定があります。そこで前年度も保護者を対象、それから生徒の両方を対象とした講演会をそのときに行っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

今県内サイバー犯罪に巻き込まれる事例として、恐らくこれはもう教師や保護者の目の届かないところということで、これはもう各自分の部屋で利用したり使用することによってどういふことにアクセスしているかわからない。それで犯罪に巻き込まれているんですね。事例として次の犯罪がありますが、紹介したいと思います。

1つは性犯罪の被害、これがもう出会い系サイトとわからないままにそれを開いて被害に巻き込まれることがあります。そして、2つ目に悪口、いろんないじめが原因で自殺に追い込まれる児童・生徒も全国的に出たりしております。それは児童・生徒にとっては加害者にも被害者にもなるわけですね。そういう犯罪がありますし、事案が。3つ目、写真や自分の動画を送るトラブル、これがコミュニティサイトを利用して犯罪に巻き込まれているケース。4番目には、殺人事件などの凶悪事件に巻き込まれるケース、

ネットで知り合ったそういう悪知恵の働いた大人に会いに行く。それが殺人に巻き込まれたりする事例が出てます。そして、5つ目、誹謗中傷や脅迫のメールが送られたりする事例があると。そういうことの犯罪に巻き込まれている児童・生徒が年々ふえているんですね。

今これが大きな社会問題として取り上げられているんですが、恐らく皆さんも記憶に新しいと思いますが、今年の6月ですか、沖縄タイムスの記事に県内の高校生が大麻所持で逮捕されました。これまでは中学生だったり、高校生というのはシンナーを吸って、そういう補導されるケースはあったんですが、もう大分大麻だったり変わってきたんですね。今我々関係機関も心配しているのは、このことがあとは麻薬だったり、そういう子供におりてきて、中学生まで広がっていくんじゃないかということが危惧されているんですね。この件については本当に県内の関係者に大きな衝撃を与えたんですが、この大麻の事件後に本村の中学生でもよろしいですが、こういう何かアンケート調査、そういう事案ですね、そういう大麻に関するそれが何かこういうことがなかったかどうか、その辺の調査というのは行ったかどうか確認します。

**○議長（名幸利積）**

学校教育指導主事。

**○学校教育指導主事（玉城 有）**

お答えいたします。

本村では毎月生徒指導主任を中心に、確実にそういった問題行動に関することを調べて、委員会のほうに報告するよというということで、その体制の中で子供たちの実態を調査しております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

これも古い2カ年前の資料なんですが、平成29年度末、11月に沖縄県の青少年センターでの

協議会の提起研修があり、私も参加したんですが、この資料の中に新聞記事があります。ネットいじめ許しません。保護者パトロール隊発足、沖縄市と北中城村の3小という記事がありますが、その発足されたこういう詳細については御存じですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

詳細については存じておりません。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

きょう北中城小学校のPTA会長に連絡とって確認しているんですが、本人も知らないということであったんですね。ですから、3小ということですから、本村には島小もありますし、また三育小学校もあります。何か教育委員会では情報を得ているのはありますか。今記事がちゃんと沖縄タイムスの記事なんですけど、ちょっとコピーが小さくていつのものか見えない。ネットいじめ許しません。保護者のパトロール隊発足、沖縄市と北中城村の3小と書いてあるんです。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

私が今知る限り存じ上げてございません。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

確かにこういうことで記事がありますから、恐らくどこか1校が発足しているのかもしれませんが。しかし、こういう今の現状からしますと、こういうパトロール隊の発足というのも必要ではないかと思うんですが、その辺についてはどのような認識をお持ちですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

議員もおっしゃっているように、これからは学校だけではかなり厳しい面がございまして、やはり家庭や地域の協力も得ながら、いろいろな啓発活動を行っていくということも視野に入れる必要があるかと思えます。家庭内におけるルールづくりの推奨であったり、またスマートフォンの購入時のフィルタリング等、学校外で行っていただくことがたくさんあるかなと思いますので、そういったことも今後話し合っていきたいというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

現在、SNSで悪口を書き込んだ児童・生徒を調査し、その書き込みの理由等々を確認したところ、3つの答えが出てきているんですが、まず1つ目、自分の書き込みが世界中の人に見られていることを理解していない。2つ目に、誰が書いたかばれないだろうという安易な気持ち、そして、3つ目に、みんながやっているから自分も大丈夫という間違った理解ということが出ていますね。やはりそういうネットというのはもう世界中の人が見て、そして、写真や動画を送り出すと、もう一生取り消すことができないということが言われてます。

その中、インターネット上に潜む危険性を認識してない児童・生徒や保護者が多いことも一番危険だと言われているし、子供にせがまれるから買ってあげるのではなく、親子で危険性についてマナーやルールを決めてから買うことが大事という意見も出ていますね。そして、警察官や専門の知識を持った人の講演会や勉強会を定期的で開催する。これは今本村でもそういう形で年に2回の講演会をやっておりますので、また継続的に続けてほしいという思いを持っていますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

ここ数年そういった問題等が学校でも非常に話し合いの中でいろいろやるべきこととか、取り扱いについていろいろ話し合われていますので、数年その研修は行っているところがございます。今後もさらに子供たちにこういったことを訴えてやっていく必要があるのではないかと、いうふうに認識しております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

そういう児童・生徒を守るためには3つの約束があると言われてますね。1つ目には、出会いを求める内容を書き込まないだったり、2つ目に、個人情報や写真を掲載しない。そして、3つ目に、ネット上の相手とは会わないということですが、やはり私はこうして教育委員会だったり学校現場、こういう講演会、そしてその指導等も大事なことだとは思いますが、一番大切なことは保護者の皆さんね、保護者の認識がどう変わるかということにあります。ですから、我々も機械音痴でなかなかわからん部分があって、そういう情報社会に追いついていけない部分があるんですが、私はそういうわからない保護者というのもたくさんいらっしゃると思うんですよ。だからいかにこういう犯罪に巻き込まれる情報を周知させるかということが大事なことであると思います。

ですから、今そういう講演等々の依頼については、警察本部の少年課、少年サポートセンター、向こうの専門職員であったり、警察官であったり、また各警察署、本村は沖縄署が管轄ですから、沖縄署にまたそういう専門の知識を持った警察官、職員がいらっしゃいます。

そして、民間においては、沖縄県から委託されたサイバー防犯講習講師という専門知識を持

った方がいますので、この方たちはすぐもうそういうお願いがあれば、すぐ入ってきてやります。ですから、ぜひこういうことを活用してほしいと思いますし、そして、もしも被害に遭われたそういう児童・生徒がいらっしゃる場合には、またもちろんその警察官等々も立ち直す支援をする職員がいらっしゃいますが、大学生のサポートセンターということで、やはり年齢が近いということで大学生が中に入っているいろいろな指導する委嘱を受けている大学生がいらっしゃいます。こういう人を活用してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

今比嘉議員からお話がありましたように、警察等とか、あと教育機関のサイバー専門の方というのは今おっしゃっていた方々を活用させていただいております。また、いろいろ関係機関はスマホに関する事等は他市町村でもいろいろな取り組みをしていますので、そういった情報も得ながら、また別の関係機関もつながりながら、子供たちによりよいスマホの使い方というのを勉強させてまいりたいというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

ぜひそういう形で今インターネット上の危険性というのが認識されてない、情報をとれていない保護者が多い中からこういうことが発生していると思いますので、我が村からそういう犯罪に巻き込まれる児童・生徒がいないようにぜひいろいろな形で対策をとってほしいと思います。では、次の質問に変わります。

次は、北中城村の景観形成助成金について再質問をしますが、まず、制度が創設された平成14年より平成30年度までの16年間で交付実績は

72件中19件の実績と答弁であります、村長、この数字に対してどのような認識をお持ちですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これが多いか少ないかという話なのかと思うんですが、その72件のうちとりあえず19件あるということですから、これに関してはまあまあ制度をつくって活用をいただいているということだろうと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

その周知につきましては、建築確認の事前相談の際に担当課職員より、その制度について説明を行っているということでありました。建築確認申請の際には設計上何%ぐらい進んで建築設計を終わらすのか。例えば屋根の種類や建物の階数とか、そういうものもある程度の設計図面ができての申請になるのか。その確認申請の場合の設計図面がどのぐらいできているかお聞きします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

通常一般的にはある程度建築計画、つまりどういった建物を建てるかの図面ですね、こういったのができ上がってからの御相談を受けております。といいますのは、大体建蔽率ないしは容積率等も条件としてございますので、建築を確認するためには、こういったのも含めて、例えば屋根に実際私も瓦とか、あと塀といいますか、例えば瓦を乗せなくてもいいという方も実際いらっしゃいますので、こういった方にも、もし屋根をやる計画があるのであれば、こういった助成金制度がありますよというのは担当者

のほうから説明をするようにはしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

ある程度の設計ができた時点で建築確認の申請という答弁でございますが、例えば平面図であったり側面図、そしてこれが階数が何階建ての建物、建物も屋根も例えば陸屋根だったりコンクリート屋根だったり、種類がその時点で設計上できてから申請ということによろしいですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これが完全に設計が完了したという形がないんですけれども、つまりある程度の計画が固まってから御相談を受けることになりますので、そのあたりにつきまして私どもの部署でも確認は可能だと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

そうなりますと、例えば屋根の種類や建物の階数等が決まる。一番そういうふうになってから建築確認をするということは、おそらく建築主はもう設計士と建築費の総予算も幾らぐらいかかるといことは詰めていって申請に入ると思うんですね。その申請の中で皆さんからそういう助成金がありますよということを聞かれても、例えば陸屋根をしている部分、陸屋根って平たい屋根ですよ。コンクリートの勾配の屋根、それを瓦にするのであれば勾配だったり、ハーフの勾配であったりいろいろあると思うんですが、そこで設計を変更していくことになる、恐らくまたその予算の設計の見直し、予算の見直し等々も出てくると思うんですね。そういう

ことでこれはもうそのまま諦める人もいないのではないかと自分は危惧するんですが、どうでしょうかね。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

こういった新築及びまた改築ですね、これはもともと瓦屋根の家を改築されるときに瓦を張りかえるということも含めておりますので、実際やはり瓦を乗せたいという方はもともとそういう設計をされていることが前提になるかと思うんですけれども、例えばもともと平屋根、平らな屋根で瓦をつけたいけれども、変更しないといけないという場合は、やはりこれはお手間にはなるかとは思いますが、やはり瓦が乗せられるような構造に検討し直していただくのがやはり前提かと思えます。この辺の周知について、こういった助成制度の周知につきましては、やはり窓口でやっているところではあるんですけれども、もともと荻道・大城地区に限定したこういった助成制度でもございますので、やはり周辺の方々にも御相談はされることだと思いますので、このあたりは各自治会と私も村のほうでも連携して、さらに周知を図っていければと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

私はこのことが一番大事なことだと思いますよ。例えば建築申請の中でそういうある程度の設計が煮詰まっていて、それをそういう補助金があるからということで、じゃ瓦にしたいということであっても、瓦に屋根の部分を変更していく、そこに設計変更が出てきますね。設計料もふえてきますし、また建築費用も変わっていくと思います。ですから、今その周知というのは、この建築確認をとるためのそのときではな

くて、もっと前に本当に荻道・大城の区民には、前もってこういうことを周知させておくという必要があると思います。こういうことを建築確認の中で説明しながら、この建築主のほうから何か意見等はありませんでしたか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

特にこういった瓦助成に関しての希望される方についての御意見とかについては、やはり今現在金額が交付要綱で規定しておりますので、やはりこの増額とか、そういった方法はないのかとか、そういった問い合わせはあったというふうに担当者から聞いております。ただし、やはりこれはどうしても決まりでございますので、上限額はここまでですよということで、そのときは回答したというふうに報告は受けております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

この制度ができた平成14年ですか、その後というのは、例えばコンクリート屋根への勾配のついた屋根が多く建築されて、屋根に瓦を乗せたり、そういう建物が多くあったんですね。しかし、最近の建物、皆さんもお気づきかと思いますが、陸屋根、今の若者が新築するのには陸屋根という真四角で余りひさしもないような建物が多くなったと私は感じています。ですから、今後さらにそういう新築において、瓦を乗せるそういう家庭というのかな、これが少なくなっていくと思うんですよ。ですから、例えば対策というのが必要と思うんですが、その辺は検討される余地はないですか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

やはり各個人の持ち物、建物でもございます

ので、各所有者さんが希望される建築様式というのがあると思います。ただし、このやはり助成金交付要綱につきましてはひさしとかには対象にならないような要綱にもなっておりますので、やはりこういったものが前もって御相談があれば、そういったやはりこの助成金制度を逆に利用できるような形のアドバイスは可能かと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

最近オリンピックや東日本の震災、そういう影響を受けて、資材が高騰したり、職人不足というのかな、そういうことがあって、大分沖縄のそういう建築単価も物すごく高騰しているんですね。もちろん瓦の施工費にも影響があると思うんですが、もうこれまでの上限であったり、先ほどもう少し補助金をふやしてほしいという意見もあったということなんですが、その辺はもう見直す必要はないですか。それと上限というよりは、その建築に対しての瓦の施工部分に対しての基本として何%で何%補助しますという、そういうことになると、これは単価が高騰しても、このようなパーセントということと、ここへ来て少なくなったりするんですが、上限だけ決めれば単価が低いときと今とでは相当の差があると思うんですよ。ですから、今は16年ですか、これが創設されて、村長、その辺もう見直すところもあるかと思うんですが、いかがですか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

16年たって制度改正してもいいんじゃないかということですが、当然今議員から御指摘のとおり、資材あるいは労務費が高騰しているという中で、じゃどこまでそれを上げればいいのか

ということにもなるかと思えます。そして、肝心なのは瓦を乗せたいと、どうしても。そういう人たちが多数いらっしゃれば、この地区がそういう特別な地区なので、私はぜひこれをやりたいという希望が多ければ、ぜひそれはもう考えざるを得ないのかなと思ってます。当然財政的な対応がどこまでできるかということを検討しなければならぬんですが、もう少し議員御指摘の啓発と言うんですか、そういうことをしっかりやったほうがいいんじゃないかということですから、その辺はぜひ強化をしていきたいと思っております。当然その地域は14年前に住民説明会もやっておりますし、16年たってそこが徹底されているかどうかという検証は必要だろうと思います。そして、設計士の皆さんはある程度そこは特別区だということは理解をしているだろうと思っておりますが、昨今瓦は乗せなくてもいいよと。自分たちの好きな設計でやるべきじゃないかと、やったほうがいいという要望も確かにあるのかなと思ってます。

ただ、せっかくつくった制度ですから、それはぜひ活用をできるような体制はやっぱり今後とも検討していくべきだろうと思っておりますが、あとは財源の問題、それを経済情勢、社会情勢が変わってもこれだけやるよというのがどこまで我々が体力的にもつのかどうかということとは慎重に検討していきたいと思っております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

村民の皆さんが誤解したら困ると思うんですが、私はそういう今の若者が陸屋根という四角い建物がふえているということをお話ししました。その本人たちの希望するものをあえて瓦を乗せて瓦ぶきにさせるということではないんですよ。そういう今状況があって、これからそういう条件を変えることによって、また瓦屋根にしたいという方々もふえてくるのではないかな

ということであります。これはもう建物というのは自分が一生かけてつくるものですから、自分の好きなように、これを変えるということでは私は今質問しておりません。

そして、そういうものも16年前ですか、村長もそういう地域において説明会をなさったということではありますが、やはり本村は他の市町村からたくさんの方が入って、新築されている方が多いんですね。だから私はこの周知がされているかということも心配されるし、もう少しそういう制度ならば、しっかりした情報を流していくということが大事ではないかと思うんです。

そして、私は個人的には今瓦部分に係る固定資産税、恐らくかかると思うんですが、その部分に対しては村そういう景観を守るためにそういう制度をつくっているわけだから、この瓦部分に対しての固定資産税の免除、これも必要になってくるのかなと思ったりします。そういうことにつきまして荻道・大城の皆さんとしっかりいろんな意見を聞きながら、まとめて検討してほしいと思うんですが、やはり当初の目的は世界遺産に指定された中城城跡の周辺地域を含んだ古城周辺における歴史景観を守るためという目的ですよね。そういう目的で補助を出してやっているわけですから、しっかりまたその問題点は精査して、所期の目的を達成することを私はお願いし、質問を終わりたいと思いますが、この件について村長の答弁を聞きたいと思いません。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員御指摘のとおり、もう制度をつくって16年になるから、社会情勢も踏まえて見直すべきところは見直したほうがいいんじゃないかという御指摘ですんで、我々行政としてその制度を有効活用していただくためにはどういう対策が必要なのかと踏まえて、ぜひそれは検討させて

いただきたいと思います。

○12番（比嘉義彦議員）

終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

7時40分再開をします。

午後 7時24分 休憩

午後 7時40分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

通告に従いまして一般質問を3点行います。

その前に、今歯の治療をしまして、お聞き苦しいところがありますので、御了承ください。

資源ゴミ回収への公平さについて。

平成12年から国民の休日の一部を改正して、祝日と週休2日制をつなげ、3連休以上の期間をふやすための休日の一部を従来の日づけから月曜日に移動させる制度、連休の日数をふやすことで、観光業や運輸業など活性化する目的で設けられたハッピーマンデー、我が村の資源ごみ回収が一部の自治会への不公平さというのは以前から不満が出ていることでありました。特に土日を挟んでの家庭行事、お祝い事が重なり、月曜日は資源ごみもそれなりに出やすくなるのが事実です。そのことを踏まえて次のことについて伺います。

1つ、月曜日資源ごみ回収自治会はどこか。

年間何回回収不可があるのか伺います。

2、現在の収集体制は嘱託、委託、ほかに体制があるのか。

③契約内容はどのようなものか。

次、耕作放棄地解消について。

近年農業が衰退し、右肩下がりに生産量、生産額が落ち込んでいる。それに伴い、耕作放棄

地、つまり遊休化している農地が年々増加している傾向はどのように捉え、対策はどのように行うものか。最もの課題であります。

なぜ耕作放棄地がふえると問題かという、農業を営んでいる農家にとって耕作放棄地は病害虫発生、発生源であります。特にタイワンシロガシラ、ヤソ、ネズミですね、ハブのすみかにもなり、絶対に好ましくありません。改正法農業委員会で市町村のトップの任命で改選が行われるとなっている。改選後2カ年経過しているが、農業委員会、次のことについて伺います。

耕作放棄地、遊休農地の定義は、そして面積とその率は。

2、優良農地と遊休化面積は。

3、遊休農地対策の地権者への通達と反応は。

4、営農意向調査とはどのようなものか。また、調査方法は。

5、新規就農者の増減と新規就農資金の活用は。

幼保無償化について。

さて、いよいよ幼保無償化が10月から始まります。保護者にとっては願ってもないことだと一様に喜んでのことでしょう。しかしながら、実施することでさまざまな問題が生じることも考えなければなりません。我が村も国から丸投げされた幼保無償化事務対策など、あるいは現場での問題を対処できる対応は整っているでしょうか。このようなことを踏まえ、次のことについて伺います。

1つ、10月から始まる幼保無償化担当部署の対応は万全か。

2つ、現場の対応は。現場というのは保育所、幼稚園ですね。

そして3、無償化の範囲は、公共、認可、無認可、それぞれですね。

4、保護者の理解度はどこまでついているのか。

5、保護者の手続上の問題はないのか。

以上について伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉次雄議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、資源ごみ回収の公平さについてということで、資源ごみの回収日が月曜回収の自治会の休みが多いということの御指摘であります。実態がどうなっているのかちょっと私も今把握をしておりますが、住民からの直接的な御意見等もまだ聞いていないんですが、この辺はちょっと担当課とも調整しながら、今現在のローテーションが非常に問題があるということであるならば、どういうところに問題があつて、どう改善すればいいのかということ、少し担当課のほうとも検討していきたいと思っております。

2番目、3番目は担当課のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目の耕作放棄地解消についてということですが、5点ほど詳細について御質問がありますので、担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

3点目の幼保無償化ですが、これも今現在取り組んでおります担当課のほうでですね。

4番目の保護者の理解度はどうかということですが、周知等々をやっているんですが、これで保護者の皆さんが完全に理解したというのはなかなか難しいのかなと思っておりますので、担当課のほうとも連携をとりながら、その周知の徹底については図っていききたいと思っております。

ほかの御質問については担当課長のほうに答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

## ○住民生活課長（名幸芳徳）

比嘉次雄議員の質問にお答えします。

まず、資源ごみの回収公平さについてですが、この件に関しましては、3月の議会のほうでも質問ありました。そのときも月曜日の休日が多いということで年間2割ほど回収されないことがあるので、確かに不公平だということとは認識しております。

今年度については月曜日の休日が10日、特にことしは令和になるということで、その関連もありまして、ゴールデンウィークはかなり長い間長期の休暇になってましたので、その分も含めて10日となっております。ちなみに去年は8日でした。

それから、月曜日の収集している字ですが、安谷屋、石平、それから荻道、大城の4字となっております。

それから、委託、嘱託とほかはということなんですけれども、業務のことについてだと思えますけれども、現在、資源ごみの回収については嘱託のみの対応となっております。

それから、3番目、契約内容はということなんですけれども、嘱託職員でありますので、北中城村の嘱託職員設置規則によるもので、資源ごみの収集運搬等が業務内容となっております。以上です。

## ○議長（名幸利積）

農林水産課長。

## ○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

私より2点目の耕作放棄地解消について、5点ありますので、お答えいたします。

まず、1点目の遊休化の定義と遊休化面積、その率についてはですが、遊休化の定義がいろいろありますので、まず、耕作放棄地、これは農林業センサス用語で、1年以上耕作放棄され、今後も栽培する気がないもの。次、遊休農地、遊休農地は農地法の定義で、1号遊休地、今後も耕作される見込みがない農地、2号遊休地、

草刈り、耕うん等を行えば農地として利用可能な農地。次、荒廃農地、これは農水省の定義用語で、A分類、再生可能農地、B分類、再生困難。遊休化面積、平成30年時点で1号遊休地が46ヘクタール、2号遊休地5ヘクタール、計51ヘクタールとなっております。遊休化率は42.5%です。

2点目の優良農地とは、その遊休化面積と率とはという問いに対しまして、まず、優良農地とは良好な営農条件を備えている農地、そして、おおむね10ヘクタール以上の規模の一段の農地となっております。

北中城村の優良農地の遊休化面積と率についてお答えいたします。これは平成30年度時点。まず1つ目、荻道底田地区、面積が7.1ヘクタール、遊休地0.6ヘクタール、遊休地率が8.5%となっております。2番目の安谷屋土地改良区、面積12ヘクタール、遊休地1.9ヘクタール、遊休地率15.8%となっております。3番目の渡口土地改良区、面積17.5ヘクタール、遊休地1.7ヘクタール、遊休地率は9.7%となっております。

3点目の農家調査はどのように行っているかの問いに対しまして、平成30年度より利用状況調査にGPS内蔵タブレットを用いて、農業委員、農地最適化推進委員を2班にわけて行きます。営農意向調査も今年度より土地改良区を中心に行っている。主な調査内容は、後継者の有無、そして年齢、今後の営農意向についての内容となっており、調査結果を人・農地プランの実質化に向けて活用し、農地の集積・集約化に向けて取り組んでおります。

4点目の遊休農地地権者への通達、反応はの問いに足しまして、平成29年度利用意向調査を実施して、回答が876筆中221筆となっております。遊休農地所有者に対して農業委員及び最適化推進委員による戸別訪問の実施を行い、10件の遊休地解消を行いました。

5点目の新規就農はふえているか、新規就農資金の活用はについて、平成30年度新規就農は4経営体となっております。農業次世代人材投資資金は国の予算超過により全県的に新規分はなし、北中城村でも新規該当者はないです。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

引き続き3番目の幼保無償化についてお答えいたします。

①番目の担当部署の対応についてでございますが、10月より実施される幼児教育・保育の無償化につきましては、幼稚園・未移行幼稚園等に関することには教育総務課が対応し、保育所や障害児の発達支援等に関することは福祉課で対応しております。

2番目の現場の対応についてでございますが、8月に村内認可保育所及び認定こども園の園長向けに説明会を実施し、無償化への対応や課題等について意見交換を行っております。制度施行に向け、おおむね順調に進んでいるものと認識しております。

3番目の無償化の範囲についてでございますが、皆様のお手元に広報北中城9月号の資料も添付してございますので、そちらも御参照いただければと思います。

まず、3歳から5歳児の保育の必要性の認定を受けられている児童については、幼稚園、これは預かり保育等含みます。それから認可保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援、認可外保育所等が対象となります。

それ以外の3歳から5歳児につきましては、幼稚園、認定こども園、就学前障害児の発達支援等が該当されます。

0から2歳児につきましては、住民税非課税世帯を対象に無償化の対応となります。

各対象には月額上限が定められていたり、給

食費等については別途実費徴収がございます。

4番目、5番目につきましては、先ほど村長からも答弁ありましたが、村広報紙9月号について広報を行っております。また、各施設へも周知等をお願いしているところでございます。

課題といたしましては、認可外保育施設や一次預かり事業等、無償化の適用を受けるには申請が必要な場合もございますので、その課題に向けては引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉次雄議員。

**○13番（比嘉次雄議員）**

じゃ、1番目、資源ごみ回収についてですね。まず、10回ハッピーマンデーがございますということの答弁でございます。やはり10回、その担当の自治区に関しては多いだろうというふうな考えを持っております。以前、ハッピーマンデーができた後、確かにそのときに月曜日回収があったと思うんですけども、今なぜなくなったかということをお聞きします。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 7時53分 休憩

午後 7時54分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

住民生活課長。

**○住民生活課長（名幸芳徳）**

お答えいたします。

今現在、資源ごみ収集に関しましては、嘱託職員でやっております。嘱託職員というのは村の職員同様、勤務が決まってまして、今現在は職員の就業規則に則って土日、祭日は休日ということになっていることから、休日の月曜日の収集は行ってないということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

私が言うのは、その嘱託職員に移行になった後からも多分月曜日の収集があったと思うんですよ。それがなくなったのはなぜかということを知っていますので、嘱託職員の職務規定とかそういうものじゃなくして、あったんですよ、確かに。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時55分 休憩

午後 7時56分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

以前はやっていたというお話ですんで、恐らく職員の就業規則に沿って今現在やってなかったのかなと思うんです。これをもう一度確認させていただけないですか。すみませんが、再度確認をしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

今調査やっていますよね。終わりましたかな。委託に関しての調査費用も決算でありましたけれども、その調査を踏まえて次年度は変更があるかどうか、あるいはローテーションの変更まで含めていかがですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

平成30年度に委託に向けてというか、北中城村の資源ごみの収集業務委託料積算要領作成業務というのを民間のほうに委託して、部係等、どれぐらいかかるということで、そういったの

を昨年の業務でやっております。以前からその話がありまして、次年度委託に向けて月曜日も回収できるような形でやっていこうという方向で考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

その調査も踏まえて、本当に今の4自治会ですか、そうですね。スムーズな回収ができるように、それを踏まえて嘱託であろうが、あるいは別の広報になされて、回収が不可がないように努めてもらいたいと思っております。

あと、次、今の現在の嘱託職員の身分の保証と言うんですかね、これはどうなっていくのかわりと伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

今、現嘱託職員については1年の雇用契約となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

実際に1年契約というふうなことでありますので、ただ、彼らが多分6名ですか、が今の内容をよく知っていると思うんですね。その辺の意見の収集と言うんですか、協議と言うんですか、その辺を行ったかどうか伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

今嘱託職員には年に一、二回ほどミーティングを行っています。年度の途中と、あと年度初め、集めて説明をしている。その中で今後委託に向けて進めるよという形で以前から嘱託職員のほ

うには話をしておりました。その委託先もまだ決まってないときに、皆さんができることがあれば、委託先としてできることもありますよということで言っていますけれども、その後はどういうふうにやったらいいとか、そういった相談はございません。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

協議あるいは相談と言うんですか、意見の収集とかやっているということでもありますので、ぜひとも彼らもそれなりの生活、いろんなことがあると思いますので、意見も収集しながら、ぜひとも次回と言うんですか、次年度委託に変わるんでしたら、そのメンバーと言うんですかね、できなければできないでいいんですけども、やれるような方向性で進めてもらいたいと思っております。この質問は終わります。

次、耕作放棄地解消についてですけれども、まず、やはりそれ相当の、それ相応な遊休地が今あるということでもあります。優良農地もそうなんですけれども、優良農地というのは先ほど定義がありました。当然のように土地改良区とか、水がふんだんにあるとか、そういうのも含まれていると思っております。なかなか答弁の中の説明で難しいところもあるかもしれませんが、この安谷屋土地改良区が一番今遊休化している面積が多いわけでありましてけれども、それって何か理由がありますか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

安谷屋土地改良区が遊休農地というのはもう農家が高齢化して、そういう意味では今農業委員最適化推進委員に営農意向調査をかけながら、また新規就農等の啓発を今行っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

私が思うには、多分に水の便だろうと思っております。30年度ですが、かんがい排水が採択されて、今5カ年の中でかんがい排水設備を設置しようということで、今農水では進めていると思っております。そうなんです、実際。ですから、まだ遊休地が多いのかなど。あるいは高齢化も確かにあると思われま。このかんがい排水設置がなされれば、多分に遊休化が解消されることだろうなとも思っておりますので、その辺もまた含めて皆さんにも頑張ってもらえればいいと思っております。

あと、農業委員会の調査、すみませんね、今1から5まであるんですけども、含めてトータルで質問いたしますので、1、2じゃなくして、もうトータルでやります。農業委員会の構成、そして最適化推進の構成あるいは区割りはどうなっているのか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

まず、農業委員が6名となっております。そして最適化委員が3名となっております。計9人ですね。

そして、この区割り、まず上地区と下地区ということで、上地区が仲順、喜舎場、安谷屋、荻道、大城となっております。そして、下地区が渡口、和仁屋、熱田となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

これは最適化推進委員も同じなんですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

そうです。まず、上地区が農業委員が3名に、最適化推進委員が2名、そして下地区が農業委員が3名に最適化推進委員が1名となっております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

地区割り、区割りとしては農業委員の皆さんは3名、3名ですね。そして、最適化推進委員が上が2人、1人ということになっていますね。農業分野としての中心になるところは、私は多分に下地区なのかなと思っているんですけども、最適化推進委員は1人でよかったのかどうか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

特に上地区は安谷屋のそういった畑地かんがい事業がありまして、今後そういう中で農家の所得向上とかする場合に、やはりいろいろ今進めている事業との関連がありまして、上地区のほうに最適化推進委員2名を置いております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

よくわかりました。そういう理由があれば、やはり今後の農業あるいは耕作放棄地を解消するためには、やはり安谷屋土地改良区、かんがい施設が入るということで理解いたしました。

あと、営農意向調査と、あと一つの調査は何でしたか。農地利用状況調査というものは具体的にはどういう調査内容なんですか。あと、これ事業として国・県、市町村どこなのか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

まず、農地利用状況調査というのは、これは毎年8月から10月ぐらいにこの農地がどのような状況になっているかということで、そういう調査を行っております。そして、営農意向調査におきましては、平成28年4月に改正された農業委員会に関する法律において、農地利用の最適化の推進が必須業務となりまして、その農地利用最適化の推進を行う上で農地所有者または耕作者の今後の営農意向を把握する必要があるために、沖縄県でも農林水産部、そして農業会議を主体として営農意向調査実施要領を作成しております。その作成において、本村でも土地改良区を中心に営農意向調査実施要領に基づき、農地所有者、また耕作者の後継者の有無、そして年齢、今後の営農意向を把握して、農地の集積、集約化や耕作放棄地の未然防止につなげたいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

じゃ、国からおりてきた業務だということで理解してよろしいですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

必須業務ではないんですけども、そういう中で今後の農地の集積、集約に向けて、そしてまた10年後とかそういった人・農地プランのまた実質化も出てきておりますが、それに向けてのそういう調査でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

営農意向調査、土地改良区を中心にとということがあります。この土地改良区を中心にするけれども、その就農している農家の方々は全体ですか、その土地改良区の中での。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

今年度は渡口、底田、安谷屋地区の全体を行っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

当然その中でも農業委員の皆さん、あるいは最適化推進委員の皆さん、区分けでやっていると思うんですけれども、来られた農家というのが全部会えたかどうかというのは定かではないと思うんですけれども、それを集約的に確立を増すための策も必要なんじゃないかと思うんですけれども、ただ行っていなかった。きょうここはいたとかいうふうなところで調査をやり、余り歩どまりがよくないということと思うんですけれども、どうですか。どういうふうに行ったのか、方法。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

やはり農家の本当に畑にいるのか、時間帯を見ながらやっていますけれども、なかなかやはり今議員のおっしゃるとおり、会えない状況もございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

はい、わかりました。

あと1つですね、ちょっと苦言を申し上げるんですけれども、私たちも、私は農業もやっています。も含めて、来られた人の感情と言うんですか、いわばいきなり来られて、お名前聞かせてくださいと。知っては来てないわけですよ。私がここにいるとは知らないで来る。お名前何

ですかと。いや、調べてこいよと言いたいわけですよ。もう一つは、私たちの畑あるいはハウスもそうなんですけれども、自宅と同じかもしれませんが。あるいはそれなりの価値観を持っているところで就業の場でありますので、そこに革靴を履いてこられたら困りますと。土足で家に入られたような気持です。しかも作業服でもなければポロシャツでもない。かりゆし、そういうことで、その実態調査とか意向調査をされたらいかがなものかと思うんですけれども、村長、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

農家の皆さんのお気持ちを考えろということですから、その辺は配慮が足りなかったのであれば反省をしながら対応をしっかりやっていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そのようなことを踏まえて、農業委員会でも課長、そういうことをまたこういう苦言がありましたということを提出してください。よろしいですね。求めます。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

ぜひ改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

次の質問に移ります。

幼児教育・保育の無償化が始まります。フローチャート、この質問、私、8月26日に議会に提出しました。これが出たのが9月の広報紙ですから、これが出れば、私、質問しなかったで

すよ。こういう話。このフローチャートがしっかりできているものですから、福祉課長にそう伝えたいんですけども、一目瞭然という形なんです。

ただ、やはり言いたいことは、現場が戸惑いを隠せないところもあるのかなと思うんですけども、例えばこの幼保無償化が始まりました。問題が出てくる可能性というのは福祉課長、ありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

細かい話はいろいろあるかと思います。ただ、制度改革のときは現場は戸惑いがあるのは当然だろうと思っております。これをどう最小限食い止めていくかということは、我々としては全力を尽くしていきたいと思っております。議員御指摘のとおり、保護者の皆さんが全て理解しているかということもなかなか難しい。年度途中でこういう制度が始まるわけですから、私も非常に心配をしております。ですから、ぜひその辺は丁寧に説明をしながら職員には対応するよという指示をしておりますので、この辺はぜひ我々は全力を尽くしていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

行政が悪いんじゃなくて、担当課が悪いんじゃなくて、現場が悪いんじゃないんです。これは当然のように、今国からおろされてきた業務ですので、こういう幼保無償化というのは一番保護者は知っていたから喜びですよ。それだけの費用が軽減されますので。ただ、国は幼保無償化にするために増税をしたわけですよ。その増税のあり方というのが、やはり何兆でしたかね、6兆でしたかね、その2%増税することによって6兆7,000億円、そして、その

幼保無償化に係る補助が5億でしたかね。15%なんです。そのことによって保護者は大変喜ぶわけですけども、その中で問題が出てくるというのは、幼保無償化になると当然のように入園希望者が多くなる。そこにはまた待機児童がふえてくる可能性もあるということも踏まえて、いろんな問題がこれから出てくるだろうと思っております。

これを今村長がおっしゃられたように、当然進めながら問題点を解決していく。これはもっともなことだと思っております。だから、この施策に惑わされず、落ちつきながら、実際の業務を遂行してもらいたいと思っております。幼保無償化、賛成もあれば反対もたくさんあります。現場にとっては反対のほうが多いですね。7割が反対だと言われております。当然のように業務が多くなる。待機児童が多くなる。そして、かかってくる幼稚園あるいは保育園に徹底した教育ができなくなるという可能性もあるそうです。そういうことも踏まえながら、やっぱり徹底的にその問題点をクリアしていくというのが各担当部署あるいは行政にも必要だと思っておりますので、我々も一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、きょうの質問を終わります。

以上です。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

議員諸君並びに傍聴者の皆さん、大変御苦勞さまでした。

午後 8時16分 散会

## 令和元年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年9月12日 午後6時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年9月12日 午後8時01分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	6 番 議 員		金 城 高 治			
	7 番 議 員		比 嘉 盛 一			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和元年9月12日(木曜日)

1. 開議 午後6時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
4	大 城 律 也	1. 防災対策について
5	比 嘉 義 弘	1. ハワイとの交流 2. 保育所等の最近の状況 3. 高架連絡橋(イオン/徳洲会病院)
6	安 里 道 也	1. 教職員の働き方改善について 2. 保育の無償化について

○議長（名幸利積）

皆さん、こんばんは。前日に引き続き13日までの3日間は一般質問の本会議は夜間議会であります。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午後 6時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

皆さん、こんばんは。

それでは、通告に従いまして、防災対策について質問をさせていただきます。

日頃、大自然の恩恵を受ける中で、自然の脅威は余りにも突然で容赦ない。大規模な地震、津波、台風、豪雨、火山による甚大な被害、自然現象の脅威と威力を思い知らされます。災害列島日本を改めて自覚したいものであります。自然の猛威の前では、人は助け合うことしかできない。災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方、避難行動要支援者に対して災害情報の連絡や避難行動の介助など、支援が地域の中で行われる体制づくりを進めなければならない。遠い親戚よりも近くの他人である。頼りは向こう三軒両隣の隣保共助である。近助の役割も大切である。命のきずな、地域のきずな、暮らしのきずなで結ばれている運命共同体である。ほどよい距離間で隣人に声をかけ合う心が大切である。

さて、台風15号であります。関東地方を中心にして猛威を振るって、現在、千葉県、まだまだあの大都市で停電が続いて大変な状況である。毎日テレビや報道で見るわけでありませけれども、携帯電話も利用できない状況でありますね、

もう4日目になりますか。停電、大変な状況であります。これも、去年も我が村においても仲順地区で5日間も停電をしている、身近な大きな問題として取り上げてまいりました。よろしくお願いたします。

さて、要配慮者対策についてであります。

自力で災害対応が困難な高齢者、乳幼児や要介護認定者、難病患者や障害者等、災害時要介護者の支援が必要であります。阪神・淡路大震災では、6,400人の犠牲者のうち約半数が65歳以上の高齢者であります。東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者である。障害者の死亡率、被災住民全体の死亡率の約2倍であります。

要配慮者、避難行動要支援者の我が村の現状を確認をしたいと思えます。村の総人口、65歳以上の人口、高齢化率、ひとり暮らし高齢者台帳登録者数、障害者人口であります、身体的障害、そのうちの重症者、重度者、知的障害者がそのうち重度、精神的障害者であります、そのうちの重度。要介護認定者数、要支援、要介護者等々の人数を確認をしたいと思っております。

②災害時要援護者の支援に当たっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うのは限界がある。地域による助け合いが重要である。地域防災力向上のための人材育成、意識啓発のほか、災害時に自力で避難等の行動をとることが困難な高齢者や障害者に関して、災害時要援護者名簿の作成、活用を進める必要がある。当局の取り組みを伺います。

③災害時要援護者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定して、その所在や避難経路、利用者等の範囲を災害時要支援者や地域住民に周知する必要がある。特に高齢者が多い地域では、一般の避難所に要介護者のための区画された部屋を設置して対応する体制づくりや被災していない近隣の公共団体への一時的な受け入れ等を検討

する必要があります。当局の考えを伺います。

④外国語情報の不足。

外国語による情報提供が限定され、被災情報、避難に関する情報、生活に関する情報等、災害発生時に必要とされる情報で、外国からの旅行者や在留外国人が活用できる情報量が少なく、混乱を招くことが想定されます。交流人口も含めた当局の取り組みを伺います。

⑤事業継続体制の構築。

夜間や休日の災害を想定し、行政組織として優先的に取り組む業務に必要な人員の確保、庁舎や災害応急対策活動拠点施設、学校、病院、公民館等、さまざまな応急対応活動や避難所となり得る施設であります。避難所場所として機能する公園等のオープンスペースの確保、安全に避難するための避難路の整備を進めるとともに、地域の公民館の耐震化、天井の脱落防止対策、不燃化や劣化の状況を把握し、必要に応じて補修を行う等、しっかりしたメンテナンスをすることによって性能の劣化を防止する必要があります。当局の取り組みについて伺います。

2、自主防災組織について。

災害発生直後に全ての家に消防、警察、自衛隊、民生委員等が駆けつけることはできません。災害時要援護者を行政職員が助けることは困難であります。最近の災害は、異常災害とか異常降雨とか呼ばれておりますが、そうしたときに頼りになるのは自主防災組織と防災士の活動であります。

防災士は、十分な意識、知識、技能を有する者として、社会のさまざまな場で減災と防災力の向上のため活動が期待されています。これからの災害に対して、私たちの生命や財産に対する損害を大幅に軽減させることが可能です。今後発生するであろう地震、台風、気象災害等に備えて自主防災組織の運営に欠かせない存在であるため、防災士育成のための補助金制度が必要であります。自主防災組織の中心的役

割を果たす防災士の育成について、当局の考えを伺います。

②自主防災訓練について。

東日本大震災では、防災訓練では指定避難場所に避難しながら多くの方が被災されたというようなことが報道されています。防災訓練は、一自治会だけで対応できないことも多く、広域的な対応という訓練も必要と考えます。行政が中心となって積極的に防災訓練の内容を高度化させていかなければならないと思いますが、当局の考えを伺います。

③村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動計画がされていますが、災害対策基本法では、地区防災組織についてまだ整備されていない自治会の自主防災組織の取り組みと今後の推進策について、当局の考えを伺います。

④土砂災害の危険箇所と土砂災害警戒区域は、国土交通省の基準に基づく都道府県の調査で、土石流、地滑り、崖崩れのおそれがあるとされた場所が土砂災害危険箇所について、都道府県はこれをもとに砂防法などに基づく防災設備などを整備、また、これを目安に土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定する。警戒区域は公表され、市町村は警戒や避難の体制を整え、地域防災計画に盛り込まなければならない。特別警戒区域は、新たな建築が規制され、特に危険な場所は既存の建物にも移転を勧告できるとあります。当局の取り組みについて伺います。

3、議会が災害時に活動する際の課題。

災害時の意思決定機関として行動することが基本である。救助、復旧、復興の各段階で機能を十分に果たす仕組み、災害時ルールをどのように構築するか、執行機関との連絡と議会内の意識を統一して、具体的な防災活動の展開を図ることが大切である。執行機関の防災対策会議との関係をどう構築するか。執行機関と議会との連絡体制の関係をどう果たすか。議会の位置

づけ、執行機関との役割分担の明確化も含めた全体の仕組みづくりが必要である。具体的な事務的訓練も実施されていない。当局の取り組みを伺います。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、大城律也議員の御質問にお答えをしたいと思っております。

まず、防災対策についてということで、1点目から5点目までありますが、それぞれ担当課長に取り組み状況等々を答弁させたいと思っております。

2点目の防災対策について、自主防災組織についてということで、これも3点ほど御質問がありますが、これもそれぞれその取り組み方として、それぞれの各担当課長のほうに説明をさせたいと思っております。

4番目もそうですね。担当課長のほうに答弁をさせたいと思っておりますが、最後の議会が災害時に活動する際の課題ということなのですが、これは基本的には当局のほうでやれるものでもないだろうと思っております。特に当局のほうで災害時での議会議員の皆さんの業務体制というのは考えてはおりませんが、基本的には、やっぱり地域での住民の皆さんの支援体制をともにやっていただけたらいいなと思っております。いろいろ事務的訓練とか、議会としての取り組みについては議会内で御検討をぜひお願いをしていただけたらいいのかなというふうには思っております。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

では、引き続きまして大城律也議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、1番目の要配慮者対策についての①と②についてお答えいたします。

まず、①番の要配慮者、避難行動要支援者の現状についてということで、7月末現在の状況としてお答えさせていただきます。

まず、村の総人口でございますが、1万7,389名、65歳以上の人口が3,781人、高齢化率が21.7%となっております。

あと、御質問のひとり暮らし高齢者台帳登録者数ということでございますけれども、村ではこのような台帳のほうは整備しておりませんので、あくまで住民基本台帳上の単身世帯の高齢者数ということで御報告させていただきます。数といたしましては992人となっております。

続きまして、障害手帳保持者数、身体障害者手帳につきましては611人、うち重度の1・2級の方が305人となっております。

続いて、知的障害のある療育手帳所持者につきましては131人、うち重度のA判定51人となっております。精神保健福祉手帳199人、うち重度の1級の方が71人となっております。

要介護等認定者数につきましては644人、要支援1・2の方が157人、要介護1から5までの方が487人となっております。

続きまして、②の避難行動要支援者の支援についてということでございます。

村では、平成25年3月に村の災害時要援護者避難支援計画を策定いたしまして、避難行動要支援者の範囲を定め、名簿の整備を図るとともに、第3次・第4次村地域福祉計画において、災害対策を中心とした支え合いの地域づくりの柱の一つとして、地域における自助・互助・共助の仕組みづくりに取り組んでまいりました。具体的には、村社会福祉協議会への委託事業において、自主防災組織立ち上げ支援や防災講演会、あと、地域の見守り支え合い体制づくり等に取り組んでおります。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

引き続きまして、大城律也議員の質問にお答えします。

私は③から⑤ですね。

まず、③の福祉避難所については、社会福祉協議会、保育所、児童館など5カ所を指定済みでございます。

④の外国語への対応関連ですが、前年度、防災マップを作成いたしまして、ホームページに掲載しているところであります。また、スマホ携帯での検索については、英語検索が可能となっております。

また、今年度は防災マップを英語版と中国語版を作成する予定でありまして、観光協会等への配置を予定しているところであります。

次に、⑤の業務継続体制と避難所関係のメンテナンスですが、時間外の災害に備えまして、防災計画等によりまして、職員動員体制の確保に努めているところでございます。また、公共施設のメンテナンスにつきましては、保守業務等、定期的に点検を行い、修繕が必要であれば、予算等の確保も含め対応しているところでございます。

次に、2番目の自主防災組織の①から③についてお答えいたします。

まず、①の防災士育成の補助金制度の創設ということですが、防災士の資格は、日本防災士機構が認定する資格でありまして、災害発生時に人々を守るのに必要な意識と知識、技能を学ぶもので、防災育成としての役割は大きいものと思われま。しかし、受講料と受験料だけで約6万円かかることから、今現在の補助は厳しいものがあります。ただし、毎年、県の自主防災組織の防災研修がありますので、そのときに自主防災組織のメンバーには紹介して参加させているところでございます。

2点目の自主防災組織の訓練の行政のかかわりでございますが、自主防災組織の訓練は地域の共助的な訓練を行うものでありまして、防災内容等も含めまして、行政も一緒に行っているところでございます。意識づけを行うためにも、村と民間等が一緒に行う訓練への参加や同時開催は可能であると考えております。

次に、③番目のまだ設立していない自主防災組織の取り組みでございますが、現在、自主防災組織は6団体あり、徐々にふえつつあります。また、立ち上げ予定も聞いていることから、行政でできることは支援していきたいと思っております。その他の団体につきましても、自治会長への周知を図りながら自主防災対策立ち上げの推進を図っていくつもりでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、自主防災組織についての④ですね、土砂災害の危険箇所等につきまして申し上げます。

土砂災害防止法に基づきます土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域につきましては、これは沖縄県によりまして、述べられており、その区域の範囲を指定されるものでございます。各市町村におきましては、情報伝達及び警戒避難体制等の整備について、おのおの自治体で地域防災計画にこれらを盛り込むものとされております。

特に今回話題となっております特別警戒区域、これは、建築物に損壊が生じ、住民等の生命、または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域として指定される場合には、これは特定開発行為に対する許可制度及び建築物の構造に対する規制及び既存建築物の移転等の勧告等が、これは沖縄県の県知事命令、これをされること図られます。

これらの対策につきましては、県がこれは主導して実施されるものでございますので、村としましては、この区域指定、ないしはそういった構造規制や移転勧告、こういった情報を提供を受けながら情報を共有して、対象地域への再度周知を図りまして、危険性の低減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○4番（大城律也議員）**

それでは、再質問をさせていただきます。

要配慮者対策、1、2であります。福祉課長のほうから答弁いただいておりますが、その1、2に関連して再質問をいたします。

内閣府の高齢者白書によりますと、ひとり暮らしの高齢者の増加、2040年には男性が5人に1人、女性が4人に1人がひとり暮らしになるという将来推計があります。災害時における要配慮者数、避難行動要支援者の大幅な増加が見込まれます。そのための対応力の強化が求められているわけですが、自主防災組織等の地域防災力の充実化が重要であります。災害時要支援者名簿の作成、活用であります。

個人情報保護法で本人の同意がとれている人の名簿は、役場、消防、警察、社会福祉協議会、その中の民生委員等々に情報を共有することがありますが、自主防災組織への対応はどうなっているか。熱田のお話をして非常に申しわけないんですが、日ごろからこの防災組織にかかわっております、先ほどのひとり暮らしとか、それから障害者手帳保持者、要介護認定者というものについて教えてくれということをお願いしても、個人情報保護法があるということではなかなか防災組織に伝わってこないわけです。いざというときにどうするのかということになるわけです。わかるのは、僕は1人担当してくれということで、紹介もされましたけれど

も、1人しかわからない、そういう状況でありますので、そういう名簿等々については、やはり個人情報の中で地元の自主防災組織も情報共有が必要ではないかなと思っております。

それから、これは本人の同意のもとで、この名簿は作成するというふうになっておりますね。それから、名簿作成で本人の同意が得られない方に対してどうするのかですね。不同意者の対応、その辺についてお伺いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

議員御指摘のように避難行動要支援者の名簿についてでございますけれども、現時点で村のほうから自主防災組織と外部機関への提供を行ったことはこれまでございません。

あと、外部提供に対して同意をされていらっしゃる方も既にいらっしゃいます。その方たちについては、個別の避難行動計画ということで立てている方々もいらっしゃいます。その数は村内で3月末現在で91名の方がいらっしゃいます。ですが、まだその名簿提供に至るまでには、実際の支援者の確保とか避難経路とか、そういった課題がまだまだございますので、そういった点についてはまだ引き続き我々のほうで取り組んでいるところでございます。

同意のない方に対しましては、現在、自主防災組織を立ち上げた自治会につきましては、自主防災組織の中で、地域の中で情報を集めていただいて、実際に我々が住民基本台帳上とか、あるいは、我々の障害とか介護の情報だけでは知り得ない方たちがいることもございますし、そういった情報を丁寧に地域で集めていただく方法についても一緒に検討させていただいているところでございますので、そういった取り組みでもって、どうにか補完し合いながら地域の

防災力を高めていくように我々としても取り組んでいる次第です。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○4番（大城律也議員）**

要配慮者対策の構成とといいますか、ひとり暮らし、992名もいらっしゃるわけです。それから、障害者手帳保持者とか認定者とか千何十名いらっしゃるわけですよ。これをですね、災害時にどう対応するか。全体では1,585人の方がいらっしゃるしまして、それを地域別に、できたらこの情報をいただきたかったんですが。例えば熱田でこういう方々が何名いらっしゃるのかですね。これは村全体の数字です。

それから、高齢化率、北中城の場合は21.7%ということですが、熱田、和仁屋、渡口に行きますと、東側に行く和高いんです、29%と言われております。あと20年も、今、18人に1人が65歳以上ということがあります。20年後には、四、五名に1人ということになりますので、厳しい状況が出るというふうに予想されるわけでありまして、それについてもしっかりと把握をしていただきたいなと思っています。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 6時29分 休憩

午後 6時29分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

大城律也議員。

**○4番（大城律也議員）**

それでは、③について再質問をいたします。

この福祉避難所について、社会福祉協議会とか保育所、児童館ということですが、それ以外にこの近隣市町村との連携は考えておりませんか、この協力体制についてですね。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

去った新聞にも載ったので、御存じかと思いますが、西原町、中城村、宜野湾市、北谷町と、今5市町村の防災協定を先日結んだところでございます。その中身は、備蓄品の提供、また、人の提供、またその中に場所提供、被災してないところの施設、場所に行けるような体制づくりの中の協定を結んだところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○4番（大城律也議員）**

ぜひ近隣市町村と協定を結んで、取り組みも強化していただきたいなというふうに思っております。

⑤について再質問をさせていただきます。

北中城村地域防災計画で公共施設の耐震性確保で村は庁舎や消防施設を初め学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建設物の耐震性を確保するとありますが、その辺の取り組みをお伺いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

おのおのの部署で耐震調査をやったところとメンテナンスをやったところがございます。これは各課消防も含めて、耐震調査したけれども、まだメンテナンスに至っていないという場所もございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○4番（大城律也議員）**

これはすごい数なんですね、避難場所、村が指定した、25カ所ぐらいありますが、各自治会に公民館等あるわけですね。それから北中城小

学校、北中城中学校、島袋小学校等あるわけですが、そこで耐震施工済みの箇所がありましたら教えてください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

どこが耐震施工済みかということはちょっと存じ上げておりませんが、昭和56年の新耐震基準にのっとった施設であれば、耐震基準は満たしているという考えでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

先ほど総務課長は調査済みであるというお話でしたけれども、調査済みということは、耐震の必要があるのかなのかというのもわかるわけですね。耐震対策をしなければならぬとかですね、その辺の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時33分 休憩

午後 6時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それじゃ、もう1回確認させていただきます。

村の防災計画で耐震確保について取り組みますというのがありまして、公民館等々については、耐震性についてはどう判断されているのか、改めて再確認させてください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、建築を建てた年度がちょっと資料を持ってなくて、昭和56年以前に建てた建物、公民館がどれなのかちょっとわからないんですが、新しい建物については新基準に達していると思うし、年度を調べて、もし必要であれば、後から資料提供をしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

総務課長のほうから後で資料をいただきたい。

必要であるとかないとかいうのは僕にはよくわかりませんが、耐震基準というのがまずあるはずですから、それを満たしているか満たしていないかといので判断をして、補助を出して、あるいは国やいろんなところからいただいて対応していただかなければならない。避難場所として村は指定しているわけですから。その避難場所が危険な状態であれば、今度はどこに避難していいのかわからなくなるわけでありまして。地震だけじゃありませんので、台風もあります。そのときに中央公民館以外でも、公民館に行ったほうがいいのか、避難場所ですので、ぜひ基準が満たされているのかされていないのか、しっかりと確認していただきたいなというふうに思います。

じゃ、そのことはいいです。次にいきます。

よろしく申し上げますね。

防災強化について再質問をさせていただきます。

これまた熱田の話ですが、村とか県のほうから補助金をいただいておりまして、この防災機材の購入、かなりの機材を購入しておりまして、いろんな面で使用させてもらっております。それから、防災倉庫も立派なものができるまでね。そういう状況でありますから、まだ防災に取り組んでいない地域、自治会へですね、ぜひ県、村の補助金を活用して早々と立ち上げていただ

きたいなというふうに思っております。そのことについていかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

まだ自主防災組織が立ち上がっていないところについては、今6カ所立ち上がっていますので、各自治会、情報共有とかしていると思いますので、ぜひ自主防災立ち上げのために村としてもできることがあれば一緒にかかわっていききたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

次にいきます。

④の土砂災害の危険箇所ということで再質問させていただきます。

現在この防災マップとか立派なのが配布されております。そういうものを村民は確認をしながらそれに対応しなければいけないというふうに思っております。

それから、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果公表というのがありまして、この北中城村、土石流の危険箇所が2カ所、急傾斜地の崩壊、これが15カ所、この防災マップにもあると思います。それから地滑りですね。一番範囲が広いですね。それで22カ所もあるわけですけども、これは村当局も場所とか確認済みですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

防災マップにつきましては、総務課のほうで担当して作成はしているところなんですけれども、これにつきましては村でも把握、実際この作成をした段階での情報としては理解しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これを見ると、やはり本土のほうでは毎年発生しているこの防災マップを見ますと、特に熱田地域の土砂災害警戒区域、これはもう全部です、この建物を含めて全部なっています。土砂災害警戒区域、あるいは土砂災害危険区域、これ全部入っているんですね。その中で今施工中のところもありますが、全体的にそののり面の土砂災害対策、どれぐらいの進捗率があるか、もしわかるようでしたら教えてください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

あそこののり面などの地滑り防止工事につきましては、県が事業として取り組んでおります。現在ちょっと私の記憶している限りでは約7年目か8年目にたしかなると思うんですけども、ちょっと今の進捗状況につきましては、申しわけございませんが、手元に資料がございませんので、お答えできません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

こののり面は、僕も何ミリ降ったかよくわかりませんが、村自体でその土台観測とか、あるいは雨量が何ミリ降ったときにこうなるとかいうものは把握できるような資料はありますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時41分 休憩

午後 6時41分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

降水量等についてはたしか村役場の屋上に降水量の計測する装置が設置してございますけれども、今の斜面の土砂等の計測という装置については、村は所持しておりません。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○4番（大城律也議員）**

村でやっていなければ、県のほうから資料を取り寄せる方法もあるかとは思うんですけどもね。やはり僕も何ミリ降ってこうなるかというのはわかりませんが、雨が降ったときかなり斜面から、あの農道もですね、見えなくなるくらい流れているわけですよ。そういう状況でありまして、やはり住んでいる人たちは、もう雨が降るたびに心配でありますんで、できるだけ早くこの工事を終わっていただくように、村のほうからもお願いしたいんですけども。

村もですね、住民の生命、財産を守るという観点から、現地の状況を把握すべきだろうというふうに思うわけですね。ぜひそういう取り組みを今後やっていただきたい。

北中城村というのは、昼間だけの顔じゃありませんのでね。夜の顔もあるわけです。雨降りの顔もあるわけです。台風のときの顔もあるわけですから、そういうときにどういう変化がしているのか、村内全て把握すべきだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に移ります。

議会の災害時に活動する際の課題ということで質問をさせていただきましたけれども、先ほど答弁いただきました。その答弁に対して私はこう思うというのがありますんで、話をさせていただきたいというふうに思っています。

答弁に対しての回答となるというふうに思うんですが、議員自体が被災する可能性があるわけですね。それから執行部のほうにもそういう

可能性がある。交通、インフラ、破壊的な被害を受けて議員活動に制約が発生する可能性がある。議員の行動の中で被災地からの議員に要望の伝達先、窓口を議長に、あるいは議会事務局長に一元化するなどの取り組みが必要であるというふうに思うのは我々村議員も充分承知していると思っております。災害対策基本法に議会議員に触れている条文が皆無である。法制上も実態的に明確でないわけでありましてね、ないんです、議会がこうなさい、執行部と一緒にこうやりなさいというのがないわけですね。ですから、我々議員としては、できることは、この執行機関の応援団としてかかわっていきたいな、地域の要望もまとめて事務局に報告して、それから執行部局に報告できればなというふうな対応をしていきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（名幸利積）**

一般質問を続けます。

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

通告に従い、一般質問を行います。

今回は項目別に3点考えております。

まずは、1点目はハワイとの交流に関して伺います。ハワイとの交流に関しては、今回で2回目であります。

北中城村とハワイとは、移民等の関係から戦前から深い関係があることは御承知のとおりであります。既に安里高治村長は、大挙して交流を目的にハワイを訪問したことがあります。その後、前村長の喜屋武馨氏も村民を募集して、大勢でハワイを訪問し、久しくハワイの北中城村出身の皆様方と交流の機会を持っております。沖縄県の自治体の中で極めて多くの移民を出した北中城村は、少なくともハワイとの交流を持つべきだと考えるが、いかがでしょうか。

次の質問をしたいと思います。

1、その後ハワイとの交流に関して具体的に考えたことがあるか。

2、基本的にハワイに関心があるかどうか。

3、ハワイとの交流の意思はあるかどうか。

4、もしあるとすれば、いつごろ実現したいのか。

次に、ことしも新しく認可保育所が1カ所増になりました。次年度も認可保育所の増が見込まれている。結果、待機児童も大幅に減になるのではないかと想像します。

さて、次の質問をいたします。

1、認可外保育園の現在の件数、そして、保育児の数字が把握されていれば示していただきたいと思います。

2、県においても若干いろいろと問題になっている認可外保育園の園児の無償化の対策はどうなっているか、その状況を聞きたいと思います。

3、認可保育所がもう1カ所増になっているが、次年度の4月開所に間に合うかどうか念のために伺います。

3月議会での質問では、県に補助要請を行っているとの答弁でしたが、当初は自前で高架橋を計画していたのか、それらに関して次の質問を行います。

1、高架橋（イオン・徳洲会病院）の当初の計画においては、予算は村の負担だったのか、私はそういう理解をしておりましたけれども、改めて伺いたいと思います。

2、3月議会の答弁では、予算の補助を県に要請しているとのことでしたが、なぜ県に変わったのか理由を聞きたいと思います。

3、念のためにもう一度、高架橋の目的を教えてくださいたいと思います。

4、村長の任期も見えてきているが、完成はいつごろを予定しているのか。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。ハワイとの交流ということですが、先ほどございました、これまで歴代村長がハワイへ訪問をして交流をしてきたということでもあります。これは以前から、ハワイとの交流という課題は抱えております。去年、ハワイプラザ建設への寄附金贈呈式の際にも交流の件はお話をしてきました。ただ、いろいろ情報を集めているんですが、北中城村人会として、そのまとまった行動がなかなか今とられていないということで、個人個人は非常に親しくされているんですが、なかなか村人会独自の行動が今ないということでもあります。

ですから、今、比嘉太郎会の皆さんもそういう思いを強くしておりますので、ぜひ関心もありますし、交流の意思もございまして、これからしっかりやっていきたいなと思っております。

ただ、交流を始めて継続していける交流というんですかね。そういう今、南米とやっている交流のような形で持続的な交流をどう模索をしていくかというのが極めて重要なかなと思っております。

議員御指摘のとおり、ハワイ移民にも本村は多いですから、それをしっかり踏まえながら取り組みを強化していきたいなというふうに思っております。

2点目の保育所等の最近の状況については、福祉課長のほうに答弁をさせたいと思います。

3点目の高架連絡橋、これは以前から計画をしている徳洲会とイオンモールライカムのことだろうと思っておりますが、まず1点目、村の負担だったのではないかとということですが、これは当然、村が単独でやれるものではありません。何でそこに必要かということ、基本的には

県道であります。県道なんで、まず県に要請をしようということで、当然、県は今、回答は、県道ではあるけれども、優先的にいうとそこは後回しでしょうという県の回答なんですね。それならば、直接、国と交渉していいかということで、今、国交省、防衛省等々と交渉しながら、当然、補助を求めて今やっているところであります。

2番、3番については、細かいところはまた建設課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

4点目の村長の任期も見えているが、完成はいつごろかということですが、私としてもぜひ任期中にはめどをつけたいなというふうな思いで今やっておりますので、これは随時、国との交渉事項でありますので、また、国も予算づけについて、どういう形でやっていくのかということも踏まえて粘り強く交渉していきたいなというふうに思っております。

#### ○議長（名幸利積）

福祉課長。

#### ○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

私からは、2番目の保育所等の状況についてでございます。

まず1番目、認可外保育施設についてでございますが、村内の認可外保育施設につきましては、8月1日現在で7施設となっております。また、入所児童数につきましては、4月1日現在で6施設181名の利用となっております。

2番目の無償化への対応についてでございますが、保育料無償化に向けて村役場ホームページや村広報誌に掲載し、保護者への周知を行っているところでございます。

3番目の認可保育所の開所についてでございますが、令和2年4月の開所予定であります社会福祉法人温和会における認可保育所整備につ

いてですが、村では令和元年6月18日付で保育所等整備補助金交付を決定し、法人側でも事業に着手しております。去った7月に工事の入札が行われておりますが、入札不落となり、その後も工事業者が確定できない状況が続いていると報告を受けております。現在、法人、県とも協議を行っており、村といたしましては早期の建設を促しているところでございます。

私からは以上です。

#### ○議長（名幸利積）

建設課長。

#### ○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、3番の高架連絡協の②、③の村長からの回答につきまして補足の説明をしたいと思っております。

②の3月議会での予算を県に要請している等のことについては、ちょっと村長から答弁がありましたので、割愛させていただきますけれども、当然、村単独で施工することと、あと補助制度を用いてやる場合につきましては、やはり直接の費用負担が軽減されるということもございますので、ぜひそういった補助制度を利用していきたいというのが当初からの目的、目標でございます。

続きまして、3番の高架橋の目的、これは、比嘉議員は3月議会と記載されておりますので、これは平成30年度の3月議会の比嘉盛一議員の御質問に対することよろしいかと思っておりますけれども、当時も同じように回答はしておりますけれども、平常時におきましては、こちらは中部地域におけます交通結節点、特に最近におきましては、バスやタクシーも含めた一大、交通の重要拠点と現在もなっております。

そういうこともございまして、こういった機能の保有、もしくは拡充ですね。こういったことを目的としておりまして、また非常時におきましてはライカム地区内のスムーズな連携と移動を可能とするために動線、つまり人の移動で

きる方法、こういったものを確定、もしくはしっかりとしたものとするための目的としたものでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今回は、ハワイの交流に関しては2回目の質問であります。たしか七、八年前でしたか、そのときの村長の答弁は、検討したいということでありました。当然、検討されたと思うが、しかし、まだハワイとの交流は実現はしておりません。そこで質問をいたします。

今回の答弁の中にハワイプラザ建設への寄附金贈呈式で交流の件を話されたようですが、その場所はどこなのか。贈呈式の場所等について御説明いただきたいと思います。話された方はどなたなのか、そして、その反応はどうであったか。村長もその中に加わっていたのか質問いたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

贈呈式は村長室に向こうの役員5名ぐらい来ていただいてですね、交流の話は直接、村長のほうが役員の方と話したのを私はそばで聞いておりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

そこでの話は、ある意味ではついでだったのか、それとも少しこのあたりは聞いてみようかということなのか。そして、もし反応が、どれぐらいの反応があったか、その役員の皆さん方との話の中で、本当に真剣に考えていらっしゃるのか。そういった意味でどういう印象を受け

たか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

贈呈式ですから、ついでであれば尋ねません、こういうときには。せっかくハワイから役員の皆さんがいらして、北中城から多くの皆さんが、村からですね、ハワイに移住をしているということも踏まえて、以前から議会からもそういう交流の推進はあるのでどうでしょうか。要するに、村人会の活動は今どうですかということ踏まえて、誰とそういうコネクションをとってやればいいのかということだったんで、じゃこれ持ち帰って村人会の皆さんにお伝えしましょうというお答えだったんですね。

ただ、返答としては、なかなか村会の今、団体としての活動が見えないということだったもんですから、今は個人的にコンタクトをとってやってみよう。

だから、提案は、一度、また交流で行って、その中でどういう形のものができるかということも一つ方法じゃないかということだったんですね。ですから、余り向こう側に重荷になってもいけないなと思って、その辺は慎重にやらないと、なかなか長続きもしないなと思っているもんですから。いろんな情報を今収集をしているという状況であります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

次に、安里高治元村長は約100名ぐらい村民を募集してハワイに行き、村人会との交流もしました。喜屋武馨前村長も大挙してハワイで交流を持ちました。村長はハワイに行ったことはあるかと以前問いました。そのときにはまだ行ったことがないということですが、そこで改めてまた伺いますけれども、村長は南米やアメリカ本土に行かれたと思いますが、ハワイはどう

でしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

残念ながらまだ行く機会がございません。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ここはちょっと聞きづらかったんですけれども、念のために伺いました。

やっぱり私は、かつて旅行業にお世話になっていたんで、かなり数多く行かせてもらいました。やっぱり向こうでの県人会、ウチナンチュの出身の評価はとても高いんですよ。その中でもまた北中城村の村民の皆さん方もたくさんいらっしゃるんで、私としても、村民としても誇りに感じましたけれども。ぜひ一度は、村長、やっぱり行かれてですね、生のハワイを見ていただきたいと思います。

では、次にいきたいと思います。

戦前ハワイに移民した村民は約4,000人を超えて、他の自治体と比較して圧倒的に多かったとのことであります。そのときは中城村と言われていましたけれども、でも、少なくとも北中城村として2,000名を超えたことと思います。村民だけ恩恵を受けたわけではありませんが、500頭の豚をアメリカ本土経由で沖縄に持ってきたことは有名です。一緒に豚を運んできたのは具志川の方だと思います。

そういったこともあり、村にハワイに関心があるかと尋ねました。答弁でも関心はあるとのことだったので安心をしました。

もう1回、念のためにお尋ねしますけれども、ハワイは極めて関心のある場所ですか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

私個人というよりも、これはもう村民の皆さ

ん、さっき議員がおっしゃったとおりに移民も多いと。親族の方々も多いということですから、ぜひこれはやるべきだろうという考えを持っています。

ただ、1世、2世まではいいんですが、もう3世、4世みたいになっていて、なかなかふるさと北中城というイメージがですね、その浸透が薄れているということもあるというふう聞いておりますので、なるべくそういうことが切れないようにしっかり対応していきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ハワイ村人会との交流で、組織体制があれば検討したいとの答弁です。正直、安里高治村長と一緒に私も同行したときに、そのとき比嘉武次郎さんだっただと思います。そのとき、やっぱり心配なこと、今、村長がおっしゃるようなことを言っておりました。3世、4世ぐらいから徐々に沖縄、あるいは村に対しての認識とか思いが希薄になりつつあると。それを武次郎さんが言っていたような気もします。まさに今、村長がおっしゃるようなことが流れとしてはあるようであります。それを考えると、村人会が今もあるかどうかは自信はありませんが、ただ、北中城村には観光協会もできたし、ハワイ1世の比嘉太郎会もできているので、そのあたりを活用していけば活路は見出せるのではないかと思います。ハワイは観光リゾートとしては世界一だと思います。その点、観光協会としては学ぶことが多いではありませんか。また、近々に比嘉太郎会もシンポジウムを持つことがあり、村長ももしかするとパネリストで出演されると思います。ハワイに対する関心はその以降、増してくるんじゃないでしょうか。南米との交流は今も継続しているし、アメリカの短期留学も続いております。それを考えても、近いハワイ、

関係の深いハワイとぜひ交流を持ちたいと、最後にもう1回、村長に答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

基本的にはぜひ交流もしたいという思いを強くしております。やっぱり私が聞いていることも、3世、4世だとそういう意識が希薄になっているよと。ですから、高齢化になって、組織としてはなかなか機能がうまくいていないという現状があるということです。先ほど議員がおっしゃったように、その比嘉太郎会も、そういうことも踏まえてきっかけにしたらどうかなと。ただ、比嘉太郎さんの存在が本村でなかなかまだ浸透していないということもあるものですから、そういうことも兼ねながらハワイとの交流をこれをきっかけにやれたらいいなというふうな思いをしております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

確かに今おっしゃったように、ハワイの4世、5世になってくると、徐々にこの沖縄に対する思いが少し希薄になるということ、僕は事実だと思います。そういった中で、幸いに北中城村に観光協会もできましたし、また、村長を中心として、個人的な面かもしれませんけれども、比嘉太郎会というのもできた。そしてせんだつてはシンポジウムの案内もありましたので、何とか地道に、今、南米とやっているような交流ができればなと思いますので、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

次にいきたいと思います。

8月の前半でしたか、北中城村の認可外保育園の無償化について新聞に掲載されたので、少し気になって質問することになりました。

まず、認可保育所が増になってきているので、

相対的關係にある認可外保育園は減になったのではないかと想像していましたが、8月時点で認可外保育園7、そして入園児数は4月1日で6施設181名とのことですが、それは逆に増になったのか、それとも減になったのか、それを説明いただきたいと思います。

また、認可保育所と違い、認可外の園児も、村外の園児も入ってくるので、把握するのは難しいと思いますが、そのあたりはどうかお伺いします。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました4月1日現在6施設181名は増となっているかということでございますけれども、昨年度との比較をしておりませんので、それについては申しわけございません、お答えできません。

現在、この181名のうち村内の方、村外の方がどれぐらいいるかという数字についても、正直申しまして把握できていない部分がございます。その要因といたしましては、外国人向けの認可外保育施設が多数ございますので、そもそもその利用されている方の御住所がはっきりしないという方もいらっしゃるという事情もありまして、それでなかなか把握が難しいという状況でございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

確かに認可外の場合には把握しづらい面がありますよね。いわゆる村の人が村外の認可外にお世話になったり、また、逆に入ってきたり。そうすると、その数字を把握するのは意外と難しいんじゃないかと思っておりますけれども。今回、無償化になって、そのあたりのことについては

気をつけてやったりしていますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように、まず認可外に通われているお子さんが村内のお子さんがどこの認可外に通われているかという状況については把握できていない状況は変わらずでございます。ですので、我々としては広報誌、ホームページ等を使って、また、各市町村にある認可外保育施設に周知をお願いしているところでございますので、そういった形で自主的に申請に来ていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

村内の保護者に対して、把握していれば直接電話なり、連絡できると思うんですけども。その他の村内のいわゆる認可外の利用者になっている保護者の把握はできていますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

村内の認可保育施設に通われている方につきましても、村外と同様に今現在把握できておりません。ですので、あくまで認可外保育施設のほうに周知をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

認可外保育園や公立保育所も保育料の無償化はあるとのことですが、経営者の皆さん方が今悩んでいることが沖縄市ではあるようです。それは、無償化することにより、給食代は保護者

からもらうようにとのことですが、我が村はどうなっていますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

無償化の範囲については、あくまで保育料ということになりますので、給食費とかその他送迎とか、そういった実費負担についてはこれまでどおり保護者の負担が生じるものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

もう1点はちょっと聞きにくいんですが、新聞によると、どうも役場の皆さん方の仕事が多忙ということで、若干、無償化の連絡等についてはおくれぎみということに新聞にちゃんと北中城村ということで出ていましたけれども、それは大丈夫ですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

新聞掲載当時の状況と、また現在、昨日の比嘉次雄議員の御質問にお答えしましたけれども、現時点ではおおむね順調に進んでいるものと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

頑張っていたきたい。今回この質問に至ったのは、その新聞を見たために、気になって質問することになりました。

次ですね、多分、私のウォーキングコースの途中に福祉会法人の温和会の所有する土地と思

われますが、認可保育所が建つ心配がないために、念のために次年度の4月に本当に開所が間に合うかどうか、その点伺いたいと思います。

令和元年6月18日付で保育所等整備補助金交付が決定し、温和会でも事業に着手したとのことですが、7月に入札が行われたが、不落となったようですが、その不落という意味がまたよくわかりませんので、そのあたりもお聞きしたいと思います。

法人、県とも対応協議を行われているというようですが、本当に時間的に間に合うかどうかちょっと気になります。結果的には、これは不幸を願うわけではありませんけれども、取り下げてということもあります。その辺の点と、それと、もしこれから、もちろん園児募集があると思いますけれども、それはいつごろから始まるか、その点教えてください。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

去った7月に行われました法人による入札につきましては、私どもも同席しております。2回入札が行われておりますが、いずれも予定価格を超えていたということで、不落となっております。

現在、法人のほうでは既に工事着手に向けて準備を進めているところだとは思いますが、現時点ではその取り下げとかそういった話はございません。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

今、やっぱり建設業界は非常に多忙のようですね、オリンピックとの関係もあるかと思いますが。やっぱり専門に聞いてみたら、突貫工事だったら4月に間に合うんじゃないかと僕が聞いたら、いや、突貫工事となると金銭が高くな

るんで、それも厳しいと。それともう一つ、建設業者は1点に集中して工事を進めるんじゃないかと、三、四点かけ持ちしてやっているんで、そういう意味でも今の状況だと非常に厳しいんじゃないかと言っておりましたけれども。

ぜひ福祉課が中心にして御尽力いただいて、何とか4月に間に合うように期待したいと思います。

次ですね、高架橋についてお伺いいたします。

6月議会での他の議員から、高架橋の目的に、防災にも役立つとの発言があったので、以前、3月議会の質問の答弁に高架橋はアリーナ、そしてスポーツクラブとつないでまちづくりに役立つため絶対必要だということが課長からもお話がありましたので、そういうまた理解もしておりますけれども。今回防災の目的が入ったということで、ちょっとそのあたりもどうなっているか聞きたいと思います。

当初、高架橋の予算は単独で全て負担すると考えておりましたが、当局の説明でやると理解できました。県道をまたぐので、当局が県に予算補助を要請するのはごく自然だと思います。しかし、要請が県に理解されなかったようですが、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

補助要請を国にお願いしたようですが、要請が変わったことで目的や趣旨も変わるのか。そして、県に補助要請をしたとき、補助が認められたとしても、村も一部予算負担があると理解しましたが、国との交渉がうまくいっても同じような形になるか、そのあたりも御説明いただきたいと思います。

それともう1点、既にもう基本設計は約1,000万円支出したと思いますが、それも間違いありませんか、お聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

お答えいたします。

村単独では当初からやる予定はございません。やっぱり県道ですから、県に要請してやろうと。ただ、イオンに入る部分は村道なんですね、メインの通りは。ですから、県はやらないとは言っていないんですよ。やるんだけれども、これはもっと優先的なものが県としてあるんだと。だから、後々ですよと。なかなか優先順位となると、後になりますよということなものですから。ならば村が、国に、これ村道ですからね、この部分を含めて。村が国に要請して、県を通してその補助をやって、村単独でやるのは可能かという話は、それは村がやるんだったらいいですよ、当然補助は100%ありませんから、7割、8割でしょう、よくてもですね。残りの部分は村とイオンと徳洲会という形でやれないかということで、今、イオンや徳洲会にもお話をしています。前向きにぜひ検討したいと。イオンも徳洲会も、ぜひそれは欲しいということですから、全体的な計画の中では、これはあくまでも防災も踏まえて動線、その流れをうまくいこうと。

そこは先ほど課長からあったように、大変交差点が多くて、今、車が非常に多いです。ここで何か事故があったらもうそこは行き来ができないと。特に病院なんかはですね。そういうことがあるものですから、かなり交通量がふえているということを考えると、これからもふえてくだろうと。そして、非常に沖縄警察署も心配をしています。そういう意味では、何かあった場合はということで、その上からですね、これはもう特に徳洲会もいろいろ病院にかかわる人が、入院患者だけじゃなくてその家族もいるということであるので、早目の建設をお願いしたいということで。

これは今、国のほうにお願いしているのは、当然、道路ですから。国交省、あるいは軍用地跡地ですので防衛省にも働きかけて、どうにか

これは、国の補助、社会資本整備事業があるものですから、それを県を通して村でやるということができないかということで、これはなかなかやったことがないんですけど。これは計画書も出してありますんで、国も十分に認識をしたいと思います。対応をどうするかということは今検討しているということですから、これからも再三行って、要請をしていきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

設計の件は。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

現在こちらの高架橋につきましては、まだ実際の細かい構造とかの設計までは行っておりません。これまで予備設計と呼ばれる、この設計をするための情報集め、こういったものを行っております。これも前回答弁でお答えしたとおり、約969万円、その費用は単費で対応しております。

実際この補助事業に認定されますと、この詳細設計の費用から補助対象として認められますので、ぜひこういった補助対象事業に採択していただけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、村長の答弁にちょっといいことがありましたけれども、国・県や、あるいは村も含めて予算を出し合ってつくるという。その中にイオンだとか、あるいは徳洲会だとか、予算の協力は法的にもできますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

法的には問題ないと思っております。先ほどの

900万余りはですね。じゃ、国はどういう計画なんだと、具体的に。それを示してくれということがあるものですから、どうしても概略というんですかね、そういうことを準備しなければならぬと、県にも国にもですね。ですから、これはまたイオンや徳洲会の皆さんにも、こういう形でやるんだということを説明して、彼らも内部で検討しなければならないということですから。ただ、ぜひそれは前向きに村と一緒にやっていきたいという返事はもらっていますので、具体的に予算確保ができれば、話は早いのかなと思っています。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

もう1点気になったのが、私も加齢のためか、徳洲会病院のほう、最近頻繁にお世話になっていますよ。そのたびに歩いてですが、まだ現状としては人が通る数が少ない。将来、村長がおっしゃるようにいわゆる将来はもっと多くなるんじゃないかと、あるいは警察が心配するぐらいに数が多くなるんじゃないかということを、本当は多くなれば、期待もしたいと思います。

それから、国の補助の見通しはいかがですか。最後にそれを質問して終わりたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

見通しはどうかと言われて、見通しはいいですよとも悪いですよとも言えないんですが、ただ、非常に今、頻繁に行って御理解いただいているんですが、国もなかなか次年度の概算要求の中でやりくりができるかどうか、その理屈づけというんですかね。そのことも検討しながらやっていきたいということですから、プッシュをしていきたいなと思っています。

**○10番（比嘉義弘議員）**

ぜひ頑張ってください、これで質問を終わ

ります。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。7時35分に再開したいと思います。

午後 7時23分 休憩

午後 7時36分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

一般質問を続けます。

安里道也議員。

**○1番（安里道也議員）**

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、教職員の働き方改善についてであります。

長年にわたりきめ細やかな教育の質の向上と教職員の定員増による負担軽減を目的とした少人数学級、30人以下学級が学校現場から要求されてきました。本村は、教育を重んじる村として、ぜひ実現し、教育の拡充を図ってきたいものであります。本村の小中学校における学級定員の状況をお伺いいたします。

2点目に、現在、同一労働・同一賃金がうたわれている中、非常勤教員、非正規雇用によって大変厳しい状況であるようであります。本村の小中学校における非正規教員の人数、割合、本務と非正規ではどのような違いがあるかお伺いいたします。

2点目です。幼保の無償化についてお伺いいたします。

いよいよ10月より、消費税増税により保育の無償化が始まり、子育て世帯にとっては大変ありがたいことだと思っています。しかしながら、村内在住で子供が認可外保育施設へ通っている世帯にとっては、村への申請が必要になります。申請がおくれれば、その世帯に不利益が生じてきます。したがって、そのような世帯への周知徹底が重要になるかと思っています。

そこでお伺いいたします。

子供が認可外施設へ通っている世帯は何世帯あるのか、そして現在の申請状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上であります。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、安里道也議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

まず1点目、教職員の働き方改善についてということで、学級の定数の状況、そして正規、非正規職員の状況等々がありますので、これは教育委員会に答弁をさせたいと思っております。

2点目の保育の無償化について、これは今回、各議員からありますが、これも福祉課長のほうに答弁をさせたいと思えます。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（砂川恵重）**

安里道也議員の御質問にお答えいたします。

教育の質の向上は、安里道也議員御指摘のとおり、人材育成上、充実させる必要があると考えています。

1点目の本村の学級定員の状況についてですが、国は1学級の定員は40名と規定していますが、県は、小学校1年生ですと30名、それから小学校2年生から中学1年生までは35名の学級を推奨しております。本村も県の推奨以内の人数でございます。

2点目の本村の教員に関する質問ですが、まず、教職員の総数は小中学校合わせまして103名でございます。そのうち正規職員が81人、非正規職員が22名で、割合にしますと21%でございます。

給与に関しましてですが、県が個々人の年齢や経験年数等を考慮して支給しているところで、教員は県の職員であるため、給与に関しま

しては個人情報的な面があるため、把握することが非常に困難であります。したがって、村としましては、正規職員と非正規教員の給与を比較してお答えすることができません。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

引き続きまして、私のほうから保育の無償化についての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への入所世帯等についての御質問でございますが、現時点で認可外保育施設に入所されている世帯につきましては、先ほど比嘉義弘議員にもお答えしたとおり、正確な数把握できておりません。

認可外保育施設等を利用される方が10月からの無償化の適用を受けるには、9月27日までに申請していただく必要がございます。9月1日現在の申請状況は13名となっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

安里道也議員。

**○1番（安里道也議員）**

教員の働き方について再質問させていただきます。

先ほど小学校1年生が30名ということでしたけれども、私の調べたところでは、沖縄県は独自の施策として、1、2年生が30人と調べてありますが、どちらが正しいのかどうか。1、2年生が30名ですね。3年生から35名ということで私は認識していますが、どうでしょうか、合っていますか。

**○議長（名幸利積）**

学校教育指導主事。

**○学校教育指導主事（玉城 有）**

安里道也議員の御質問にお答えいたします。

県のほうでは、今、議員がおっしゃっていたように制定しておりますけれども、1年生は30

名、2年生は30名及び35名となっております。

以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

安里道也議員。

**○1番（安里道也議員）**

わかりました。これにつきましては理解したいと思います。

学級定員を少人数化することによって、教育の充実が期待されます。一人一人の子どもに対してきめ細やかな指導が可能になるかと思えます。そして、教職員にとっても多忙化が減少されて、負担軽減につながるということで、私はもうこの話はですね、もう長いことになるんですね、30人学級がされて。小中学校における全学級を30人以下学級にしていきたいと思いますのですが、これはまた予算にかかわることですが、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

学校教育指導主事。

**○学校教育指導主事（玉城 有）**

御質問にお答えいたします。

本村におきましては、北中城小学校は現在一番多い学級で34人、それから少ない学級で27名、平均約30名でございます。それから、島袋小学校においては一番多い学級は34人、少ない学級が27名、平均30名でございます。

中学校は、一番多い学級で36名、少ない学級で29名です。平均33名でございます。

3校全学級が県の推奨人数内でございます。

以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

安里道也議員。

**○1番（安里道也議員）**

30人以下学級に大分近づいてきているとは思いますが、自治体によっては独自の予算を出してやっているところもございます、30人以下学級ということで。隣の中城村においては、1、2年生が15人学級を行っているようですが、

独自の予算ですね。ぜひこれは、そんなに大きなオーバー数ではありませんので、実現できるように私は考えていただきたいと思います。

大きな予算はそんなに、2クラスぐらいふやせばできるのかなという感じ、やり方はちょっといろいろあるかと思えますけれども。その実現に向けてやっていただきたいと思います。

小学校においては、普通学級の定員、平均30名ということで、とても良好な状況だと思えますけれども、中学校においても三十四、五名でしたかな、33、もうほとんど30名に近いので、30名以下ということクリアするのはそんなに難しいことではないのかなというふう到现在感じております。

それと、村長の施政方針の中で、何年か前ですかね。少人数学級に取り組み政策が載せられておりました。その成果もあるかと思えますけれども、大分30人近くになっていますけれども。これは県レベルとして、全体の問題として、教育の。小中の全学級が30人以下にできるよう取り組んでいただきたいと思いますけれども、市町村長会とか、そういった会合の中で議題にさせていただいて、県レベルですね、県全体の学級が30人以下にできるよう、県への要請ですね、それはできないかどうかお伺いします。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

少人数学級は当然少なければいいという話になろうかと思うんですが、今、教育委員会からあったように本村はかなり努力をしてきて、県並みということをしっかり取り組んでいこうというふうになっております。ただ、中城村は15名だということですが、これだけ極端にやると、かなりその自治体においては無理もあるのかなと思っております。中城村さんはしっかりやっていたらしゃるんで。ただ、うちの場合はそこまで極端に少なくやれるというのがなかなか今

厳しいなというふうに思っております。

今、町村会でそういう提案がでんかということですが、なかなかこれは各市町村とも、教育委員会の方針がいろいろございますんで、一概に少人数学級を全部やろうじゃないかという提案は、なかなか今の段階では各町村に呼びかけるのも難しいのかなというふうに思っています。ただ、情報交換はやっていきたいなというふうに思っております。

**○議長（名幸利積）**

安里道也議員。

**○1番（安里道也議員）**

よくわかりました。

情報のほう、各市町村足並みをそろえて、それに向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、学校現場ではいろいろ多忙な状況が、仕事上あるようでございます。教員としての仕事として、教科指導はもちろんのことですが、いろんな業務がくっついてまいります。そして、業務としては教科指導が中心になりますけれども、校務分掌もあり、学級運営、生活指導、部活動指導、また昨今においては新しい教科も入ってまいります。来年から英語ですかね、小学校の。そういった教科への対応なども苦慮しているようでございます。

特に中学校あたり、部活動、特に運動部だとは思いますが、部活動の顧問ですね。これはもう帰宅が7時、8時になることがほとんどだということです。8時を超えるのが当たり前前の状況で、休める日が盆、正月ぐらいだというふうなことも聞いております。そういったことを改善していければと思いますけれども、そのような厳しい状況をどのように感じているのかをお願いします。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（砂川恵重）**

今、議員御指摘のように、これまでは大変厳しい状況が学校、先生方ありました。そこで、国のほうの方針としましても、やはりそういう過重労働といいますかね、勤務というのは非常に好ましくないということで、今かなり大規模な改革を行っているところです。具体的にいいますと、1週間の超勤時間数も制限されておまして、そして、特に部活動における勤務状況が厳しいということで、部活動におきましては月曜日から金曜日の間の1週間のうちの1日は部活動を行わない日を設ける。そして土日においても、その2日のうち1日は部活動を行わない日を設ける。それから、どうしても対外的な大会などがありますと、土日に開催されますので、そういう土日に大会などが行われまして、それにかわる部活動休憩日を平日に設定するというような通達が来ておまして、それを今、ガイドラインをつくりまして、学校現場に説明をして、もう既に中学校ではこれを実施しております。それから、小学校もこれに準ずるという形で、教育委員会のほうではそういう措置を行っているところです。

**○議長（名幸利積）**

安里道也議員。

**○1番（安里道也議員）**

私もそういうことを余りわからなかったものですから、土日もずっと指導なさって大変だなということで質問しましたけれども、教員サポート体制というか、サポートする人材というんですか、サポートする体制もございますか。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（砂川恵重）**

その部活動以外のサポート体制ということですが、例えば外部との電話対応等、これについてはできるだけは時間外においては留守番電話等を設置できないかなということで、今調整しているところです。

それから、家庭へ帰ってからの子供たちの地域での活動等も、これまでは教員が音頭とりをしながら、その活動を行わせていたんですが、これもなるべく地域の方たちをお願いしたいということで、そこもまた今進めているところです。

そのほか、部活動の指導員としましても外部の指導者たちをお願いして、また指導を実施しているということで、徐々にそういう方向に進めていこうということで、今少しずつではありますが、それは進めているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

よくわかりました。

大分、多忙さは改善の方向に向いているというふうに感じました。これに関しては、最後に、30人学級の早期実現と教職員の処遇の改善ということで、私は求めてまいります、先ほどもありますけれども、今答弁があったように大分改善の方向でいっているのので、30人学級をぜひ早期実現をよろしく願います。

続きまして、幼保無償化について御質問をいたします。

先ほどの答弁で認可外保育へ通っている世帯数を聞きましたが、人数ですね。村内在住の方で認可外保育へ通っている世帯数については把握できますか。把握できるかどうかお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現時点では把握ができておりません。できない状況となっております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

県内在住の方で認可外は名簿とかあるんですよ、名簿とか住所とか、そういった形で村内の施設に入っているのはできそうな感じは受けるんですが、難しいですか。理由としては、難しいですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認可外施設といたしましても、村内、現在7カ所というふうにお答えいたしました。中部地区だけで5月現在で155施設ございまして、そういった把握というものは、非常に村単独では厳しい状況がございます。県が音頭をとって、そういったリスト化というふうな対応があれば、我々もそういったものを活用できるかとは思いますが、現時点ではそういった対応がございませんので、厳しい状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

村外はいいんですよ、村内の施設に通っている世帯は何世帯ぐらいあるのかですね、これは多分できるかと思えますけれども、どんなですか。村外は関係ないです、村外はちょっと難しいと思えますけれども、村内在住の方で村内の認可外施設に通われているお子様がいらっしゃる家庭の数ですね、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

わかりやすくいうと、認可外は村を通らないんですよ、申請も。直接認可外でやるものですから、申請を。認可保育所は村を通して、受付してやるわけです。そうするとチェックはできるわけです。ところが、認可外は直接もう、民

間ですから、民間でやるということなんで、これを村が認可外の保育所に名簿を頂戴とか、何名いますかというのはなかなかそれを教えていただけないという状況だろうと思います。

ですから、前回は質問があったんですが、認可外においては、もう直接保護者と認可外との関係なんで、村が把握するというのは難しいという答弁であります。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

調べられると思って質問しましたがけれども、難しいということなので、これ以上求めませんけれども。

幼保の無償化については、広報誌等で大変すばらしい案内がございました。昨日もですね、マスコミ等でも頻繁に報じられていましたので、周知に関してはある程度十分だと思っております。申請率を、申請率というか、認可外のまず村内にいる方を把握して100%に持っていただけるように申請をしていただけるようにしていただきたくて質問をしていますけれども、その数が把握できないのであれば、多分これは難しいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

認可外の人数を把握することはなかなか難しいと先ほど答弁いたしました。ただ、無償化において申請があれば、わかるわけです。だから、認可外の施設に、村にその申請をしてくれと、そうすると村としても把握はしやすいと、申請者数はどのぐらいいたということはわかるということなんで。今、申請するよにということですね、認可外の保育所の皆さんにはお勧めをしているという状況であります。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

わかりました。

施設のほうには連絡を入れて、こちらの村のほうに申し込みするよにという連絡は、指導はされているようですので、それでいいと思います。

いろいろ短期間で、この件に関しましては大変多忙だったと思いますが、お疲れさまでした。

以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

議員各位並びに傍聴の皆さん、大変御苦勞さまでした。本日はこれで散会します。

午後 8時01分 散会

## 令和元年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年9月13日 午後6時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年9月13日 午後8時05分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	6 番 議 員		金 城 高 治			
	7 番 議 員		比 嘉 盛 一			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和元年9月13日(金曜日)

1. 開議 午後6時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
7	喜屋武 すま子	1. 平和教育研修について 2. 障害者の雇用について 3. 女性の研修等の派遣事業について
8	天 久 朝 誠	1. 新庁舎建設時の来庁者駐車場の確保と、迷惑駐車防止等安全対策 2. 小中学生への各種検定補助事業費増加への対応方法と今後の方向性 3. 北中城中学校運動場内の排水機能の低下の要因と対策
9	伊 集 守 吉	1. 返還が予定されているロウワープラザの跡地利用について 2. サウスプラザ(ジュリガマ)の跡地利用について

○議長（名幸利積）

皆さん、こんばんは。前々日、前日に引き続き本日までの3日間是一般質問の本会議は夜間議会であります。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午後 6時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

平和教育研修について。

戦後74年が経ち、あの恐ろしい戦争を後世に語り継ぐ体験者も現在高齢となり、戦後世代の人口がふえ続けています。これから未来を担う子供たちにどう語り継ぎ、平和の世界を持続していくかが問われております。

学校現場における平和教育においても、教諭自身が戦争を知らない世代となり、沖縄戦の実相や課題に向き合う機会は少なくなっております。それゆえに子供たちへの平和教育を推進するには、教諭一人一人が戦争の歴史を学び、戦争を防ぐには何ができるのかなど、考える力を身につける研修は必要で、喫緊の課題であると考えております。

幼稚園や小中学校教諭を対象とした平和教育研修を実施していく必要性の提案について、教育長と村長の方針を伺います。

次に、2点目に、障害者の雇用についてです。

私は、平成31年3月議会で障害者の雇用について一般質問をいたしました。教育委員会においては、障害者雇用促進法による法定雇用率は満たしていないことから、村長は、障害者の雇

用とあるわけですから、優秀な方がいたら当然採用し配属すると答弁し、また、職員は正職員との回答も得ております。だが、答弁後、教育委員会は、臨時職員で対応している現状があります。

1、私は、村長との答弁の間に食い違いがあるのではと考えていますが、その理由を村民に説明してください。

2、障害者雇用の法定数の意義について説明を求めます。

3、障害者の正規雇用は、障害を持つ方々に希望を与えるものであり、村長は障害者福祉にリーダーシップを発揮していただきたいと思うのが村民の願いでありますので、村長の所見を伺います。

3点目に、女性の翼研修等の派遣事業についてです。

村は、女性の地位向上、社会参画の促進を図り、平和で活力ある田園文化村づくりに貢献する女性リーダーの育成及び資質の向上を図るため、沖縄県女性海外セミナー、女性の翼事業等への参加を行っております。残念なことにことは財政難で参加が見送られましたが、事業を継続してほしいと願っています。私だけではなく、これまで派遣された女性たちからも声が上がっております。今後の施策の展開について、村の方針を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。平和教育研修についてということですが、詳細については後ほど教育委員会のほうに答弁させたいと思っておりますが、極めて重要なことだろうという認識を持っております。教育現場で、教育委員会でも、平和教育については今現在しっかり取り組んで

いると私は認識をしておりますが、現状等については後ほど答弁をさせたいと思っております。

2点目の障害者の雇用についてであります。

3点ほどありますが、教育長と村長の答弁に食い違いがあるんじゃないかということですが、決して食い違っているという認識は私は持っておりません。後ほど答弁させたいと思うんですが、教育委員会は、その採用の時期がありまして、正規職員の採用がなかったということだったもんですから、臨時ということになっております。これは、その雇用法に従ってやっているということですから、決して教育委員会と私の答弁が違っているということではなくて、基本的に村長としては、これは3月議会でも答弁いたしました。障害を持っていても、優秀な方であれば十分に職務を遂行できるという方がですね、試験に受かってやれば、当然その力は評価されるわけですから、正職員として採用していきたいという基本的な考えは変わっておりません。これは村長部局も当然、教育長部局もそうありますので、その認識は一致しているというふうに思っております。

2点目、あるいは教育委員会の考え方についても後ほど答弁をさせたいと思っております。

3点目、女性の研修等の派遣事業ということで、これまでも女性の翼事業に参加をしていただいております。今回は財政難というよりも、ちょっと婦人会との調整等々もありまして、今後継続していくには一番どういう方法がいいのかということで検討させてもらっております。婦人会だけじゃなくて、一般の方々もまた行きたいという場合もあるはずですから、そういう調整をしっかりとやって、どういう形が一番ベストなのかということ踏まえて今後担当課のほうで検討して行って、少し関係者の皆さんとも意見交換を重ねていけたらなというふうに思っております。

以上です。

## ○議長（名幸利積）

教育長。

## ○教育長（砂川恵重）

ただいまの喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

教職員の平和教育研修、この平和教育というのは非常に沖縄にとっては重要な教育の一つの課題だと考えております。非常に重要なことでありますので、私たちもその平和教育については真摯に毎日学校、校長等も含めて話し合いを持っていくところであります。

学校では、1年間の間に教育課程の中で計画的に道徳、平和集会、平和特設授業、戦跡めぐりなどを通して平和教育を行っております。そのため教員には平和学習の授業を実施する際には戦争経験者の講話や教員が個人、あるいは学年単位で、教員全員で事前に調査研究することを推奨しています。

このように教職員も毎年自己及び校内の研修も含めて平和教育研修の積み重ね、それらの充実に努めております。また、校内においても戦争、平和学習に関するパネルなど、資料を保存しており、常に授業が滞りなく進められるよう準備しております。さらに、今後とも戦争体験者の講話や戦争資料等を整備して、教職員の研修を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、障害者の雇用についてです。

1点目の村長との答弁の間に食い違いがあるのではないかとありますが、村長がお答えしましたように食い違いはございません。3月の議会の時点では、既に令和元年度の採用職員は決定されており、障害者の正規職員の配置はできない状況でした。しかしながら、教育委員会といたしましては、障害者雇用促進法に基づく雇用義務制度の趣旨から、6月より臨時職員ではありますが、雇用し、法定雇用率の遵守に努めています。

2点目、障害者の雇用の法定数の意義について

てということですが、障害者については一般の労働者と同じような常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合を、障害者雇用率ですね、を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を果たすことにより、それを保障するものです。

3点目のほうは村長がお答えでしたので、これは省きます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、ただいまの答弁に対して質問をしたいと思います。

学校のほうで戦跡めぐりをしているということなんですけれども、村でも平和を守る北中城村の会があって、そこでも戦跡めぐりをしているんですけれども、学校独自でもやっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

学校のほうでも実施をしております、例えば中学校のほうでは1年生が嘉数高台、チビチリガマ等ですね。それから、2年生の修学旅行等がありますので、長崎のほうで実施しております。それから、3年生においては平和祈念館等、校外学習を行っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これは学校全体というよりかは、何年生とかという感じで、この戦跡めぐりというのはやっているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

学校の子供たちは、幼稚園から中学校3年生までおりますので、発達段階に合わせて行っているということでございます。現在は学校、または学年での研修が中心となっております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

戦後世代の教員もたくさんおまして、この方たちが本当に戦争についてどう考えているのか、あるいはまたちゃんと戦争したところの現場に行つて追体験をしたという、こういう実態調査なんかはやったことあるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

実際に子供たちは校外学習等で行っておりますので、実態調査と申しますと、その子供たちがということになりますでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時13分 休憩

午後 6時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

先生方が戦跡めぐりをということでございますので、先生方は、教育長の答弁でもございましたように、子供たちに指導する際には、やはり子供たちを連れていくということだけでは、授業や指導は行えないということがありますので、下調べ等でありますとか、それから実際にいろんな資料を持って子供たちに教えるということを行います。

それから、実際に子供たちと行く際に、そこでいろいろな方のお話を伺ったり、その体験者

であったり、御専門にそこで説明をしてくださる方がいるので、一緒にまた学ぶということも行っております。

以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

この平和教育の充実についてなんですけれども、皆さんの「北中城村の教育」という冊子がありまして、この本の平和教育の充実の中には、学校の教育活動全体を通じて平和教育の充実を図る、それから、平和教育指導の手引を踏まえ、全職員の平和教育に対する共通理解を図るとあります。そのためには、やはり私は、この前、中城村が8月1日に学校の教諭ですね、幼稚園から小学校、中学校まで一斉に平和教育ということでツアーを組んで、120名の方が参加した記事はごらんになったでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

学校教育指導主事。

**○学校教育指導主事（玉城 有）**

記事も読みましたし、承知しております。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

このようにして、やっぱり教諭全体で取り組んでいく、そうすることによって追体験をし、それから講話とかそういうのを聞いて企画をしてやれば、実体験しないと、本当に生徒さんたちに伝わらないと思うんですよ、卓上だけじゃなくて。これまで生徒を連れて、随行して先生方がやった方もいらっしゃるということなんですけれども、やっぱり全教諭が認識を持って、学校全体としてこの平和教育に取り組むということは非常に大事かと思うんですけれども、そういった、私が望んでいるのは、学校全体で取り組んで、この平和教育を推進していくという、平和の村ですのね、ここはね。ですから、

そういう企画はできないのかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（砂川恵重）**

企画はですね、できないということはないんですけれども、今、いつやるかということなんですけどね、今、実は教職員の働き方改革で、本村は100余りの研修を行っているものですから、それを今、見直しをしているところなんです。できるだけ研修の内容も考えながら、そして当然この平和教育の研修、これももちろん入れるわけなんですけれども、どの時点でそれを入れていくかというのは、計画を立ててやっていかないと。今すぐとか、そういう回答はちょっと厳しいかなというところがあります。ですから、その全体的な研修を見直しして、働き方改革の関係なども含めながら、もちろん沖縄県の平和教育については非常に重要視しておりますし、今後それは検討していきたいと考えているところです。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

ぜひこれは本当に、沖縄というところは本土と違って長い間の戦争の期間を経て、非常に皆さんがみんな苦しい思いをし、そしてまた学校の教諭は戦争にですね、子供たちを追いやったという、反省を含めて、高齢になってもですね、自分たちが生徒たちを死に追いやったんじゃないのかという、そうして非常に苦しんでいる方たちもいるんですね。毎日、新聞には出てきますけれども。そういうことにならないように本当に沖縄が平和であってほしいし、北中城村が平和村として、学校全体で教育として取り組んでいくということは非常に重要かと思います。

それは確かにすぐにはできないことであります。中城村においては、私ちょっとお会いして

いろいろ調べてきたんですけれども、庁議の中でいつもこういう、先生方についての教育をしようということで、常時三役協議のときに話し合いをしながらやってきて、学校の理解もすぐには得られて出来たということですので。今後、やはりこの今ちょうど整理をしているところということですので、ぜひ北中城村のほうでも、先生方が共通認識を持って現場へ行って体験するとか、実体験をすることによって、また先生方が非常に年齢が若くなっておりますので、体で覚えないと、人間って通じにくいですのでね。特にそういう体験をしていただいて、ぜひ平和教育に取り組んでいただきたいと思います。

今後ぜひこの計画の中に入れて、すぐにはできないかもしれませんが。しかしながら、予算的にはこの前なんか、中城村が幼稚園、小学校、中学校含めて120名の教諭が参加しておりますけれども、あれは中城村の場合は、やっぱり生徒数が多いですので、それでも120名の参加で3チームを組んで、ガイド2人とか、あるいはまた運転手2人、それからサポーター2人とか、あと随行員の弁当代とか、いろいろ合わせても4万から5万円弱でできているんですね。だから、予算的にも北中城村だったらもうちょっと人数も少し抑えられると思いますし、中城村ほどは費用はかからないのではないかと考えておりますので、ぜひ今後その計画を進めてほしいと考えておりますけれども、再度、教育長の御答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

この件に関しては、今、教育長から答弁があったように、学校現場でそれぞれやっているわけですね。ただ、中城村みたいに全体でやっていないというだけの話であって、全体でやる必要性、それもあはずです、当然。それは今から検証の中で検討してもらおうということにして、

全くやっていないんだったら問題なんです、私は一生懸命、今やっているんですよ、先生方は。当然、子供たちに教えるためには自分が勉強しなければいけないんで。それはしっかり今やられているという認識を持っています。

ですから、議員が御指摘の全体でやるべきじゃないかという意義は、しっかり先生方がこれを理解していただいて、全体でやる意義は、個々の先生方がみんなで行おうという、当然意識でやらないといけないなと思っています。これは、村長や教育長がやりなさいというわけじゃなくて、先生方がそれはしっかり提案をして、先生方にみずから任せるということが私は理想だろうと思っています。

これから教育委員会の中で検討していくという話ですから、ぜひそれは見守っていただいて、提案するというのをやっていけたらいいのかなというふうに思っております。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

村長、誤解なさらないでくださいよ。私は平和教育について何も村がやっていないということは、何の認識も持っておりませんし、一生懸命やっているからこそ、なおかつやっぱり北中城村の平和のイメージを盛り上げてほしいということでやっておりますので、誤解はなさらないでいただきたいと思います。

ただ、やはりこれからどういう時代になっていこうか、いろいろ社会情勢が非常に変わりつつありますのでね。私たち沖縄人として、沖縄県民として、本当にみんなが共通認識を持って、そして子供たちが本当に安心して巣立っていけるような社会を構築していかないといけないということで、この一般質問をしておりますので、また御理解もお願いしたいと思います。

次に、2番目に進めたいと思います。

障害者の雇用についてなんですけれども、た

だ、私の場合は、やはり村長さんですね、できたら正職員がおればやるということでしたけれども、時期的に間に合わなかったということもありますし、また障害を持った方が試験の採用に挑戦しなかったというか、参加しなかったというか、受験しなかったということの背景があってそうなっているんだということですので、理解いたしました。

ただ、今後、障害を持った方たちが本当に私たちの健常者と一緒に社会の中に参加して、そして一緒に働いていける社会、そういうまた北中城村のイメージづくりにも私はなるとお思いますので、できましたら正規職員をですね、今、臨時職員ですけれども、できましたらまた、適切な方がいれば正職員に、常用労働者として採用していただきたいとお思います。

ほかに採用方法として何か方法はあるんでしょうか、障害を持った方たちについて、今言った試験以外に何か方法はあるのかないのかお聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

試験以外の採用方法だと、選考採用というのがございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

今後やはり障害者に夢を与えるためにも、こういうもう一つの選考の方法を考えていただきたいとお思いますので、それも念頭に入れながら、障害者の枠をきちんと常勤、正職員として働けるような環境もつくりながら、できましたら夢と希望を障害を持った方たちにも与えるためにも、必要かとお思いますので、ぜひそういうところの環境も考えながら、方法は一つの、その試

験採用だけではなくて、選考によるものもあるわけですので、そこら辺の選考のあり方も検討して行ってほしいんですけれども、再度、村長の御答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

基本的には公務員は試験ということが原則ですが、障害を持った方の選考方法ということは検討したほうがいいんじゃないかということですが、どういう方法があるのか、ぜひそれは検討していきたいとお思います。これが障害を持った方もそうじゃない方も、それは不公平じゃないかと言われぬような形でやる方法を検討しなければいかんだろうとお思います。

ただ、障害を持った方の雇用というのは大変重要だという認識は持っております。何も公務員だけじゃなくて、障害を持った方が働ける環境をどうつくっていくかということで、今これは社会福祉協議会とも連携しながらやっているんですが。実は今、民間企業がそれを非常に重要視しております。いろんな職種がありまして、ぜひ障害を持った方でもやれる業務があるんだということが今、結構お話が来ているんで。そういうことを踏まえて、障害者雇用というものをもう一度重要視しながらやっていきたいなというふうに思っております。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

大変、村長の力強い熱意を感じました。本当に障害者の方が、この役場だけではなくて、やはりいろんな分野で、いろんなところで働けるような環境をぜひつくっていただきたいとお思います。

次に、3番目に女性の翼の研修等の派遣事業についてなんですけれども、これまで、村は連

続して、さきの要綱によりますもので、3名の女性が参加して、ことしは参加できなかったんですけれども、その前にも5名の方が村内の女性たちが行っているんですね。村長もさっきおっしゃったように、いろんな分野の方がこれまで行っているんです。北中城村だけではなくて、例えば栄養士会であるとか経営者協会であるとか、あるいはパイロットであるとかソロプチミストであるとか、いろんな団体がありまして、そこからの参加の方も、女性の翼にはたくさんいらっしゃいます。

やっぱり海外に行くんですけれども、そこは政府機関を視察するので、単なる旅行ではない。本当にその行政ですね、いろんな経済、文化、それから女性の地位の向上とか、いろんなものが学べて、そして切磋琢磨して、女性たちが本当に力をつけて社会の中で能力が発揮できるような人材が育てておりますので、ぜひ来年は予算計上していただいて、やっぱり人材を育てるには継続が大事かと思うんですね。途中でやっちゃうと半端になって、なかなか女性の登用もしませんし、それは女性が社会に出て、本当に社会参画して、そして社会の重要な役割を果たしていくという人材を育てることはとても大事だと思いますので。村長から先ほどいい御返答もいただきましたので、ぜひ来年は予算をつけてほしいと思うんですけれども、再度伺いたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

大変重要なことだと思っています、議員御指摘の女性の地位向上、そして女性がいろんな体験をしていく場を設けるといのは私も非常に重要だと思っておりますし、ただ、これまでぜひ行かせてくれと、行きたいということであったものですから、ぜひ行ってくださいと言ったんですが。

ただ、今後は、継続していくためには、やっぱり基準というんですかね、こういうものをしっかりつくって、婦人会を中心に今やっていますけれども、婦人全般があります、入っていない方はいけないのかというようなお問い合わせ等もあって、それが行ける体制をどうつくっていくかということ少し幅広い視点から、この制度設計をしっかりとやっていったほうがいいんじゃないかということで、それは目的と制度設計をしっかりと今、担当課のほうに指示をして、こういう意見交換をしてくれということ今投げかけてあります。

ですから、全くつけないということじゃなくて、やっぱりやるからにはその事業計画というものをしっかりつくって、長く続けていけるようにやっていきたいなという思いで今、調整期間ということにやっておりますので、ぜひその辺を御理解いただきたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

村長がおっしゃったように、あらゆる分野のほうから参加をしてもらうということはとても重要だと思います。例えば先ほど申しましたけれども、商工会とかそういうところから参加している団体もありますし、経済界、それから保育所関係とか、いろんな職種の方がこれまでに県内では参加をしております。ですから、北中城村がそういう幅広い人材を育てていくためにもぜひこういう視点が大事かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ちょっと早いんですけれども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（名幸利積）**

一般質問を続けます。

天久朝誠議員。

**○9番（天久朝誠議員）**

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

新庁舎建設時の来庁者駐車場の確保と、迷惑駐車防止等安全対策について。

北中城村役場新庁舎建設が始まります。既存の駐車場への建設となるため、来庁者へ現在よりも御不便をおかけすることは避けられませんが、難しい環境の中でも可能な限り安全で円滑に利用してもらえるように対策を講じる必要があると考えています。事業契約も議会へ提案され、現在、審議の真っ最中ではありますが、順調に進めば工事開始はもう目の前に迫っています。

そこで、現在の役場庁舎駐車場の現状と、新庁舎建設から旧庁舎取り壊し、新駐車場造成までの期間の対応について伺います。

既存の駐車可能台数と庁舎建設に伴う減少駐車台数は何台か。

公用車、職員等が駐車するために必要な台数は何台か。

高架下やスマートインター付近駐車場を来庁者駐車場として開放する計画と聞いているが、職員駐車場の取り扱いをどのように考えているか。

障害を有する方、車椅子、歩行困難者、妊産婦等が駐車するスペースは第二庁舎下で対応可能か。

迷惑駐車や違法駐車抑止のための対策、それに伴う予算確保に努めているか。また、新たな予算要求等は行うのか。

続いて、小中学生への各種検定補助事業費増加への対応方法と今後の方向性。

平成31年度、令和元年度予算特別委員会での審査において、教育総務課の地域振興事業助成金を活用した各種検定補助事業の質疑に関し、ここ数年は各種検定補助事業費が大幅に増大している、予算の確保が困難となっているとの答弁がありました。村の補助が手厚くなった分、英検や漢検の受験者数の増加が顕著に見られる

が、どのような課題があるかとの質疑に対し、平成21年度が9万円だったのが平成30年度に120万円、応募者が大分ふえているが、それに伴って合格率も伸びているかという点、そうとは言えないのが課題との答弁がありました。

私は、予算審査特別委員会の委員長を務めさせてもらっている点、令和元年の後半を迎えるこの時期に予算審議で課題となっている項目の進捗状況を確認するため、今回質問しております。

英検や数検など、各種検定を義務教育機関で実施することは、学習習慣の定着、学習意欲の向上、基礎学力を高めるなど、児童生徒に良い影響があると考えられます。今後も児童生徒の各種検定への挑戦意識を損なうことなく、課題となっている合格率を高めるために補助事業実施方法の見直しへ向け、どのような取り組みを行っているか伺います。

続いて、北中城中学校運動場内の排水機能低下の要因と対策について。

北中城中学校のグラウンド内で一部排水機能が低下している場所があります。これは新校舎建設に伴う運動場への仮設校舎設置・撤去後にあらわれている現象であるため、要因は校舎建設に伴う仮設教室設置・撤去等が排水機能へ影響を与えている可能性があるのではないかと考えます。北中城中学校の運動場は、仮設校舎設置前は降雨があっても数時間晴れば水たまりなどがなくなる排水がよい状況でした。仮設校舎撤去後、自然に状況がよくなる傾向もなく、少しの雨でどうにもならなくなる特殊な状況が続いているとのことでした。

今回一般質問通告書提出後の9月6日金曜日、7日、8日に北中城村で降雨がありました。その後、9月9日の朝からは晴天で気温も高い日が続いています。どのような水のたまり方をするのか、9月6日金曜日の雨がやんだ際に確認したものが写真1と1のAです。

9月8日の夕方には、北中城村内での降雨は終了しております。9月9日の朝が写真2であります。午後が写真3です。

9月10日の午前が写真4です。その日の午後5時過ぎの写真が5と5のAです。

新校舎完成から1年半が経過しておりますが、このようにいわゆるカンカン照りが続いても水が残り続ける状況は、授業や部活動などに大きな支障を来しているのではないかと想像できます。学校側の対応は、乾くまで数日待つ、どうしても使わないといけない場合はスポンジ等での排水を行っているとのことです。教育委員会としての運動場の排水機能低下への見解とこれまでに行った具体的な対応策を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、天久朝誠議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。

新庁舎建設時の来庁者駐車場の確保と迷惑駐車防止安全対策についてどうなっているのかということですが、建設開始が来月末あたりになるのかなと予想しております。大変、駐車場については本当に村民の皆さんに御迷惑をかけるんですが、基本的にはお客様駐車場を確保していくということであります。詳細については、後ほど担当課長に答弁をさせたいと思っておりますが、職員駐車場に関しては限りがありますので、職員それぞれ自助努力も必要だろうというふうに思っております。今の取り組みについて後ほど答弁させたいと思っております。

2点目、3点目は、教育委員会のほうに答弁をさせたいと思っておりますが、ただ、2点目の各種検定事業費の増加は確かに応募者が大変ふえているんですが、それに伴って合格率も伸びているのかということ、そうでもないということは、大変ゆゆしき問題だなと思っております。

これをいかに合格者を伸ばすかと、そうじゃないと補助する意味がないんじゃないかと。受けっぱなしで終わったら、これは何の対策にもならないんじゃないかということだと思っております。ここら辺を少し教育委員会で、学校側とも協議を今やっているということだろうと思っておりますが、なかなか明確な回答というんですかね、対策というのはやってみないと、実証してみないとわからないという状況もあろうかと思うんですが、この辺は少し時間をいただきたいなと思っております。

3点目は、写真も添付をされていますけれども、現状は教育委員会のほうに答弁させたいと思っております。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

天久朝誠議員の御質問にお答えします。

まず、私は1点目の新庁舎建設時の来庁者駐車場の確保と、迷惑駐車防止と安全対策についてでございますが、まず、最初の現在の駐車台数は35台ありまして、建設に伴う駐車は2台の減少を予定しております。

次に、公用車と職員の駐車台数といたしまして約220台が必要であります。

次に、3点目ですが、職員の駐車場の取り扱いなんですが、職員は駐車場はできるだけミニグラウンドへの周知を促すとともに、自転車や徒歩などでの出勤もお願いする予定でございます。

4点目の障害者用の駐車スペースであります。今、第二庁舎の下を使えるような形での検討を今しているところでございます。

最後の迷惑駐車と違法駐車の問題ですが、庁舎建築工事に伴いまして、看板及び警備員を建築業者対応で考えておりまして、それに伴っての予算確保は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、天久議員の2つ目の質問、小中学生への各種検定補助事業費増加への対応方法と今後の方向性ということであります。

まず学校では、数年前までは子供たち、呼びかけてもなかなか受験しないとか、やっぱりそこで先生方が各授業とか、あるいは生徒たちに呼びかけをして意欲の向上を図るといいますかね、やった結果として受験者がふえた。ところが、今おっしゃっていますように、指摘されておりますように、じゃ合格率はどうかといいますと、それほど伸びていないというところではあります。ただ、ある科目などですと、かなりのもう高校卒業程度の実力を兼ねたレベルのテストにも、もう周囲の学校とは比較にならないぐらい多くの生徒たちが合格はしています。それが数が多く、ほかの受験者が多く合格すればということなんです、そこは先生方も講座も開いているんですが、何分、今いろいろ話題になっておりますように、働き方改革がありまして、余り遅くまでやるわけにもいかないというところもあります。

ということで、ある程度効果はあるんでしょうけれども、それが多くの生徒が受けると率は下がるとというのが現状だなということの認識であります。ただ、じゃそのままでいいかという、実は校長会などにおいても、校長先生方からもたくさんの意見が出ておりまして、やっぱり改善せんといかんだらうということで、それをどのような方向で、議員御指摘のように挑戦意欲や学習意欲をなくさずにより効果的な受験する方法というのはどういふのがあろうということ、今具体的なことについて相談はしているところでもあります。

現時点ではまだ結論には至っていませんけれども、そういうことで、何らかのいい方法、対

策を立てる必要があるだろうということで認識は一致していますので、今後また具体的な対策をとっていきたいと考えております。

3点目の北中城中学校運動場内の排水機能低下の要因と対策についてということですが、これは教育総務課の課長にお願いしたいと思いません。答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

まず、天久議員、わかりやすい資料の提供ありがとうございました。

この答弁書を作成して議会に提出するタイミングでは、私たち教育委員会としましては現状を把握できていないのが答弁書に記載されているとおりでございます。

その後、昨日前の台風接近などに伴って降雨の時期がありましたので、私のほうでも現場を確認させていただきました。天久議員が示されたとおりの水たまりができるということは確認してございます。

じゃ、その原因と対策は何を行ったのかということですが、対策自体はまだ行ってございません。ただ、要因として考えられるのは、水がたまるというのは、そこが周りの土地より当然低いということが水がたまります。たまった水が数日間はけない。それは地下浸透しないということになりますので、そこにまず、地盤がかたい。土の種類にもよりますが、浸透していかない土壌なのかということが今度は原因として考えられます。さらにもう一つ、地下浸透する暗渠排水の整備がされているのかどうかというのが原因として考えられますが、この地下浸透暗渠排水に関しましては、その後、この整備した当時の図面を確認したところ、この暗渠排水を埋設した経緯が見られないんですね。もしくはここはもしかして暗渠排水が入っていないかなという可能性もございます。

工事後たまっているよということですから、もしかして重機の使用などにより、その部分の土が転圧されて、固められて地下浸透が難しくなっているのかなというのが今、教育委員会で考えている原因でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、1番目の新庁舎建設に伴う駐車場の確保と、駐車場の件ですね。確認したいのが幾つかありまして、現在、庁舎の駐車場がありますが、こちらが閉まる時間というのは夕方何時ごろ、いろんなイベント等にもよるんですが、基本的に何時ごろに閉まるのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

職員の残業等もありますが、職員がいなければ8時ごろには閉まると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

新しく工事が始まって来庁者の皆さんは高架下駐車場、スマートインター付近にとめてもらうとありましたが、そちらは照明の設備は今現在あるか確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

照明の設備はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

これは今後、工事が始まるにつれて、そこを利用するときには照明設備をつける予定があるのか確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

住民等が使う駐車場ですと、もし暗いのであれば、それも検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

安全面でぜひ必要かなと思いますので、つけたほうが良いと思います。

あと、高架下の駐車場なんですけれども、庁舎から離れています。そして、新たに新しい庁舎が建って、今の旧庁舎からはなかなか目視で確認できない状況かなと思います。庁舎の警備員もいると思うんですけれども、この距離の差ができてきて、あと、日中でも駐車場の状況が確認できないのかなと思いますけれども、犯罪抑止であったり、そういった部分での防犯カメラの設置も場合によっては必要かなと思いますが、現時点でどう考えているか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

看板での周知は考えておりますが、防犯カメラの設置とかは考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

もちろん何も事件、事故が起こらないことが

いいんですけれども、何かあったとき、今よりは確実に対策というか、手当てするのが時間がかかるなという印象がありますので、この辺はもし必要であればまた検討して、防犯カメラ、そんなに高いものじゃなくても、抑止効果もあると思いますので、照明とともにそういったのも必要かなと思っております。

あと、高架下なんですけれども、ちょっと通路が、感覚なのか、私の感覚、ちょっと狭い印象があって、従来の庁舎はやっぱり広くて入りやすいんですけれども、あそこから高齢者の皆さんがそこに入っていくとなると、スマートインターの今、出入り口も少しパイプがあって、感覚ですけれども、狭く感じる。その辺は、やはり若い人たちだけが使うものでもないので、少し間口を広げたりすることは可能なのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

確かにこの入り口については狭いなというのは感じております。

それと、住民駐車場を今、高架下とスマートインターのところと決めてはいますけれども、もう少し広げること想定しながら、住民ができるだけ使いやすいような形の駐車場をぜひ確保していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

今の答弁、もう少し具体的に、どういった方向性で今考えているのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、高架橋の下が県道側にとまるスペースが約6台ですかね、7台ぐらいあるんですが、あそこは一度頭から突っ込むとなかなかバックで出ないといけないものがあるもんですから、そこは、反対にもうちょっと県道を渡っていただいて、そこは少し広いもんですから、そこも移して台数をふやすとかですね、そういう取り組みができないかなということの検討でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。

県道を超えてJAのほうの駐車場なんですけれども、あそこは一方通行なのか、何度か利用したんですけれども、入って回って出入り口、入り口は決まっているのか、ちょっとこの辺がそこまでわからなくてですね。もしかしたら2台は通れないと思いますので、出口、入り口を定めてしっかりと見えるようにやったほうがいいのかと思いますけれども、この辺は対策は行うのか確認します。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

入り口、出口、あの一方通行は決まっております、あの入口のほうにも矢印と、前面のほうにちゃんとございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

なかなかわかりにくくてごめんなさいね、行ったんですけれども。

では、それは大丈夫ということなので、では、公用車なんです。公用車、今、結構台数があ

りますが、どこに置くのか。来庁者とは分けて置くのか、具体的に場所も含めて教えてください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、公用車は県道の下側の職員駐車場に置くことを予定はしておりますが、今、公用車用の土地をできたら確保したいということで、まだ確定していないものですから、ここでは申し上げられませんけれども、できれば違う場所に、公用車近くに確保する予定で今動いているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

近くとって、近ければ本当に、そのそばとかであればいいんですけども、もしかしたら、もし距離が離れて少し行ったりして目が届かないのであれば、公用車が傷つけられたりする事件というのも近隣の市町村で起こったこともありますので、夜間とか日中でも目が届かない場所であれば、何らかの防犯カメラ等の対策も必要かなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

できるだけ近くで、警備も行ける範囲内の土地を今当たっているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

冒頭で職員の駐車場はミニ運動場の話もあつたんですけども、今現在もとめている職員の

皆さんがいます。あわせて今、小学校の教職員であったり、小学校の送迎のときのここに駐車してくださいねという場所でもあつたりして、これからどンドンふえていくと、平日の例えば授業参観のときに雨が降ったら、もう運動場とかとめれませんから、全部あそこに行ったりするんですけども、そういったことも考えられるので、小学校のほうにはこういう通知したり、協議したり、こういった状況になりますよという説明はされているのか伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

小学校等にはそういう話し合いは行っておりませんが、そこはあくまでも村有地として、小学校が使う場合は借用等を出してもらっての使用となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

特に通知して協議は、あちらから申し込みがあるまではやらないということによろしいですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

教育委員会と調整して、必要であれば教育委員会を通しながらでも周知を図っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。じゃ、安全面でしっかり気をつけていただいて。小学校の部分も少し配慮していただいて、トラブルがなければいいなど。

村のもちろん土地でありますけれども、村立の小学校で、村民でありますので、よろしく願いいたします。

今回いろいろ駐車場のスペースがないということで、いろんな方法を考えられていると思うんですけども、徒歩であったり、自転車であったりとあるんですけども、よく何年か前、イオンモールがパーク・アンド・ライドとかいろんなアイデアがあったりして、那覇に向かう方々がそこでやったらどうかというものもあるし。そういった方向は、職員がそこにとめてというのはなかなか今の状況ではどうかと思うんですけども。村有地とかを活用して、そのパーク・アンド・ライド、送迎とかは考えているのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

そういう考えはございます。基本的に職員駐車場は、ほかの市町村は独自で探す、お金を払って月借りしているというのが現状でありますんで、我々は今無料で職員にはやっていますんで、ぜひ職員にも自己努力を含めてお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。

では、何のトラブルもなく運用できることを願っております。

続いて、小中学生の各種検定補助事業費の再質問であります。

現在補助している検定の種類と補助の対象者、こちらを教えてください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

ただいまの御質問にお答えします。

まず、小学生は1年生から6年生まで、希望する生徒は全て対象になります。小学校で実施しているのは漢検になります。

中学校につきましては、同じく1年生から3年生までが対象となりまして、英検、漢検、数検の補助をさせていただきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

小学校はすみません、漢検でしたか。ジュニア英検とかそういうのは。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

今年度から。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。では、今年度から新しくまた種目もふえているということですね。

この場合は団体の受験、学校で受験をしているのか、個人の受験を促しているのか。いろいろ種類によって違うのかちょっとわからないので、確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

団体の受験で、学校での受験となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

個人は。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

個人でですね、別の会場で受験する際は補助対象外となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、英検とか階級、レベルが上がると検定料も上がっていくのもあると思うんですけども、こちらに関しては制限は特にないですか。または、英検など、ダブル受検と言われる級の近いやつを受検したりするときには倍の受験料がかかるのか、この辺もわからないんですけども、どういう補助を行っているのか教えてください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時58分 休憩

午後 6時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

ダブル受検に関しましては、特に2回受けるという制限は現時点では設けてございません。そのまま半分の補助。級に関する補助も、上位級だからといって何分の1に減らすということではございません、2分の1補助してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、例えば英検と漢検とか、複数の種目を年間で、回数は何回か、3回なのか2回なのかわからないんですけども、それら全ても受けることができるということによろしいですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

基本的に回数の制限を設けてはございません。申し込みがあれば受験できるような状況になってございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

もちろんやる気のある子でチャレンジするのは、もちろんチャレンジ精神としていいんですが、今のように制限がない状況で、本当に勉強頑張っている、難しくてもチャレンジしたいというのはわかるんですけども、とりあえず受けてみようという気持ちでどんどん受けてくると、将来的にお金がないときにですね、また数を減らすのもどうかなというのもあるんですけども。この辺のバランスというか、今、学校側の要望と教育委員会としての考え方の間に具体的にどのような策があるのか。複数の案でもいいですから、今検討している案、紹介できるのがあれば教えてください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

これは校長会などで話された内容ですが、例えば合格者のみに補助をする場合、受験に際してある程度力をつけた子が受験することが想定されています。結果、合格率は多分上昇するでしょう。しかし、これまで挑戦的に受験した子供がですね、合格しないと補助がないといった理由で受験をためらう者も出てくるかもしれません。そのため受験者数は減少して予算も抑えられるかもしれません。また、合格者のみに補助をした場合、一旦、受験者から受験料の全額を徴収して、合格した生徒のみに半額を返金するということが想定されます。そうすると、教員の事務負担がかなりふえてくると予想されます。時には転校などで返金ができなくなるケー

スも想定され、事業実施に影響が出てくるようなことも考えられます。

また、学年相応レベル、例えば小学校6年生であると英検何級程度、中学校卒業時点だったら何級程度ということにのみ補助をするということになると、逆に上位級を目指す補助が減ることで、また予算を抑制していくと考えられます。上位級を目指す人は補助があろうが、多分なかろうが、受験してくるのではないかなということを考えています。

こういうふうに校長会の中でも話し合いながら行っている状況ではありますが、何がいいのかというのは、最初の答弁にもいたしましたとおり、まだ結論には至っていないような状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

今まさに検討中ということですが、次年度は何らかの形を出すのか、それとも次年度も今の同じような状況でいくのか。もちろん検討のぐあい、度合いによると思うんですけども、次年度までに答えを出したいと考えているのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

今年度の事業実績を確認しながらじゃないと結論は多分出ないと思うんですが、今回の件に関しまして、4月の時点でほかの市町村にもアンケートをとってみました。おおむねですね、大体うちと似ているんですね、もしくはやっていない。あと、あるのがですね、1回のみというのがあるんですよ。だから、本当に受検する伸びと、あと予算の伸びを見ながら今後判断したいというのが本音でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

僕も何回と言にくいのはもちろんあります。全部受けさせたいですけども、それでも、これから多く受けてくる子がふえていくのかなど。それはいいことなんで、それをサポートするような財源があればいいんですけども、その辺バランスだと思いますので、いい方向にいくこと、また3月の予算審査の中でもこういう話が出てくると思いますので、しっかりと議論して、また提案していただきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、教育委員会のほうではしっかりいろんな角度から検討をしているはずなんですけど、ただ、今、議員からあったように新年度に向けては何らかの形で結論を出して、まずやってみるということが極めて重要なのかなと思っておりますので、その結論内容を急いでもらいたいと思っておりますんで、その辺はまた教育委員会と調整をしたいと思っております。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

いろんな意見があって、いろんな保護者がいる中で、答えを出すのは難しいと思いますけれども、ぜひ努力していただきたいと思います。

続いて、中学校の運動場の排水の件です。

教育委員会としては、正式に要請は受けていないということですが、正式ではない方法、現場であったり、校長先生であったり、教頭先生であったりから、こういう状況がありますよと、ちょっと困っていますという話は事前に受けていたのか。また、受けていたらいつごろから受けていたのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

答弁書の中でも記載させていただきましたが、特に毎月開催される校長会の中で、排水が悪いですと、改善してくださいという要請は受けていません。同じく毎月、教頭会も開催されております。その中で教育指導主事が出席されているんですが、特段そういった排水に関する要請などは私のほうに上がってきていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時05分 休憩

午後 7時06分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

教育委員会としては、今回の質問が上がるまでは状況を全く把握していなかったということで、例えば教育委員会の課長、教育長は知らない、もしくは現場に出向く方であったり、どなたも知らない。今回の質問が上がって、課内で皆さんに聞き取りもして、そういうことがあったかどうかもなかったということによろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

今回の質問を受けて教育長にも確認しました。教育長のほうは、何かの会合あたりでそういったことは聞いていますよということはございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。

では、実際、降雨の後に現場を見られたと思うんですけども、先ほどいろいろ説明していただきました。実際の原因というのがある部分ですね、少しお話しされていましたが、仮設校舎、こちらの影響はどのように考えているのか、設置・撤去した際に、この重さがどうなのか。それとも、その工事に係る重機のことなのか。どのように今現時点で考えているのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

冒頭の答弁でも説明したとおり、校舎建築する際には強固な基礎をつくらないといけません。それはコンクリートでつくるわけですが、その上にプレハブ校舎が乗ります。コンクリートを敷く前に重機で大分地盤のほうを転圧されます。その重みなどもありまして、かなり土が締め固められていたのかなということも考えます。そのため地下浸透がうまくいかない、ほかの場所よりうまくいっていないのが要因として考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

そういうことがないと、ああいうふうにはならないかなと思います。

今回、仮設校舎はリースでしたかね。リース契約すると思うんですけども、この際には、原状回復の義務は契約書に書かれているのか、それに準じたような内容があるのか確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

当然撤去後は原状回復をうたってございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

原状回復は十分に行われたと認識しているのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

実は引き渡された以後、少しグラウンドに荒れ地が見られました。それは業者の費用負担で整備をさせています。その後、引き取りました状況から、その時点では問題なかっただろうという認識で受けておりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

重機でならしたような工事をしたのかなと思いますが、そのときには確認、検査をして重機をならして原状回復を行って、十分に満たしていると判断したということによろしいですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

そのとおりでございます。大型機械をもってですね、レベルが出るような、高さ勾配がとれるような重機を導入して、きちんと勾配をとって処理したのを確認してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

勾配をもってならして、レベルが十分なものに回復したということですが、その後、この1年半ぐらい、今1年から1年半の間、こういう状況が続いているんですけれども、教育委員会はそのままで知らなかったということなんであり

ますが、業者の責任はもう終わっているということで、検査も皆さんは、検収も検査も全部終わって、もうこれ以上業者に、例えばこういう状況がありますよという相談はできないということによろしいですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

仮設校舎の工事が終わってもう2年以上たちます。契約書のほうにも恐らく記載されているとは思いますが、瑕疵担保の期間が恐らく1年程度でございます。今からさかのぼって、1年をもう超えていますので、業者に請求することはできないと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

そうなってくると、もう対策するのは村、教育委員会ということになると思いますが、今後、今の業者にはそういうことがですね、検査の写真等いろいろ見てはいないんですけども、もしそうであれば、業者に回復をお願いするのはできなくて、教育委員会独自でやっていくということによろしいですか。まずは調査をすると思うんですけども、詳しく。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

現状、こういった状況が発生しているということが確認できましたので、費用の面もあります。何かしらやっぱり対策を講じないといけないというのは考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

現場の生徒であったり、教職員であったり、

管理者も、この状況というのはなかなか特殊な状況で困っていると思っております。ぜひですね、もう早い時期に、このような状況が、運動場が結構な割合で使えなくなる状況が続くということは、いろんな意味で機会も損失しますし、不利益がこうむります。そういった意味で、もちろんお金はかかりますが、この辺を勘案して早急な予算措置をして、調査、補修対策を行ってほしいと思いますが、この辺はお金の部分もかかりますので、村長はどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

今、担当課長からあったように何らかの対策ということなのですが、もう当然これは仮設校舎が建つ前は排水がよかったんだと、原因はなかなか確定はしていないんですが、恐らく転圧がかなり影響しているんじゃないかなというふうな認識をしております。

こういう形で今、写真の資料があるんですが、こういう形でたまると、当然、部活、そして体育の授業等々に支障が来るのは目に見えているわけですから。やっぱりこれは行政としてしっかり対応しなければならんだろうと思っておりますので、この辺を教育委員会と調整して早急な対応をしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。7時25分再開します。

午後 7時13分 休憩

午後 7時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

通告に従い、一般質問を行います。

まず、返還が予定されているロウワープラザの跡地利用について。

平成19年度末をめどに返還が合意されていたロウワープラザ地区は、沖縄市と北中城村にまたがり、都市計画区域が異なる状況もあるため、両市村が一体となってまちづくり計画を進めてきました。この地区は、平成15年度から両市村行政、軍用地主会、地権者会が一緒になり、事業の統一案策定に向け話し合われてきました。

私の資料によると、平成22年度までに計34回の話し合いや勉強会が持たれ、基本計画統一案まで策定されているが、平成23年度以降は返還のめどが立たなくなり、地権者の関心も薄れ、両市村の話し合いもなくなっています。

一方では、アワセゴルフ場が平成22年度に返還になり、現在イオンモールライカム、中部徳洲会病院、マンション等が立ち並び発展しています。そのアワセ土地区画整理事業も今年度で完了します。今後はライカムとも関連させたロウワープラザのまちづくりが必要ではないかと考えます。8月19日のマスコミ報道によると、ロウワープラザ地区は2024年度、またはその後、返還が予定されているようです。

そこで平成15年度から進められてきたロウワープラザの跡地利用について伺います。

1、ロウワープラザの跡地利用計画の進捗状況と今後の取り組み。

2、村が土地を先行取得しているが、その目的について。

3、沖縄市と北中城村は都市計画区域が異なるが、その対応についての考え方。

次、2番目に、サウスプラザ（ジュリガマ）の跡地利用について。

サウスプラザ、ジュリガマ地区の土地は、昭和49年に返還されたが、跡地利用もされていな

かった。沖縄市区域と北中城村区域のロウワープラザは、平成19年度に返還が予定されていたので、村ではそれと一体にまちづくりをすると計画を進めた。その後、この地域に北中城村が公共施設を予定し、土地開発公社から土地を買い取ることになっているが、まだその計画が策定されていない。

そこで、今後、サウスプラザ地区の跡地利用をどうするか伺います。

1、この地区に土地開発公社を活用し、どのような公共施設を予定していたか。

2、北中城村は今後、サウスプラザ地区の土地を土地開発公社から買い取らなければならないが、現在の繰越金額及び買い取り資金計画について。

3、今後、土地を買い取りしてどのような施設を計画しているか。あれば補助メニューがある施設等を考えているのか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、伊集守吉議員の質問にお答えいたします。

まず1点目です。返還が予定されているロウワープラザ地区の跡地利用についてということで、その中でロウワープラザ地区の進捗状況と今後の取り組みということですが、議員がおっしゃるとおり、この地区については平成8年のSACO最終報告を踏まえて、平成15年度より検討を重ねてまいりました。ところが、平成18年の米軍再編報告によって、返還が不透明という状況になってしまいました。跡地利用計画の検討は、平成23年度までにまとめた4つの素案を最後に、今現在休止状態となっております。

ただ、現在、米軍が示す返還時期は議員がおっしゃるとおり2024年、令和6年度、またはそれ以降というふうになっております。当該時期を念頭に沖縄市と連携をして地権者アンケート

による意向把握やセミナー等による意欲醸成に再度取り組んでおります。今後についても地権者の意向を踏まえつつ地権者組織の立ち上げ支援や跡地利用計画の見直しに取り組む予定をしております。

水面下では沖縄市長といろいろお話をさせてもらっております。早目に立ち上げてやろうと。地主会の皆さん、幹部の皆さんも水面下で一緒にやろうというような状況で動いているようですから、取り組みを早目にしていきたいなと思っております。

2点目、3点目については担当課長に答弁をさせたいと思っております。

2点目のサウスプラザの跡地利用ですが、3つほどございますが、それぞれ1点目から3点目まで担当課長に答弁をさせたいんですが、3点目の補助メニューがある施設を考えているのかということですが、当然、補助メニューがある施設というんですかね、そういうことを考えていきたいなというふうに思っております。

**○議長（名幸利積）**

総合調整監。

**○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）**

では、最初にロウワープラザのほうの質問の2番、3番をお答えします。

2番目の先行取得の目的ですけれども、先行取得事業では、返還前の早い段階から必要な公共用地を確保することで円滑な跡地利用の推進を目的としております。

次、3つ目です。都市計画区域が違って、おのおのの区域の内容に沿って淡々と手続を進めていくこととなります。

引き続きまして、サウスプラザのほうです。

1番目、どのような計画をしていたかということですが、アワセゴルフ場地区で新たに生じるコミュニティーに対応するための交流拠点を形成するための施設整備を行うことを予定しておりました。

次に繰越金額ですね。

繰越金額は4億3,102万8,057円です。買い取りのほうの資金計画については、補助事業の採択等に合わせて土地を買い戻す予定となっております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうから、②のほうの3番のほうで、村長からの回答について補足いたします。

このサウスプラザ地区につきましては、場所が国道330号に面しているということもありまして、ライカム地区が県中部地域における交通結節点としての機能強化を補助するための施設、公共施設ですね、こういったものや村民にとって有益となるような施設の誘致なども含めて、今現在、検討及びこういったのが採択できるかの調査をしているところでございます。当然、お話にもありましたけれども、補助メニューの利用可能な事業であることは、村の負担軽減にもつながることでもございますので、決定する際の大きな判断材料であると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

ロウワープラザ地区は、平成19年、平成24年と返還が延び延びとなり、今回で三度目の返還予定となります。「三度目の正直」で、今回は返還され、新たなまちづくりができると。期待しています。ライカム交差点から見える米軍住宅用地は、ほとんど空き家状態にあり、返還に向けた準備ではないかと考えられます。今回、マスコミ報道にありました令和6年度、またはそれ以降、返還予定について、国からの通知と情報はありますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

特にございませぬ。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃですね、あのロウワープラザの過去2度の返還予定で沖縄市、北中城村、軍用地主会、地権者会を含めた中で、基本計画統一案まで策定されていると思うが、間違いないでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

23年度までに4つの素案をまとめております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

それは基本計画統一案は間違いないですよ。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

まだ素案の段階ですね。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

自分が持っている資料ですけれどもね、これ平成22年度の資料なんです。基本計画、統一案まではいつているんですよ。この回答を見たら、何か4つの素案までしかできていないようなことになっているんですけれども、これ自分のほう間違っているんですかね。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

22年度に一応3つの案をつくってしまして、次に23年度にさらに1つを追加しましたので、現時点では4つということになっております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、次のほうにいきたいと思います。

答弁書には、跡地利用計画の見直しに取り組む予定となっているが、これまで進めてきた計画の一部見直しでしょうか。それともこれまでの計画を白紙にしてスタートするというのですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほど答弁しましたが、休止状態ということですから、その計画はもう全然基本にならないわけですね。新たに立ち上げてどういう計画をつくるかということで、これからなんですね。これからまた仕切り直しをしなければいけないという話になります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

村長、今まで進めてきた計画は完全になくなるということですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

状況が全く違うので、これはもう前の計画はなしという話です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時39分 休憩

午後 7時39分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

4つの素案ができていたんですが、休止状態ということで、今、地主会がありません。それで当然その素案は、これからの計画の参考にす

るはずですが、新たな計画をこれからやらなければいけないという状況になっています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

現在、本当に返還時期も見えてきていますよね。これはもう令和6年ということで、その以降ですね。そういうふうに見えてきている中で、早急に取り組みが必要だと思うんですよ。どういう方法を考えていますか。言えば、沖縄市とか、村単独でやるか、また組合を立ち上げてやるのかと、どういう考えですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは当然、地権者の皆さんの意向が大事だろうと思っております。ですから、改めて、大部分は沖縄市側ですから、沖縄市の地権者の皆さんと北中城村の地権者の皆さんとの合意で、どういう形で進めていくかという、これからまた話し合いをしなければいけないということになっております。

要は、アワセゴルフ場も早くできたイメージなんですけど、あれも10年かかっております、スタートから。ですから、令和6年、あと四、五年ですから、もう早急に今からやらないと、令和6年、その後ですから。だから、そこで待っていると非常に心配だなと思っています。

北中城側のほうはイオンライカムのほうでもう既に地権者の皆さんが経験をしているということで、非常に早く立ち上げたいという希望はあるようです。だから、この辺はですね、今、沖縄市長とも話をしているんですが、早目にその地権者の皆さんとそういう方向性の話し合いをしようじゃないかという段階であります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

この白紙状態になった後、沖縄市との協議と  
かありましたですかね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

まだ正式な話し合いというのではないはずです。  
ただ、水面下で役員の皆さんたちが話し合っ  
ているという情報は聞いておりますが、正式に立  
ち上げないといけないというふうには思ってお  
ります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

わかりました。

じゃ、次の2番のほうにいきますけれども、  
村が土地を先行取得しているんですけども、  
先行取得して、将来どのような公共施設が考  
えられますか、お聞きしたいんですが。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

これは一括交付金事業で行ってしまして、一  
括交付金事業の中で認められているものとして、  
緑地と公園ということになっております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

これは公共施設とか考えられるとお聞きした  
んですけども、自分の考えでは中央公民館と  
かもつくれると思うんです。今の中央公民館も  
老朽化してしまっていますよね。だから、そう  
いうのも考えてほしいなと思っています。

次ですね、この事業、先行取得事業ですね。  
これは平成27年度から始まっていますが、ロウ  
ワープラザが返還されるまで、そのまま続く  
ということですかね。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現在、国から認められている買収面積が1万  
1,000平米までになっていますので、それを買  
うまで続くということになります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

1万1,000平米までの目標でやっていますの  
で、これですね、積み立てた基金を活用し公共  
用地を確保できるようですから、ぜひ多くの面  
積を取得してほしいんですけども、どうです  
かね。将来の北中城村のために。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

これは国のほうもいろいろありまして、その  
都度調整をして、当初9,500だったのを今1万  
1,000まで上げていただいているところで、そ  
の都度の審査になります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

次に、3番目のほうですね。沖縄市と北中城  
村は都市計画区域が異なりますが、その中で、  
回答の中では、おのおのの内容に沿って淡々と  
手続を進めるということの具体的な説明をお願  
いできませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

沖縄市のほうは中部広域になりますので、市  
街化調整区域がないという形になります。私た  
ちのほうは那覇広域になりますから、市街化調  
整区域がある。ですから、返還された後にこの  
市街化調整区域を市街化区域に編入するという  
手続が必要になります。そのように若干違う手  
続が生じますけれども、最終的には各自治体の  
都計審を諮った上に、最後に都市計画決定をす

るということですから、多少の違いはありますがけれども、同時並行でやっていくという形になります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

わかりました。

じゃ、次ですね、2番目のサウスプラザの跡地利用についてお聞きします。

質問する前に確認します。サウスプラザのあの土地は沖縄県町村土地開発公社北中城支社が先行取得し、村が債務保証に入っているということによろしいですよ。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時47分 休憩

午後 7時47分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今後は土地開発公社から村が買い取るという形になっております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

わかりました。

具体的にどのような施設整備を予定していたんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

当初はアワセゴルフ場地区で新たに生じるコミュニティに対応するための交流拠点を形成するための施設整備という計画を出しております。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、企画振興課長からあったんですが、当初そういう目的で、要するにアワセゴルフ場が開発をされて、コミュニティ、自治会ができるということで、そこで必要なのはどうしても公民館だろうということで考えてやっていたわけですね。敷地内に公民館がなければ困るだろうということで、そこは一体として考えたいということで、交流計画をしました。

その当時、サウスプラザはいろんな民間が買う目的で動いていたんですね。買って使えないというような状況はあるんですけども、どうしても確保したいということがあったものですから。村としては、ここはアワセゴルフ場を一体としてやりたいと。将来的にはロウワープラザと一体となった開発をしなければならないと。そこだけ虫食い状態になって、土地を確保されたら困るなということでやっておりました。

その後、アワセゴルフ場を開発するに伴って、6万立米の土を処分しなければならんと、これは7,000万ぐらいかかります。そういうことが重なったものですから、そこを買って、その土地をここに入れようと、将来公共用地としてやるという、使えるようにね、村としてはある意味先行投資です。やって、国道沿いですから、ここは変なものに使われては困るということで、これまで確保してやってきたんですね。それで公社にお願いして、公社借り入れして、将来は村が公共事業なんなり、公益に使えるような施設をつくりたいということでありました。

ですから、公共施設でもいいし、国道沿いですから、今いろんなところから、これはどうなっているのという問い合わせ等々もあります。ですから、そういう一体的なまちづくりに沿うような公益的な施設であればいいということもあるものですから、これは慎重に我々としては考えていきたいと思って、そういう事業計画の中で走っているという状況だけは御理解いただ

きたいなと思います。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

最初の予定している施設というのはなかったんですよね、何かつくるという予定の。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

来年、区画整理組合が解散をします。そこで今、区画整理組合としては、将来に向けて、公民館用地を確保したいということで、今それは置いてあります、アワセ土地区画整理組合の皆さんですね。ですから、これは次どうするかということで、まず公共でやるということ計画しないと、あそこは買えないわけですよ。将来的には公共、公益的なものじゃないと、そこは利用できないということになるものですから、広域をしっかりした担保をとっておきたいということで、当然、区画整理組合が土地の提供がなければ、ここにやるしかないだろうと思っていたものですから。幸いにも今回、1筆ですね、アワセ土地区画整理組合の皆さんがそれを提供というんですかね、そこを公民館用地として確保しておこうじゃないかという相談があって、こういう現状が今来ているということです。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

今の回答で、次の質問ができなくなりました。2番のほうにいきます。

繰越金額は4億3,102万8,057円と高額になっていますが、先行取得したときの元本の額はお幾らでしたか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

4億1,822万円です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

先行取得した年度を教えてください。それから、買い取りではできなくて、借りかえしてあると思いますが、いつですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

借入日付が平成29年3月23日になっております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

先行取得して、もう7カ年経過していると思うんですけども、毎年、支払いリスクも膨らんでくるので、具体的な資金計画が必要だと思いますが、どうですかね。私は、この地区の施設の事業実施が長期化するおそれがあると考えていますが、どう考えますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時54分 休憩

午後 7時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

すみません、29年3月は借りかえの時期で、買った時期は平成25年12月になります。

あと、引き続き償還のほうなんですけれども、現在、年間の利息が約125万円になっています。それに対してイオンモールに貸している、収入が約470万円入ってきている状況になっています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

イオンはいつから賃借していますか。そして、賃貸料は幾らですか。そして、契約期間はいつまでですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ちょっと契約書がないのであれですけども、盛り土の工事が完了してから貸しています。当初の契約では3年契約で貸していただいて、その後1年ごとの契約を順次繰り返しております。収入というか、貸している金額については先ほど述べましたように年間約470万円となっています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

村は最近、ジュリガマ跡に行ったことありますか。今、駐車場としてイオンが借りているんですけども、平日は車の駐車はほとんどないんですよ。車の駐車はほとんど土日、祝祭日のみですね、ではないかと自分は思っています。現在、駐車場は最初と変わって、今、一部、スキヤ雑草が生えているところがあるんですよ。そういうところを考えると、今のとおりの賃貸料がですね、今後もあるかちょっと疑問がありますけれども、どうですかね。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

おっしゃるとおり、現在平日については余りイオンモールに、休日より少ないんで、従業員は平日に関してはイオンモールの駐車場の中へとめられる形になっています。ただ、土曜と休日、祭日については、御承知のように駐車場が満杯になってしまうので、このサウスプラザの駐車場を活用しているということで、イオンモールさんとしては次も契約更新したいというお話になっております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

先ほども申し上げましたが、この地区の事業の実施まで長期間の年月を有することは十分考えられますよね。なぜかといいますと、私の答弁書に対する回答にもあるとおり、村はまだ検討及び調査の段階でありますよね。そういうことで、ロウワープラザ返還に向けて質問もしましたが、当初の契約ではロウワープラザ、サウスプラザを含めての計画だったと思います。沖縄市と一緒にですね。私は今後の計画も、それを基本に進めていくべきだと思うが、村長の考えを伺いたいです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然、ロウワープラザ、サウスプラザ一体となった将来的な計画をやらないといけないだろうと、これも念頭に入れながらやっております。ただ、村としては、国道沿いですから、当然、公共、あるいは公益施設に充ててもいいんじゃないかという考えを持っています。ですから、今、検討調査と言っているんですが、かなり民間事業者からいろんな問い合わせが今来ています。ぜひそこを使いたいと。ただ、これは制限があります。できるのとできないのがあるわけですから、村のまちづくりにとって何が一番いいのか。そして、これは当然その方向性を決めると、村民の皆さんにも相談しなければならないですし、当然、議会にも通さないといけないという話ですけども。

そういう中で、いろんな計画が、いろんな情報としてくるわけですから、その辺を精査をしながら、一番何が北中城村にとっていいのかということを、これは当然、役場が中心になるんですが、村民や議会とも調整しなければならないだろうと思っておりますので、あくまでも有効

的な、将来発展でき得る地域ですんで、これは慎重にやっていきたいなというふうに思っております。

**○議長（名幸利積）**

伊集守吉議員。

**○3番（伊集守吉議員）**

実は平成15年から22年まで、自分も沖縄市と一緒にこのまちづくり、やってきたんです。それで、今、自分がもう本当に心配しているのは、村がサウスプラザのほうをですね、買い取ってしまったものだから、この周りがどうなるかと、物すごい心配なんですよ。

ぜひですね、ロウワープラザとサウスプラザ一体となってですね、一つにして、まちづくりをやってほしいなと自分は本当にいつも思っています。

これで質問のほう終わります。

**○議長（名幸利積）**

以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって一般質問は全て終了しました。

議員各位並びに傍聴者の皆さん、大変御苦労さまでした。本日はこれで散会します。

午後 8時05分 散会

## 令和元年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年9月25日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和元年9月25日 午前11時44分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	6 番 議 員		金 城 高 治			
	7 番 議 員		比 嘉 盛 一			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事			
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和元年9月25日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第41号	北中城村森林整備促進基金条例の制定について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	認定第1号	平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
3	認定第2号	平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
4	認定第3号	平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
5	認定第4号	平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
6	認定第5号	平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
7	議案第47号	平成30年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
8	議案第48号	北中城村役場第一庁舎改築事業契約について	〃
9	議案第49号	北中城村無線放送施設整備請負契約について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
10	議案第50号	学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について （食缶洗浄機）	〃
11	議案第51号	学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について （消毒保管機）	〃
12	陳情第1-16号	県産品の優先使用について（要請）	即 決
13	陳情第1-17号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	〃
14	陳情第1-19号	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情	委員長報告、質疑、 討論、決定
15	陳情第1-20号	令和2年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	即 決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
16	意見書第5号	介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書	質疑、委員会付託省略、討論、決定

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第41号 北中城村森林整備  
促進基金条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

委員長報告いたします。

令和元年9月9日、本委員会に付託されました議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会においては、9月9日、17日、19日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席いたしました。

質議の主なものと、それに対する答弁について御報告いたします。

第1条、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるためとあるが、必要性があるのかとの質疑に対し、森林環境税についてはパリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源として創設されたものである。そのことから森林の有する公益的機能の維持促進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策に財源を充てる予定のものであるとの答弁。

第2条、毎年度積み立てる額は、一般会計で定める額とするところがあるが、毎年変動するのか、あるいは固定なのかとの質疑に対し、沖縄県に

おける森林環境譲与税の北中城村への交付予測として、おおむね3年ごとに増額変動する見込みである。2019年度では61万円、2034年度には206万円の予測となっている。変動の理由については、森林環境譲与税の譲与は2019年より行い、課税については2024年度から森林環境税（仮）で予定され、税収を先行して充てるとの答弁。積算方法についてはとの質疑に対しては、沖縄県の地域森林計画に基づいて北中城村森林整備計画を策定している。そこで各市町村の森林面積等から案分率を設定し、県において譲与税の見込みを立てているとの答弁。

第5条、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に振り替えて運用することができることとあるが、他のものにも使えるのかとの質疑に対し、本譲与税の用途は森林整備につながる施策に限りませんが、他のものにも振りかえて運用することができることとあるとの答弁。

第7条、条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、村長が定めるとあるが、どのようなことが考えられるのかとの質疑に対し、本条例は新たな制度であり、基金の管理に対し村長が必要と判断した事項に対応できるよう定めた。規則へ委任することも検討したが、新たな制度であり、基金の管理に対し必要な事項が発生することが考えられ、現段階では規則に委任するよりも村長が定めるとしたほうが適切だと判断、村長が定めるとしたとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会全会一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第41号 北中城村森林整備促進基金条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第2. 認定第1号 平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

#### ○議長(名幸利積)

日程第2. 認定第1号 平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計歳入歳出決算審査特別委員長。

#### ○一般会計歳入歳出決算審査特別委員長(天久朝誠議員)

認定第1号 平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年9月9日、本委員会に付託されました認定第1号 平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月10日、13日、17日、

24日に開催し、全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目1節住民税個人現年課税分が対前年度比で増額になっているが、詳細はどの質疑に対し、主な要因は分離課税(譲渡所得)による一時的な所得増。納税義務者はさかのぼって4年間、毎年200から300人くらいふえている。29年度と30年度の差は338人となっている。30年度の特異な要因としては、高額所得者の納税があるとの答弁。

1款1項2目1節住民税法人現年課税分が対前年度比で減額になっている詳細はどの質疑に対し、法人税割額の主な減額理由として、設置後初めて決算を迎えた中部徳洲会病院の確定申告によるもの。予定申告がなく、確定申告により1年分納税したため、平成29年度中の収入額が大幅増となっている。平成30年度は通常どおりの申告となり、法人税割額は対前年度比では減額となっているとの答弁。

1款2項1目1節固定資産税の3年間の推移はどうなっているか。また、今後の見通しはどの質疑に対し、土地・家屋についてはライカム地区の開発により固定資産税の増額が予想され、償却資産についてもイオンモールライカムの商業部分の増築により令和2年度については前年並みか微減少が予想されるとの答弁。

14款1項1目3節保育費負担金の収入未済額と不納欠損額の詳細はどの質疑に対し、保育費負担金については、保育所利用者から徴収する利用者負担額である。保育費負担金は世帯の課税状況等により階層を決定し、公立保育所及び認可保育所分については村が徴収し、認定こども園及び地域型保育施設については各施設で徴収している。当該収入未済額については、村が徴収する公立及び認可保育所の保育費負担金に

未納分で105万7,250円が生じたものである。内訳は、平成30年度分の現年度分8世帯52万1,750円、平成29年度以前の過年度分4世帯53万5,500円である。不納欠損については1世帯7万1,000円となっている。滞納及び不納欠損の主な理由については、保護者の離職などにより前年度より世帯収入状況が異なった。離婚前の滞納分が転出した元夫名義で督促が困難等の事案が見られた。村では、滞納が生じないように、また滞納額が積み上がらないように、口座振替の実施や振りかえ不能時に速やかに通知を行うなど取り組んでいるが、収入未済が生じてしまっているところであるとの答弁。コンビニ収納は行っているかとの質疑に対し、現在コンビニ収納は行っていないが、今後検討していきたいとの答弁。

18款1項1目1節土地建物貸付収入の収入未済額の詳細はとの質疑に対し、土地建物貸付未収入293万2,860円については3件分が未納になったことによるもの。1件については6年分186万1,860円で、賃借人が亡くなったために相続人と会えない状態が続いており、この件は建物の名義がまだ亡くなった方の名義になっており、相続で誰になるかというのが示されておらず、今後弁護士に相談したいと思っている。5年分については地権者と会えている。払う意思も示している。分割の納付書も準備して対応している状況。もう1件については5年分83万4,900円で、年度支払いが厳しいということで分割払いでの調整を行っている。残りの1件は平成30年度新たに発生した島袋の土地で、所有者はもともと外国籍で通知がなかなか届かず、外国へ帰ってしまったのかと思われていたが、日本国籍に帰化しており、そのため連絡がとれなかったのが原因。23万6,100円で、今年度支払いに向けて調整を行っているとの答弁。

19款1項1目1節ふるさと納税寄附金が対前年度比で減額になっている理由はとの質疑に対

し、ふるさと納税は前年度分より961万6,000円減額となっている。寄附者数が減ったことによるものではあるが、返礼品が地場産品以外は規制され、他市町村も同じサイトを利用したことなどが影響した可能性がある。ふるさと納税寄附金の実際の収支は1,500万円であれば収入は750万円になる。今年度から総務課から企画振興課に移り、少しでも寄附金の額を上げるために商工関係の部署で商品開発している。今後の取り組み方として、オリオンビールや普天間自動車学校の費用、村内に三線製作所ができていますので、三線など、幾つか新たなものを商工会の手続を受けてやっているとの答弁。

22款3項2目1節雑入の高齢者等配食サービス事業利用者負担分の収入未済額の詳細との質疑に対し、当該事業については、日常生活に支障のある在宅の高齢者や障がい者に対し、1日1回食事の提供と安否確認を行う事業で、1食につき300円の自己負担の徴収を行うものである。平成31年3月末現在の利用者は94名であった。当該事業に係る自己負担分の歳入状況は、調定額720万4,800円に対し、収入済み額640万2,600円、収納率88.87%、収入未済額が80万2,200円、未納者18名である。未納者については1月から3月分の納めおくれと思われる事案や独居の認知症高齢者における金銭管理に課題がある事案のほか、生活困窮者で長期に滞納されている事案も見られている。村では納め忘れを防ぐためにも委託業者の協力も得ながら未納が発生しないよう努めているが、収入未済が生じてしまっているところである。未納18件のうち1年間未納が3名、2名は認知症の方、13名が納め忘れと思われるとの答弁。認知症の方への金銭管理対策はとの質疑に対し、家庭裁判所が選任する後見人制度活用がある。また、それに至らないが、金銭管理が必要な方は社協の権利擁護支援センターも利用できる。しかし、家族の同意が必要であるのと、費用が発生するの

で理解が得られない。通帳を渡すことに難色を示す認知症の方も多くいるので、原状としてはなかなか難しい状況との答弁。

歳出、2款1項1目13節一般管理費委託料で予備費充用されているが、不用額が出ている理由はとの質疑に対し、207万3,600円の予備費充当は固定資産関連の裁判による弁護士料で、補正予算が間に合わなかったことから予備費より充当して支払いを行った。裁判は墓地に対する課税に対してのもので、結果は9割勝訴と言える内容で、村の支払いは7万円程度。不用額についてはふるさと納税一括業務委託料残額183万2,000円の不用額が主な原因であるが、実績に応じた支払いとなるため、予想がつかないことから、残していたことによるものとの答弁。

2款1項5目13節航空機騒音自動測定機器保守委託料が対前年度比で減になっている理由はとの質疑に対し、航空機騒音自動測定機器保守委託料の決算額が平成29年度と比較して47万2,712円減になっているが、騒音計の修繕及び検定の対象となる機器の減によるもの。具体的には平成29年度は予備器を含め4つの騒音計の修繕及び検定更新を行ったが、平成30年度の対象器が1つだったためとの答弁。村内設置数と測定時間、騒音苦情件数はとの質疑に対し、荻道公民館、大城公民館、熱田公民館の3カ所、測定時間は24時間、設置数はそのまま継続し、住民からの苦情については防衛局に報告している。苦情件数は平成30年度が2件、31年度は11件となっている。騒音は国が示す基準の範囲内となっているとの答弁。

2款1項10目14節防災諸費の電柱土地賃借料の内容はとの質疑に対し、防災無線電柱の民間地での賃借料で、5年に一度、賃借料として2万円を支払っており、7カ所分賃借している。1本当たりの計算ではなく、1平方メートル当たり1,000円の計算との答弁。

2款2項2目1節賦課徴収費嘱託員報酬が対

前年度比で減額になっている理由はとの質疑に対し、前年度と同様に嘱託員3名分の報酬を予算要求していたが、予算査定の中で1名分の予算措置が講じられなかったことによるものとの答弁。事務遂行に影響はないかとの質疑に対し、支障を来さないように削られた嘱託員1人分の業務を職員4名で分担しているので、負担はふえているとの答弁。

3款1項3目13節外出支援サービス事業委託料の実績はとの質疑に対し、当該委託料496万8,000円における事業については、歩行に支障があり公共交通の利用が困難な高齢者を対象に車椅子用のリフトつき車両で医療機関受診や公共施設等を利用する際に自宅からの送迎を行うものである。委託先事業者は社会福祉法人北中城村社会福祉協議会である。平成30年度の実績は、利用登録者数118名、実利用者48名、延べ利用回数1,455回となっているとの答弁。

3款1項3目13節緊急通報システム委託料の実績はとの質疑に対し、当該委託料112万2,660円における事業については、ひとり暮らしの高齢者や身体障害者等を対象に急病や事故等が発生した場合に緊急通報体制を確立することを目的としている。委託先事業者は株式会社シルバーサービス沖縄である。平成30年度の実績は利用者29名、内訳は高齢者28名、障害者1名、緊急通報件数は22件、相談が1件である。緊急通報のうち19件が救急車要請を行っている。また、台風接近や大雨警報が出たときに委託先から本人の家のスピーカーを通して安否確認を行っているとの答弁。

3款2項2目19節保育士処遇事業費補助金の対象人数、補助の実績はとの質疑に対し、当該補助金については待機児童解消のための課題の一つである保育士の確保について、離職防止を含めた目的として、村内の保育施設へ人件費の補助を行うものである。内容は、保育所については保育士1人当たり月額5,000円を上限に、

認定こども園については保育士、または保育教諭1人当たり月5,000円に定員に占める保育認定に係る定員数の割合を乗じた金額を上限として補助するものである。実績については4施設、実人数71人、合計376万5,000円、内訳は認可保育所3施設、実人数49人、計277万3,000円。認定こども園1施設、延べ22人、計99万2,000円となっているとの答弁。補助金は事業所単位か、保育士へ確実に行き届いているか給与明細で確認できるものかとの質疑に対し、交付の仕方は事業所単位、給与明細で交付の確認ができるのかは、確認できていないとの答弁。

5款1項3目19節パイプハウス整備事業補助金の実績、負担割合はとの質疑に対し、補助した内容は農家2名、品目はサヤインゲンとパッションフルーツ、場所は荻道底田原に2基設置、2名のうち1名に事業費256万5,000円のうち補助金190万円、JAの負担が66万5,000円、農家負担として年間6万7,000円。もう1名は事業費359万1,000円のうち補助金266万円、JAの負担が93万1,000円、農家負担として年間9万3,000円、補助対象選定品目はサヤインゲン、ゴーヤ、トマト、キュウリで、果樹がパッションフルーツ、マンゴーとの答弁。

5款1項3目19節地産地消出品者協議会補助金の実績との質疑に対し、10万円は従来からある出品者協議会の運営補助金、490万円についてはしおさい市場の運営補助金。しおさい市場のイメージ刷新を図り、店舗販売でSNSでの発信を行い、加工品販売、学校給食納品、イオンモール販売、出張販売を行っている。引き続き農家との連携強化を図り、村内で足りない分は売れ筋も見ながら、村外も視野に入れて品ぞろえの強化を図りたいとの答弁。当期純利益は村の補助あつてのもの、負債分を減らしていこうということだが、今後の見込みはとの質疑に対し、当初800万円の補助金から30年度が500万円、今年度が450万円ということで、創意工夫

しながらやっている。まだ周知が足りない部分があるので、店長と経理担当でイベントを組みながらやっていきたいと思うとの答弁。

5款2項1目13節デイゴヒメコバチ防除事業委託料の内容はとの質疑に対し、北中城小学校、若松公園、パークサイド付近、熱田公民館、島袋小学校、北中城中学校の8本のデイゴに薬剤57本の樹幹注入を行ったとの答弁。個人有地のデイゴは薬剤注入できるかとの質疑に対し、同意を得て道路敷にあるものは打てるが、同意が得られていないとの答弁。

5款2項1目13節村内松樹幹注入及び伐倒駆除委託料の実績はとの質疑に対し、薬剤注入松12本に薬剤66本、伐倒については渡口地内13本、島袋地内2本を行った。年度ごとに注入したらタグをつけており、それを見て5年ごとに打ち、平成28年から松マップをつくって管理をしているとの答弁。

6款1項1目14節チャレンジショップ賃借料の実績はとの質疑に対し、村内の3店舗がおのおの1カ月ずつイオンモールで出店した。好評で、3店舗合計の売り上げは146万285円。1カ月の根拠は、既存の店舗とも調整を図りながら、売り上げに見込みが出れば継続していくということで、実際、2店舗とも継続して個人で出店している状況との答弁。

6款1項3目19節観光協会補助金の実績はとの質疑に対し、観光協会補助金として1,420万円を交付しており、内訳は1,300万円が事務局運営費、120万円が事務所賃借料、事務局運営費は主に職員人件費。平成30年度の主な実績としては葛巻町合同物産展の運営、ひまわりまつりでのオーナー制度導入、きたぽ運営、Wi-Fi整備、映画上映、ラジオでの発信、国内外イベントの参加などがあるとの答弁。観光協会の事業収入額は交付金がなくなった後はどうするのかとの質疑に対し、事業収入は一括交付金の観光プロモーション事業が4,300万円、きた

ポでの販売が600万円、物産展で130万円、自主事業で100万円程度、今後は幾つかの柱をつかっていきたい。1つは、きたポの販売がふえているのでふやしていきたい。旅行業を取得して業務をしたいのと、ふるさと納税を協会で行いたい。これらをメインに伸ばしていきたいと考えているとの答弁。現在の事務局体制はとの質疑に対し、局長が急にやめたので、探すまで企画振興課長が担当している。その下に事業の課長、その下に担当、警備担当、きたポの運営で外国語ができる方が3名、地域おこし協力隊が入っている。その他、きたポにアルバイトがいるとの答弁。

6款1項3目19節中部広域市町村圏事務組合負担金のクルーズ船受入事業の実績はとの質疑に対し、平成30年度は20回の寄港実績で、乗客、乗員合わせて合計4万2,199人を受け入れているとの答弁。具体的にどのような事業で、効果はとの質疑に対し、クルーズの船客は迎えと見送りに非常に関心を持っている。それが次の寄港につながるということで、例えば受け入れのときはエイサーでもてなしたり、見送りも動員してやったり。一時期は船の従業員向けにバスを出して商業施設を案内したりした。乗客は大きく分けて中国と台湾、中国はそのままツアーに出るので把握ができにくい。台湾は半分がリピーターで、自分たちで回るといってタクシーを利用する。タクシーについては、中部広域の職員で行き先を伝える仕事をしている。タクシーだと、何名乗ってどこへ行ったかは全部数値で拾っている。去年だと6,400名がタクシーを使い、そのうち50%が北中城村に来ている。ほとんどがイオンモールライカムだが、中村家や中城城跡もあり、これらの統計はとっているとの答弁。

7款2項1目13節村道除草作業委託料の実績はとの質疑に対し、対象村道25路線、村単独の予算で年2回から3回実施している。国道は観

光の対象になるということで、一括交付金を活用できたが、村道の除草作業は全て村の予算との答弁。

7款2項2目19節自治会補助工事補助金の実績はとの質疑に対し、平成30年度は10自治会から要望があり、5自治会への補助を行った。自治会長会で要望を聞いて、職員が現地を確認し、年間の補助自治会を決める。30年度は5自治会の合計395万5,120円との答弁。

7款3項2目13節アリーナ施設調査検討業務の実績はとの質疑に対し、実績については、平成28年に実施設計を完了している現行案に対し、近年の県内及び近隣の状況の変化に伴い、施設の内容について再考及び改善の必要があるのではとの考えから、情報収集を目的に実施したものとの答弁。当初の設計が全て変わってくるのか、費用がどう変わってくるのか、計画を見直すと、設計にかかった費用は返還になるのではないかと質疑に対し、あくまでもプランであって、もともと防衛の予算をもらうときに観光交流拠点と防災拠点になるべき建物ということで認定されている。コンセプトを変えるというのはアリーナの計画にもっと付加価値をつけるというプランで、まだ具体的な話ではない。また、返還の問題はないと考える。さきに設計を行っているが、見直すとすると、それにかぶせる形にして村単独で再度支出が出てくることになるとの答弁。見直した場合、内装費など含めた金額は増加するか、また、その場合、議会議決事項かとの質疑に対し、増床の前提としている場合、金額は大きくなるので、補助金の増額も考えられ、債務負担行為等の必要が出てくるので、議会議決事項になるとの答弁。用地取得を含めて今後の見通しはとの質疑に対し、事業の継続の中で用地取得が一番重要。状況として、地主は村に売却することを約束した中で今の場所に換地されているが、その後、売らないとのことで戸惑っているのが実情。地主は金額が合

わないことを言っているので、予算枠から出るようなことがあれば、再度、議会で承認が必要になることになる。そのときには提案と御報告をさせていただくとの答弁。

9款2項1目7節小学校の特別支援員臨時職員賃金対前年度比減額の理由はとの質疑に対し、一括交付金の減額に伴い、特別支援員の採用人数を減らしたためとの答弁。生徒への影響はとの質疑に対し、支援を受けている児童生徒は幼稚園、中学校含めて現在40名を超えている。担任の先生には負担がある。本村は以前から手厚く確保されているので、前年より比べると落ちているが、他市町村に比べると手厚い状況との答弁。

9款4項1目7節幼稚園の特別支援員臨時職員賃金対前年度比減額の理由はとの質疑に対し、一括交付金の減額に伴い、特別支援員の採用人数を減らしたため、現在支援員が必要な子が8名、配置している支援員が4名なので、1対2である程度見れる範囲との答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度北中城村一

般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第1号 平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（起立多数）

**○議長（名幸利積）**

起立多数です。認定第1号 平成30年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

**日程第3．認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長（名幸利積）**

日程第3．平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）**

それでは、報告いたします。

認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年9月9日、本委員会に付託されました認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月11日、18日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席いたしました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目国民健康保険税の収入未済額と不納欠損額の件数はとの質疑に対し、収入未済額現年度分849件2世帯、過年度分3,749件293世帯、不納欠損数283件66世帯との答弁。

10款1項1目6節その他一般会計繰入金の詳細はとの質疑に対し、平成30年度その他一般会計繰入金、俗に言う法定外繰り入れと言われている。予算として1,151万6,000円あり、そのうち4,000万円の繰り入れを行い、決算上の実績としては2,839万7,671円の黒字になる。なお、次年度に繰り越した2,839万7,671円は平成30年度に過大交付となった県普通調整交付金の返還分として充当する予定との答弁。黒字分で交付金の返還に充てるとのことだが、仮に黒字でなかったらどのような処理になるのかとの質疑に対し、財政係との相談になるが、法定外繰り入れの増額か、法定外繰り入れが認めてもらえない場合は赤字決算補填収入になるとの答弁。

10款2項1目1節基金繰入金の詳細はとの質疑に対し、平成29年度決算の余剰金、黒字となった額3,837万5,829円について、平成30年度繰越金として計上。その後、繰越金の2分の1を基金に積み立てることになっていることから、2,000万円の積み立てを行っている。積み立てた2,000万円を今回、基金繰入金として取り崩す形となっているとの答弁。

12款4項1目1節雑入の一般保険者第三者納付の詳細はとの質疑に対し、給付を行った理由が第三者の行為によって生じた場合、その給付の限度において第三者へ請求することを言う。主に交通事故等がこれに該当する。平成30年度は2件との答弁。どのようにして第三者行為だという情報を得るのかとの質疑に対して、医療機関からの報告とレセプトを処理する職員が治療内容や金額等で不審なものがあれば確認を行うとの答弁。

歳出、2款1項2目19節退職者被保険者等医療給付費の不用額の対前年度比で大幅増額の理由はとの質疑に対し、退職者医療被保険者数の減によるもの。ほかに医療費の請求等は、時に1件当たり数百万から数千万円の場合もある。最終の請求が届く4月中旬より以前に支払った平均値を参考に補正減を行うべきものではないと考え、結果、不用額が増額したとの答弁。

3款1項から3項国民健康保険事業費納付金の詳細はとの質疑に対し、決算ベースで過去3年分を国・県が算出した概算額。実績額と概算の精算を行うのが2年後となる。実績額が概算額を上回れば納付金は追加徴収。実績額が概算額を下回れば還付となるとの答弁。

6款1項1目12節健康保険事業費で43万3,080円の予算流用の理由はとの質疑に対し、未受診者対策としてゼンリンインターマップソフトの購入手数料として計上した。この経費を沖縄県国民健康保険調整交付金の交付対象とするため県との調整を行った結果、リース契約で交付対象となることを了承してもらったことで、全額手数料から賃借料に変更したことが流用の理由となっているとの答弁。

6款1項1目13節生活習慣病予防事業委託料の実績はとの質疑に対し、2次健診は18人、運動支援はジスタス、ゼロ人、カーブス8人、ペアーレで2人となっているとの答弁。2次健診対象者は何人かとの質疑に対し、約300人との答弁。対象者300人に対し18人の2次健診の受診。対象者に対しての通知、あるいは周知はどのように行っているかとの質疑に対し、はがきによる通知、保健師による電話や訪問も行っている。強制力のあるものではないので、受診をお願いしても嫌がる方が多い。受診率を上げるには粘り強くやっていくしかないと考えるとの答弁。

9款1項諸支出金の償還金及び還付金の詳細はとの質疑に対し、各補助金、負担金、交付金の

概算額に対する実績の差額分を返還するものとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（起立多数）

**○議長（名幸利積）**

起立多数です。認定第2号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定するものと決定しました。

**日程第4． 認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長（名幸利積）**

日程第4． 認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）**

それでは、報告申し上げます。

認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年9月9日、本委員会に付託されました認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月11日、18日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料の不納欠損額、収入未済額の件数はとの質疑に対し、不納欠損8件1人、収入未済額現年度分68件17人、過年度分21件5人となっているとの答弁。普通徴収から収入未済額が多いが、どのように考えているかとの質疑に対し、普通徴収の未済額は納め忘れが多い。徴収率も99.5%でほぼ納められていると考えるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長（名幸利積）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(名幸利積)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

(起立多数)

**○議長(名幸利積)**

起立多数です。認定第3号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定するものと決定しました。

**日程第5. 認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長(名幸利積)**

日程第5. 認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

**○建設文教常任委員長(金城高治議員)**

報告させていただきます。

認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年9月9日、本委員会に付託されまし

た認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過について御報告いたします。

本委員会においては、9月11日、17日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目1節下水道事業の不納欠損額と収入未済額の増の理由はとの質疑に対し、不納欠損額1,888円は料金滞納のうち時効5年による処分をしたものである。収入未済額34万9,513円は平成30年度末での料金滞納分で、その後の回収により、7月末時点での残高が8万4,439円となっているとの答弁。不納欠損額1,888円は大きい金額ではないが、なぜこれが発生するのか。料金滞納となっているが、ただ単に使用者の未払いなのかとの質疑に対し、不納欠損額については料金滞納された中で新しいものは水道料金と合わせて徴収している。水道の閉栓を行い、支払いに来たときに今後の支払いを約束する形で徴収を心がけている。また、転居等で連絡が不明であるといった場合には回収の見込みがないものがあり、時効期限をもって会計上の処理をしているとの答弁。

歳入、7款1項1目1節下水道事業債について、当初予算と収入済み額が大きく乖離している理由はとの質疑に対し、島袋地区浸水対策事業として3号調整池整備工事及びそれに伴う現場技術業務、磁気探査業務を平成30年度に行う予定でしたが、用地買収の遅延により翌年度に繰り越したため、起債額が減額となったとの答弁。

歳出、1款1項1目19節の接続工事補助制度の活用実績はとの質疑に対し、平成30年度の接続工事補助制度の活用実績は計30件、内訳として、10万円補助掛ける24件、5万円補助掛ける

6件、その結果、予算額が400万円に対して支出実績額は270万円となっているとの答弁。30件の中で10万円補助というのは上限か、それとも5万円は下限なのかとの質疑に対し、補助の中で状況に応じて2種類あり、単独浄化槽で使える場合は最大10万円、もともと合併浄化槽などを持っていてそれを切りかえる場合は最大5万円となっているとの答弁。

歳出、1款2項1目13節委託料の予算流用が2件あるが、それについての理由はどの質疑に対し、島袋地区浸水対策事業のうち平成30年に予定していた貯留施設用地買収に係る費用が実績よりも減額となったほか、第3号調整池整備工事の設計金額が減となった一方、同浸水対策に係る磁気探査業務等の委託料が当初の想定よりも増額する必要が生じたため、流用による効率的な執行を図った。なお、同浸水対策事業は平成30年度内での執行が困難となったことから、繰越により実施しているとの答弁。貯留施設用地買収に係る費用が実績により減額となったということであるが、それは当初予定していた用地買収ができなかったのか。それとも全て買収を終えて、実績によって残ったのかとの質疑に対し、平成30年度の用地買収の費用の中には、5号調整池の予定地内にある建物の物件補償も含めて予算計上していたが、立ち退きについては現在交渉中であり、年度内での解決が見込まれなかったための減額であるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は意見を付して全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長（名幸利積）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（起立多数）

**○議長（名幸利積）**

起立多数です。認定第4号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定するものと決定しました。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

**日程第6． 認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定について**

**○議長（名幸利積）**

日程第6． 認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

**○建設文教常任委員長（金城高治議員）**

報告いたします。

認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定について。

令和元年9月9日、本委員会に付託されました認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会においては、9月11日、17日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収入、水道事業収益の予算額に比べて決算額が減額となった理由はどの質疑に対し、予算計上の作業に当たっては直近の実績とライカム地区等での今後の開発予定を見込んで作成したところだが、実績が想定に及ばなかった。その要因として、使用水量の推計には平均的な使用量として算定しているが、新築住宅での節水機器の導入により、従来住宅よりも使用量が少なくなっていることが考えられるとの答弁。

1款5項の補助金の3,540万1,000円の詳細はどの質疑に対し、村内配管改良工事として平成29年度の施工予定であった第1工区及び第2工区の入札が不調及び人手不足等の影響により年度内の完了が困難となり、翌年度へ持ち越した出来高残工事の金額1,740万1,000円を繰り越したことで平成29年度の国の大型補助を活用し、平成30年度に実施予定だった第3工区1,800万円を先行して補正予算を取得（実施工は平成30年度）したことにより、合計額3,540万1,000円が補助金の繰越額となっている。なお、水道事業にかかる補助率は2分の1となっているとの答弁。どういうときに水道事業の補助金が出るのかとの質疑に対し、補助金の対象は改良工事があったり、新規で大規模な施設投

資が伴う場合には補助の対象となる。通常の維持管理、漏水で補修をするといった場合には単費での対応になる。そのほか単費工事で実施している工事としては、県道宜野湾線のバイパス工事で、占用物件が工事の支障になるといった場合に、管自体に問題があるわけではなくて、占用させている相手の計画に合わせて対応せざるを得ない場合は単費で対応しているとの答弁。

支出、支払利子267万6,076円の詳細はどの質疑に対し、現在は企業債借入れ状況としては起債件数8件、発行総額は2億3,000万円となっており30年度の償還元金の総額は909万8,136円で、償還利息の総額は267万6,907円となっている。借入先別では財政融資資金が起債件数6件、償還元金が721万6,907円の償還利息229万3,857円で、地方公共団体金融機構資金が起債件数2件、償還元金188万1,229円、償還利息38万2,219円となっている。なお、平成30年度末時点での未償還元金残高は1億1,727万8,713円で、全ての償還完了は令和27年度を予定しているとの答弁。以前にも質問したが、利息が大分高いのではないかという質問に対し、そのときにできるだけ安い利息のところに変えることができるのかと質問しているが、その後どうなったのかとの質疑に対し、以前の議会のときにも金利の安いものへの借りかえ、繰上償還を今後検討していくと答弁している。その後、検討していたが、実は起債に当たり、条件が繰上返済する場合にはもとの借入利息を補償しなければならないということがうたわれており、実質メリットがなかったとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきと決定いたしました。

**○議長（名幸利積）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（起立多数）

**○議長（名幸利積）**

起立多数です。認定第5号 平成30年度北中城村水道事業会計決算の認定については、認定するものと決定しました。

**日程第7. 議案第47号 平成30年度北中城村水道事業剰余金処分について**

**○議長（名幸利積）**

日程第7. 議案第47号 平成30年度北中城村水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

**○建設文教常任委員長（金城高治議員）**

御報告いたします。

議案第47号 平成30年度北中城村水道事業剰余金処分について。

令和元年9月9日、本委員会に付託されました議案第47号 北中城村水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果に

ついて御報告いたします。

本委員会においては、9月11日、17日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

剰余金処分の詳細はどうなっているのかとの質疑に対し、地方公営企業会計制度が平成26年度に改正され、改正前は法定積立金（減債積立金、利益積立金）として積立義務がありました。改正後は、条例、または議会の議決を経て事業体の自主判断により処分が可能となっている。平成30年度の剰余金処分については、建設改良積立金（将来の施設整備や更新等の投資に充てるもの）として1,500万を計上し、利益積立金（将来の欠損金に備えるもの）として1,000万円を計上している。また、資本金への組み入れとして、その他未処分利益剰余金変動額909万8,136円を計上している。上記の処分後の残高は432万6,280円、次年度への繰越利益剰余金としているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

**○議長（名幸利積）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成30年度北中城村水

道事業会計剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第47号 平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(起立多数)

#### ○議長（名幸利積）

起立多数です。議案第47号 平成30年度北中城村水道事業会計剰余金処分については、原案のとおり可決するものと決定しました。

### 日程第8．議案第48号 北中城村役場第一 庁舎改築事業契約について

#### ○議長（名幸利積）

日程第8．議案第48号 北中城村役場第一庁舎改築事業契約についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、報告いたします。

議案第48号 北中城村役場第一庁舎改築事業契約について。

令和元年9月9日、本委員会に付託されました議案第48号 北中城村役場第一庁舎改築事業契約について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月9日、11日、17日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長、担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

庁舎建築費資金調達の内容はとの質疑に対し、庁舎基金、起債、リースを活用するとの答弁。リースの部分はどうのようなものを想定しているのかとの質疑に対し、非起債経費というものが

あり、建物内にあるブラインドなど、耐用年数が短いものや少額の備品関係となっているとの答弁。

起債の返済方法と金利はどのようになっているのかとの質疑に対し、償還方法は半年賦元金均等、返済期間が20年を予定。金利は民間の金融機関で入札の予定との答弁。

BTO方式のメリットはどのようなものがあるのかとの質疑に対し、民間が設計、施工を一括して発注することで早く整備することができる。施設の所有権を整備後は村に移転するので、数年かけての返済が可能になり、県の補助メニューの市町村役場機能緊急保全事業も活用することができるとの答弁。

マネジメント経費の詳細についてとの質疑に対し、代表企業の事業期間の経費になる。建物の設計及び施工管理、建物引き渡し後の20年間の村との調整など、必要に応じて代表窓口となって対応してもらうとの答弁。

契約相手大和リース株式会社の事業実績はとの質疑に対し、大和リース株式会社は全国各地に多くのPFI事業等による公共施設の整備運営において多くの実績を有している。沖縄県内ではリース方式で座間味村役場、介護広域連合庁舎や中部合同庁舎などがあるとの答弁。

BTO方式は県内で初とのことだが、県外での実績はとの質疑に対し、鹿児島県和泊町で行っている。村職員が視察と調査を行っているとの答弁。

BTO方式で庁舎改築事業を決めた時期はとの質疑に対し、時期的なものは定かではない。当初はリース方式を予定していたが、県から役場機能緊急保全事業の補助メニューがあるとの情報があり、BTO方式に変更したとの答弁。

JVを予定しているが、詳細内容はとの質疑に対し、事業の統括責任者が大和リース株式会社で、事業契約を予定している。設計管理企業が那覇市にある具志堅建築設計事務所、建築業

務を沖縄市の仲本工業株式会社、設計業務のサポート、関係機関の調整役として、北中城村にあるT・武岡建築設計室になっているとの答弁。ほかに村内企業がかかわっていく手だてはないのかとの質疑に対し、村商工会から村内企業優先の要請を行ったと聞いている。JVの企業も村内企業に関心があると聞いているので、何らかの形で村内企業が参加できると考えているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長（名幸利積）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 北中城村役場第一庁舎改築事業契約についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第48号 北中城村役場第一庁舎改築事業契約については委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第9．議案第49号 北中城村無線放送施設整備請負契約について**

**○議長（名幸利積）**

日程第9．議案第49号 北中城村無線放送施設整備請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、議案第49号 北中城村無線放送施設整備請負契約について御説明申し上げます。

**議案第49号**

**北中城村無線放送施設整備請負契約について**

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

**記**

1. 契約の目的：北中城村無線放送施設整備

北中城村全域

2. 契約の方法：指名競争入札

3. 契約金額：¥244,750,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥22,250,000-

4. 契約の相手方：有限会社 南光電気設備・重信電気工事株式会社  
建設工事共同企業体

代表者 沖縄県沖縄市古謝二丁目18番31号

有限会社 南光電気設備

代表取締役 座喜味 蔡 光

構成員 沖縄市安慶田1丁目24番31号

重信電気工事株式会社

代表取締役 長 嶺 禎

令和元年9月25日 提出

北中城村長 新垣邦男

別添、工事請負契約書と入札結果書が添付を  
しております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありません  
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、  
会議規則第39条第3項の規定によって省略する  
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を  
省略します。

これから討論を行います。討論はありません  
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 北中城村無線放送施設  
整備請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第49号 北中城村  
無線放送施設整備請負契約については原案のと  
おり可決されました。

日程第10. 議案第50号 学校給食共同調  
理場厨房機器等備品購入の契約  
について（食缶洗浄機）

○議長（名幸利積）

日程第10. 議案第50号 学校給食共同調理場  
厨房機器等備品購入の契約についてを議題とし  
ます。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

議案第50号 学校給食共同調理場厨房機器等  
備品購入の契約について、これは食缶洗浄機で  
あります。

議案第50号

学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について（食缶洗浄機）

北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定に基づき、次のとおり物件供給契約の締結について、議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：学校給食共同調理場厨房機器等備品購入（食缶洗浄機）
2. 納入場所：北中城村立学校給食共同調理場
3. 契約の方法：指名競争入札
4. 契約金額：¥19,580,000－  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥1,780,000）
5. 契約の相手方：宜野湾市伊佐3丁目4番5号  
                  有限会社 中島工業  
                  代表取締役 島 袋 悟

令和元年9月25日 提出  
北中城村長 新垣邦男

これも物件供給契約書及び入札結果書を添付  
をしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありません

か。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

議案第50号 学校給食共同調理場の契約につ

いてお聞きしたいと思います。

これは耐用年数は何年になっているのか。現在、何年目になっているのかお聞かせください。

それから、小学校、中学校、幼稚園などに配食しているんですけども、給食は、何人分の配食で、この食器等はあるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、この洗浄能力なんですけれども、1時間当たりどれだけの食分があるのかお聞かせください。

それから4点目に、この新しい備品を購入することによって、職員の負担軽減が図れるのか、あるいは前と同様な動力を持っていて、それは変わらないのかお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

喜屋武すま子議員の質問にお答えします。

まず、耐用年数についてですが、一般的な器具、備品に関しましては法定耐用年数6年となっております。

続きまして、小学校、中学校の配食数なんですすが、約1,800食の提供をしております。

それと、能力についてですが、能力は、一応詳細についてはメーカーごとにちょっと違うんでわからないんですが、ただ、負担軽減という面でいきますと、学校から現在回収されている食缶が15時から洗浄を始めて終了時間が17時ぎりぎりまでになっています。この機械を導入しますと、70分程度で全ての作業が完了し、残りの時間が軽減されるということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

現在導入されている機械は約26年経過してございます。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

食の安心安全な立場から、学校給食の提供というのはとても大事なことですし、やはりこの備品を購入することによって職員の働く環境もよくなるし、負担の軽減にもなるということで非常にいいことだと思います。

それで、できたら本当は写真なり資料なりですね、どういった機械であるということがわかれば非常に良かったかなと思いますけれども、もしよければまた後ほど、そういう写真等でもっての説明書があれば配付いただきたいんですけども、それについて提供できるのかどうかお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

後ほどメーカーから納品される機器のカタログを事務局を通して提供したいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

以上でよろしいです。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思えます。御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第50号 学校給食

共同調理場厨房機器等備品購入の契約については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第51号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について（消毒保管機）

○議長（名幸利積）

日程第11. 議案第51号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

議案第51号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について御説明申し上げます。

これは消毒保管機であります。

議案第51号

学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について（消毒保管機）

北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定に基づき、次のとおり物件供給契約の締結について、議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：学校給食共同調理場厨房機器等備品購入（消毒保管機）
2. 納入場所：北中城村立学校給食共同調理場
3. 契約の方法：指名競争入札
4. 契約金額：¥17,600,000－  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥1,600,000）

5. 契約の相手方：宜野湾市伊佐3丁目4番5号

有限会社 中島工業

代表取締役 島 袋 悟

令和元年9月25日 提出

北中城村長 新垣 邦 男

別添、物件供給契約書及び入札結果書を添付してございます。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

議案第51号の学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてなんですけれども、これについても消毒保管機の耐用年数、現在また何年になっているのか教えてほしいと思います。

それから、工程作業なんですけれども、どういう工程で行っているのか教えてほしいと思います。

道具の保管なんですけれども、食缶とかあるいはバットですか、お箸とかスプーンとかあると思うんですけれども、こういったたぐいのが保管されているのかお聞きしたい。これからまた保管していくものですね。ものについて、こういった機器が保管されているのか教えてほしいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

ただいまの御質問にお答えします。

まず、法定耐用年数なんですけど、先ほども申し上げましたとおり、機械器具ですね、6年の耐用年数になっています。

購入が一番古いものと昭和63年です。比

較的新しいのが平成5年になってございます。

それと、保管庫の中におさめるやつなんですけど、先ほども議員のほうからおっしゃっていただいたトレーだったり食缶、てんぷらのバット、もしくは調理器具などをそのままカートに入れた状態でおさめるようなタイプになってございます。

工程なんですけど、先ほどの50号で契約しています食缶洗浄機、洗浄された食缶をそのまま大型のトレーに乗せて、それを保管するという工程になってございます。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

よくわかりました。

やはりそこで洗浄して保管庫に入れて保管して、安全を保っていくということで、今後また子供たちもとても期待していると思いますので、ぜひ食の安全に気をつけてほしいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第51号 学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約については原案のとおり可決されました。

**日程第12. 陳情第1-16号 県産品の優先使用について（要請）**

**○議長（名幸利積）**

日程第12. 陳情第1-16号 県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第1-16号 県産品の優先使用について（要請）については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1-16号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第1-16号 県産品の優先使用について（要請）は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。陳情第1-16号 県産品の優先使用について（要請）は採択されました。

**日程第13. 陳情第1-17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）**

**○議長（名幸利積）**

日程第13. 陳情第1-17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第1-17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1-17号 地元産品奨励及び

地元企業優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第1-17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第1-17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は採択されました。

#### 日程第14. 陳情第1-19号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中

止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情

#### ○議長（名幸利積）

日程第14. 陳情第1-19号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、報告いたします。

#### 1. 審査事件

陳情1-19 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改革改善を求める陳情

#### 2. 審査経過

同陳情は、令和元年第6回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和元年9月9日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。

#### 3. 審査結果

採択です。

#### 4. 審査意見

本議会では、2016年、2017年に同団体より介護保険制度見直しの改善を求める陳情を採択した経緯がある。介護保険制度は、5年に一度制度改正、3年に一度報酬改正をすることになっている。2018年に報酬の改正を行い、現在は2020年第8期制度改正に向け議論が進んでいるところである。介護保険財政や人材確保の厳しい状況がある中、介護保険制度を持続可能にするため、利用者、事業者あるいは地方自治体の負担になりかねない制度改正の議論がなされていないか危惧される場所である。

今年10月に消費税率の引き上げが予定されている、消費税導入当初も数回ある税率引き上げも社会福祉費の財源確保が主な理由である。当然、国が介護保険財政に対しては責任を持ち、国の支出割合を上げ安定し利用者が使いやすい介護保険制度の運営を行う責任がある。

よって本件については採択し、関係機関へ意見書を提出する事に決定しました。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1-19号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第1-19号については委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。陳情第1-19号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情については委員長の報告のとおり採択されました。

**日程第15. 陳情第1-20号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について（要請）**

**○議長（名幸利積）**

日程第15. 陳情第1-20号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第1-20号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について（要請）については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1-20号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第1-20号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。陳情第1-20号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は採択されました。

**日程第16. 意見書第5号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、**

介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書

○議長（名幸利積）

日程第16. 意見書第5号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増

計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

意見書第5号

介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年9月25日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

伊 集 守 吉

賛成者：北中城村議会議員

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

天 久 朝 誠

喜屋武 すま子

山 田 晴 憲

介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書  
(案)

現在、政府内で、介護保険制度の「給付と負担」について見直しの検討が進められています。その中には、介護保険利用料の原則2割への引き上げ、ケアマネジャーが作成するケアプラン

の有料化や要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業へ移すなど、給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

現状でも、沖縄県における介護保険利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の負担増や利用制限は全国平均の7割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。県内医療機関が行った「介護事業所アンケート2018」では約8割の居宅介護支援事業所が「ケアプラン有料化」に反対と回答、その理由は1位「利用者負担の増大」2位「公正中立が保てなくなる」3位「利用抑制」でありました。

また、介護現場では人手不足がますます深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかったり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。介護従事者の給与が全労働者平均給与よりも月9万円も低い実態は依然として改善されていません。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての国民の願いです。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ、介護現場そのものが崩壊してしまいます。

介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に以下の通り、制度の抜本改善を求めます。

- 1 介護保険利用料原則2割負担、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと
- 2 すべての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件の抜本的改善をおこなうこと
- 3 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善をはかること
- 4 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅にひきあげること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）9月25日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第5号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

異議なしと認めます。意見書第5号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書については可決されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、令和元年第6回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_